

大内力の日本農業の構造分析

——大内力の日本農業論（二）——

犬 塚 昭 治

目 次

1 構造分析（一）——『農業問題』初版とその問題点

- (1) 初版と改訂版の「はしがき」
- (2) 農産物価格の形成
- (3) 土地所有と地代
- (4) 農民層分解論

2 論争

- (1) 鈴木鴻一郎「日本農業と『価値法則』」
- (2) 大島清「わが国小作料は差額地代第二形態か」
- (3) 大内力の反論

3 構造分析（二）——『農業問題』改訂版ほか

- (1) 改訂版と初版とのちがい
- (2) マルクスの擬制化論
- (3) 大内力の擬制化論
- (4) 宇野弘蔵の擬制化論
- (5) 農産物価格論と段階論

4 構造分析（三）——『農家経済』

- (1) 成果と問題点
- (2) 大内力の分析の結論
- (3) 農民層の両極分解としての中農標準化傾向
- (4) 農業問題解決策としての「発展の法則」

5 「発展の法則」と農業問題

- (1) 宇野「発展の法則」の基本
- (2) 宇野「発展の法則」論の展開
- (3) 「発展の法則」と外国貿易
- (4) 「発展の法則」と日本の農業問題
- (5) 「発展の法則」と価値法則展開の動力

1 構造分析（一）——『農業問題』初版とその問題点

(1) 初版と改訂版の「はしがき」

ここで考察の対象とする大内の著作は主とし

て『農業問題』（初版，1951 年 4 月，岩波全書）と『農業問題』（改訂版，1961 年 4 月，岩波全書）であるが，初版を対象としておこなわれた論争も逸するわけにはゆかない。この論争は鈴木鴻一郎の「日本農業と『価値法則』」⁽¹⁾と大島

(1) 鈴木鴻一郎『日本農業と農業理論』，1951，御茶の水書房，所収にして初出。

清の「わが国小作料は差額地代第二形態か」⁽²⁾によって挑まれ、大内はこれにたいして「価値法則と日本農業」⁽³⁾をもって応えた。さらに『農業問題』初版の一年前に出版された『日本農業の財政学』⁽⁴⁾の序章と第1章は学界デビュー作『日本資本主義の農業問題』(1948年4月、日本評論社)においては、大内理論の中核の位置にありながらなお本格的に論じられていなかった農産物価格の形成論理を中心にその他重要問題についてやや詳しく展開しているものなので、逸することはできない。もちろんこのほかにも、当時から重要な研究結果を発表していたし、その後はいうに及ばない。その点については必要に応じてとりあげるが、きわめて不十分にしかできなかった。

この大内の『農業問題』の初版と改訂版とはのちにみるように大内日本農業論の骨格を形成するものといっているのであるが、初版は1951年に、改訂版は1961年に出版された。しかしこの時期の大内は農業問題の研究のみをしていたわけではない。もともと日本資本主義の農業問題というとらえ方がしめすように、この時期にも日本資本主義の全体にも研究の視野を広げていた。いま当面の農業問題解明に直接的、間接的に関連する、1960年代初めごろまでの共著をふくむ著書だけをみてもその活動状況はおおよそつぎのごとくである。『農業問題』初版以前には、さきにみた処女作以外にも『日本農業の論理』、『日本農業の財政学』があることはすでにみたが、宇野弘蔵・鈴木鴻一郎・斉藤晴造・大内力著『日本における農業と資本主義』(1948、

実業之日本社)が出版されているが、その主役は宇野弘蔵であって、重要な問題提起の書である。そのほかに大内が共著者の一人になっているものに梶西光速・大島清・加藤俊彦・大内力著『日本における資本主義の発達』、上・下(1951、東京大学出版会)、その同じ人たちによる『経済問題の基礎知識』(1952、暁教育図書)がある。さらに大内力『農業恐慌』(1954、有斐閣)は単著であるが、梶西光速・大島清・加藤俊彦・大内力著『日本資本主義の成立』(Ⅰ. 1954, Ⅱ. 1956、東京大学出版会)、武田隆夫・遠藤湘吉・大内力著『近代財政の理論—その批判的解明—』(初版、1955、改訂版、1958、時潮社)、林茂・小西四郎・大内力著『現代史—日本の百年—』(上・下、1957、毎日新聞社)、梶西光速・大島清・加藤俊彦・大内力著『日本資本主義の発展』(Ⅰ. 1957, Ⅱ. 1957, Ⅲ. 1959、東京大学出版会)と共著がつづき、大内力『肥料の経済学』(1957、法政大学出版局)、同『農家経済』(1957、中央経済社)は単著であり、金沢夏樹・福武直・大内力著『日本農業の基礎知識』(1958、東京大学出版会)の共著、大内力『地代と土地所有』(1958、東京大学出版会)は単著であり、梶西光速・大島清・加藤俊彦・大内力著『日本資本主義の没落』(Ⅰ. 1960, Ⅱ. 1961, Ⅲ. 1963, Ⅳ. 1964, Ⅴ. 1965, Ⅵ. 1967, Ⅶ. 1968, Ⅷ. 1969、東京大学出版会)、といった共著がつづく。さらに編著書ながら重要なものに『農業史』(1960、東洋経済新報社)がある。以後60年代、70年代を通して多数の研究業績を世に送り出している⁽⁵⁾。そして1978年度末に東京大学を

(2) 法政大学経済学会『経済志林』、法政大学経済学会、23巻1号、1955年1月。

(3) 東京大学社会科学研究所『社会科学研究』、6巻3号、1956年7月、のち大内力『地代と土地所有』、1958、東京大学出版会、に収録。

(4) 大内力『日本農業の財政学』、1950、東京大学出版部。

(5) その主なものをあげると、単著『日本経済論』(上、1962、下、1963、東京大学出版会)、同『アメリカ農業論』(1965、東京大学出版会)、同『「経済学」批判』(1967、日本評論社)、同『日本における農民層の分解』(1969、東京大学出版会)、同『農業経済学序説』(1970、時潮社)、同『国家独占資本主義』(1970、東京大学出版会)、同

定年退職したあとも、大内経済学の集大成ともいべき『大内力経済学大系』全八巻⁽⁶⁾を世に送り出した。最後の巻は没後三ヵ月後に出版された。

以上にみたような横にも縦にも尋常ではない大内の研究業績をいわば背景において、ここでとりあげるのは『農業問題』初版である。まず「はしがき」で、なにが問題であり、それをどう説くべきかを明らかにしている。まず問題は資本主義の「多くの国において農業が完全に資本家的生産によって支配されるようにはならないで、むしろ中間段階たる小農民が数多く残存していることが注目されなければならないのである。そしてこのような小農民が資本主義の発達につれていかに変質してゆくかを明らかにすることにこそ農業問題研究のキイポイントがある」⁽⁷⁾という。いかえれば資本主義一般の農業問題ではなく、各国の資本主義の歴史的に規定された特殊性に着目し、そこにおける農業問題を解明すべきだというのである。そうすることによって「資本主義社会一般における農業問題の本質をも理解することができるようになる」⁽⁸⁾。そして解明の方法には二つあって、「ひとつは、たとえばイギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、ロシア、日本といったような幾つかの異った資本主義の型に着目し、それらの国

で、重商主義、自由主義、帝国主義といった資本主義の各発展段階におうじて、どのような農業問題が発生しているかを明らかにし、その相互の比較をつうじて農業問題の本質を把握する、という方法であり、他は日本の農業問題をとくにとりあげ、それを日本資本主義の発達との関連において分析することによって農業問題の本質を明らかにする、という方法である」⁽⁹⁾。ところが前者のような研究は著者の研究の都合からいっても、また本書のようなコンパクトな書物には不適當なので、放棄したという。

このように本書が日本資本主義自体がかかえる農業問題の解明を目的にしていることが簡明に語られている。ただし農業問題のとらえ方が、あらゆる資本主義に共通するものとしてはとらえられていないが、日本資本主義の発生から現代にいたる全過程に存在するものとして農業問題をとらえ、その解明を課題だとしていることには注意しておかなければならない。のちに問題にするが、『農業問題』改訂版の「初版はしがき」⁽¹⁰⁾では、「資本主義社会一般における農業問題の本質をも理解することができるようになる」という文章はそのまま再録されているが、さきに引用した初版の「それらの国で、重商主義、自由主義、帝国主義といった資本主義の各発展段階におうじて、どのような農業問題

『現代日本経済論』（1971、東京大学出版会）、同『経済学における古典と現代』（1972、東京大学出版会）、同『現代アメリカ農業論』（1972、東京大学出版会）、編著『現代資本主義の運命』（1972、東京大学出版会）、単著『日本農業論』（1978、岩波書店）、同『信用と銀行資本』（1978、東京大学出版会）、同『国家独占資本主義・破綻の構造』（1983、御茶の水書房）、である。なお編著書にはここでは一書しかあげていないが多数ある。

(6) 第1巻『経済学方法論』は1980、第2巻『経済原論』、上、1981、第3巻『経済原論』、下、1982、第4巻『帝国主義論』、上、1985、第5巻『帝国主義論』、下、1985、第6巻『世界経済論』、1991、第7巻『日本経済論』、上、2000、第8巻『日本経済論』、下、2009である。いずれも発行所は東京大学出版会である。

(7) 大内力『農業問題』、1951、岩波全書、「はしがき」、4ページ。

(8) 同、5ページ。

(9) 同、5ページ。

(10) 改訂版なのにどうして「初版はしがき」となづけたのかはわからないが、改訂版までが「初版」という意味なのだろうか。

が発生しているかを明らかにし、その相互の比較をつうじて農業問題の本質を把握する、という方法」という部分は「それらの国で、重商主義、自由主義、帝国主義といった資本主義の各発展段階におうじて、どのように農業が発達し、その結果農業問題を発生せしめるにいたったかを世界史的類型として明らかにし、それによって農業問題の本質を把握するという方法」⁽¹¹⁾ というように微妙に変わっている。変化は初版では「資本主義の各発展段階におうじて、どのような農業問題が発生しているかを明らかにし、その相互の比較をつうじて農業問題の本質を把握する」というところが改訂版では「どのように農業が発達し、その結果農業問題を発生せしめるにいたったかを世界史的類型として明らかにし、それによって農業問題の本質を把握する」というように変わっているのである。初版では農業問題は資本主義の各発展段階に発生するのであり、「その相互の比較をつうじて」農業問題の本質を把握する、という主張になっているが、改訂版では農業問題は一定の資本主義国の発展過程において「どのように農業が発達し、その結果農業問題を発生せしめるにいたったかを世界史的類型」のちがいの観点から農業問題の本質を把握する、という主張になっている。前者においては農業問題は資本主義の各発展段階に応じて存在するというように読めるが、後者においては資本主義の発展とともに農業も発展するが、その後『世界史的類型』差をもった農業問題が発生するというように読める主張になっている。このばあい農業問題が発生するのが資本主義の発展の三段階のどの段階であるかはしめされていないが、資本主義の発展過程に

おける一定の段階であるという意味であろう。だが改訂版では先に引用した文章の1ページまえに初版にはない新たな見解がしめされている。まず初版では「農業問題が経済学の一部門として研究されなければならないのは、それが資本主義の種々な発展段階におうじて、また各国の資本主義の異った構造的特質におうじて、それぞれ異った形態をとりつつ発生してくるからである」⁽¹²⁾ と、ここまでは初版も改訂版も同じであるが、このあと初版では「なかなづくここでは、多くの国において農業が完全に資本家的生産によって支配されるようにはならないで、むしろ中間段階たる小農民が数多く残存していることが注目されなければならないのである。そしてこのような小農民が資本主義の発達につれていかに変質してゆくかを明らかにすることにこそ農業問題研究のキイポイントがあるわけである」⁽¹³⁾ となっている。ところが、改訂版では「なかなづくここでは、多くの国においては、その資本主義がもっとも順調に発展した自由主義段階においてすら、農業は、完全に資本家的生産によって支配されるようにはならず、むしろ中間段階たる小農民を数多く残存せしめていたこと、そして資本主義がそのほんらいの発展傾向を失う帝国主義段階にはいると、農業の資本家的発展もおこなわれなくなり、かえって小農民の存在が強化されるようになることが注目されなければならない。けだしここにこそ資本主義にとって解決しえない問題としての農業問題の本質があるのだからである」⁽¹⁴⁾ というように変わっている。つまり改訂版では大内が農業問題とは帝国主義段階の問題であることを明らかにしたのちに、先進国イギリスと

(11) 大内力『農業問題』、1961、改訂版「初版はしがき」、5ページ。

(12) 大内力『農業問題』、1951、初版「はしがき」、4ページ。

(13) 大内、前掲書、初版、4ページ。

(14) 大内、前掲書、改訂版、「初版はしがき」、4ページ。

後進国ドイツをとりあげ、「それらの国で、重商主義、自由主義、帝国主義といった資本主義の各発展段階におうじて、どのように農業が発達し、その結果農業問題を発生せしめるにいたったか」⁽¹⁵⁾を究明することが農業問題解明の課題であるといっているのは、読み方によっては初版「はしがき」に引っ張られた後退ともうけとれる。あるいは後年、大内が主張するようになる発展段階論のなかには先進国、後進国問題を入れなければならないという思いがあったのかもしれないが、それをおいて問わぬとすれば、「初版はしがき」もなお不明確さを残しているといわなければならない。しかしいずれにせよ課題の設定そのものが対象自体の性格に規定されているのが経済学の科学としての特殊性に由来しているのであって、『農業問題』初版の「はしがき」から改訂版の「初版はしがき」への変化は著者の農業問題にたいする科学的認識の進歩を意味しているのである。もともといわゆる農業問題なるものは純粋資本主義に基礎を有しながらそれ自体は抽象的思惟の世界にしかありえない原理論のみをもってこれを解明することができない特殊歴史的な具体性をもつものだった。純粋資本主義を対象とする原理論において非商品経済的諸要因は本筋の論理には登場しないのであって、したがって商品経済的行動をとることもあれば、とらないこともあるといった小生産者は存在する余地がないのである。

(2) 農産物価格の形成

大内の『農業問題』初版は全六章からなりたっている。第一章「序説」、第二章「農業経営と農家経済」、第三章「農産物価格の形成」、第四章「土地所有と地代」、第五章「農業金融と財政投資」、第六章「農業恐慌と農民層の分解」である。

このうち大内理論の独創性をもっともでているのは三、四および六章と考えられるのでこれを取りあげる。のちにみる「論争」でも三章四章がとりあげられている。そこでまず第三章「農産物価格の形成」であるが、その「二 農産物価格決定の特殊性」のなかのつぎの文章に注目しなければならない。すなわちこういっている。「農業にも資本主義的経営が支配的におこなわれており、かつ地代がここでは差額地代のみであると仮定するならば、農産物の市場価格は、限界地もしくは、限界投資の生産物の生産価格（費用価格＋平均利潤）によって、いいかえれば何ら地代をふくまない農産物の価格によって規制され、地代はただより優良な条件のもとで生産されしたがってより小さい個別的価格をもつにすぎない農産物についてのみ問題になりうるにすぎない、という点である。そして以下でとくにわれわれが問題にしなければならないのは、日本のばあいのように、家族労働による小農経営が支配的であるばあいには、右のような資本家的経営のもとにおいて認められる一般法則が、どのような修正をうけつつ適用されるか、という問題なのである」⁽¹⁶⁾と問題を設定する。ついでこの一般法則が「価値法則」であることをつぎのように明らかにする。「小農経営が支配的におこなわれていても、農業をとりまく社会が資本主義社会であり、かつ農業が深く資本主義社会のなかにまきこまれていれば、農産物の価格がまったく法則性をもたず、偶然的に決定されるということはある。周知のように、人間の社会はすべてその総労働力を、その社会の必要とする割合でさまざまな生産部門に配分しなければ存立しえないものであるが、資本主義社会はこのような労働力の配分を意識的計画的に遂行しうる機構をもってい

(15) 同、5ページ。

(16) 大内、前掲、『農業問題』、初版、117～118ページ。

ないので、むしろ商品交換関係をつうじて、いかえれば価格の変動をつうじて、このような労働力の配分を規制するものが価値法則であるといっている⁽¹⁷⁾。そこで農業も、それがたとえ資本家の経営によって担当されてはいないにしても、すでにそれが資本主義社会の社会的分業の一分肢となっており、したがって資本主義社会はこの部門にも、一定の労働力を配分しなければ存立しえない条件がつくりだされているならば、やはり何らかの形で価値法則の支配をうけないわけにはゆかないのである。ただここでは、経営が資本家の原則、すなわち平均利潤の確保、という原則によって支配されていない、ということのために、一定の偏寄をうけた形で価値法則が自己を貫いてゆくにすぎない⁽¹⁸⁾ という。

正確を期するために長文の引用となった。対象が資本家的農業経営ではなく、小農の経営であることを断っているが、価値法則のやや直接的適用になっている点が問題である。ここで大内が価値法則による労働力配分の原理が実現されているといっていることにも疑問をもつ。ここで労働力配分の原理なるものを賃銀労働者のばあいと同様に小農のばあいにおいても自家農業労働によってえられる価値生産物のうち生産手段の価値と地代部分の価値とをのぞいた部分を賃銀労働者の労賃とみなし、これを自己労働力の価値として、それを基準として労働力移動や農業生産の増減を調節するものとみなしているかどうかが問題である。もちろんそういう方向への運動が展開されることは事実であるが、農民のばあい労賃という形態をとらないことに

(17) ここには大内自身の注がついていて、それにたいしてマルクス「クーゲルマン宛の手紙」からの引用ページ数がしめされているが、問題はそれにつづくつぎの文章にある。すなわちこうである。「念のために注意しておけば、価値法則をこのように労働力配分の原理としてとらえることは、むしろただ価値法則の一面をとらえたにすぎない。このような法則性は資本主義社会では直接的に把握することはできないのであり、むしろわれわれは価値が一定の形態としてあらわれる点をとらえ、その展開を追求することによって価値の本質にいたる以外には方法はないのである。そのいみで、価値法則をたとえば商品交換を規制する法則として理解することもできるのである」(『農業問題』初版、119ページの注〔17〕)といっているが、私がここで問題にしたいのは価値法則を適用しうるかどうかの問題ではなく、価値法則が貫徹しているということが原理論におけるばあいと同じ意味あいでは貫徹しているということであれば、疑問が残るのである。農業が小農民によって担われていても、価値法則が何らかの形で作用していることは間違いないが、小農制においては「一定の偏寄をうけた形で価値法則が自己を貫いてゆく」というとき、その「一定の偏寄」とはここでは「生産価格の法則」の代わりに、あたかも「費用価格の法則」にとって代わったかのごとくに説かれているが、かりにそうだとすれば「費用価格の法則」なるものがあるのだろうか。生産価格を構成するCやVは生産資本、可変資本として資本概念であるが、費用価格に擬制化されたC、Vは資本ではないし、Vにいたっては貨幣でさえない。大内は注17で「価値法則をこのように労働力配分の原理としてとらえることは、むしろただ価値法則の一面をとらえたにすぎない」というが、農民においても労働力配分の原理は貫徹しているかのように説いている。しかしそのV水準はいちじるしく低いものであって、とうてい価値法則が貫徹しているとはいえないものである。構造的過剰人口としてのVでしかないのである。価値法則も費用価格実現もくずれた形で作用しているにすぎない。宇野弘蔵は「価値法則は、『労働による価値の決定』が根本であって、『等価交換』と『労働の配分』とはその展開による効果と考えてよい。もともと、商品交換は異なった使用価値の等価交換を形態上の原則とするものであって、一社会に全面的に行なわれる商品経済は、その生産に要する労働によって決定される価値によってその商品交換を規制せられるとともに、これによって社会的労働を各種の使用価値の生産に配分することになる」(『宇野弘蔵著作集』第2巻、以下たんに②と表記する。〔経済原論Ⅱ〕、1973、岩波書店、254ページ)といっている。賃銀労働者の労働として等質なのである。

(18) 大内、前掲、『農業問題』、118～119ページ。

よる「誤差」自体が大きいみをもつのではないかと思われる。小農経営は賃銀労働者とは異なっており、小生産者の性格に由来する構造的制約をうけている。そればかりではない。日本資本主義が後進国的性格をもち、さらに帝国主義段階にあるということは、農民自体がたんに景気循環にともなう相対的過剰人口として存在するのではなく、構造的慢性的過剰人口として存在していることを意味している。そういう現状分析的特殊条件を考慮するならば、小農経済においても「一定の偏寄をうけた形で価値法則が自己を貫いてゆく」といったのでは法則貫徹と「一定の偏寄」との次元の相違、いいえれば前者が原理論的アプローチであるのにたいして後者は段階論的、現状分析的アプローチであるということが軽視されていることが問題なのである。

ここで原理論において価値法則が貫徹することと段階論なり現状分析なりにおいて価値法則が「一定の偏寄」をうけて「貫徹する」ということとが次元の異なる問題であることを明確にしておくことが必要であろう。この問題に関連するものとして大内は、『農業問題』初版の一年前に出版された『日本農業の財政学』⁽¹⁹⁾でつぎのようにいっている。少し長い引用になるが、重要なのであえてする。「具体的な日本の資本主義社会を分析することになれば、たんに抽象的な経済理論だけですべてを片ず（原）けてしまうわけにはゆかない。経済理論の前提とするような純粋な資本主義社会はどこにもないことはまえにもふれたが、とくに日本のような後進資本主義国においては、多くの他の条件がさまざまな形で経済法則に影響を与え、一定のモディフィケーションを強制するからである。このようないわば攪乱の諸条件は

多々考えられるが、すくなくともつぎの二つの問題は重要であろう。第一には理論経済学が基本的な階級として資本家と労働者のみを考えているのにたいして、現実の資本主義にはそれ以外の中間階級が多々存在していること。ことに日本農業においては農民はほとんどすべてが単純商品生産者のような形態をとっている。したがって農産物の価格決定にあたっては、地代の決定にあたっては、経済法則は一定のモディフィケーションをうけることになる。第二には、理論経済学が捨象している国家権力が存在し、それがその政策活動をつうじて経済的諸条件に変化を与えていること。もちろん……国家権力は万能ではない。けだし第一に国家権力は階級的な作用以外にはもちえないが、この階級関係はほかならぬ経済的条件によつて規定されるものだから、国家権力の発動の方向は経済的条件によつて決定され、けつして恣意的にはありえないから。また第二に、国家権力はけつきよく経済発展の方向およびいみ（原——犬塚）において作用するばあい以外には効果をもちえない」⁽²⁰⁾と。この主張はむしろいわば方向として正しいものであり、私もそこに大きな示唆をえたのであるが、疑問がないわけではない。原理論世界に存在しないものは農民や政策だけでなく、ここには登場しない生産力水準の問題もあるが、それはともかくとして、農民経済の分析においては農産物価格が生産価格にはきまらずに、費用価格によって規定されることを明確にしたのは大内の功績であるが、特殊性はそれだけでなく、V（労働力の価値）やC（生産手段の価値）やR（地代部分）においてその量的規定が阻害されていることが大内にあっては軽視されているように思われる。そしてその諸範疇の量的変化の運動も法則の範囲を超えることも

(19) 大内力『日本農業の財政学』、1950、東京大学出版会。

(20) 大内、前掲書、16～17 ページ。

あるという点が無視されているように思われる。たとえばときとして老人や子供といった非労働力が農作業等に駆り立てられたり、機械や牛馬が「資本」としてではなく資産とみなされたり、農産物の価格がさがっているときにかえって生産を増加させたりするという、非資本家的商品経済的行動をすることをどうみるかという問題である。VやCやRに擬制化されたものが、その擬制元の形態を内在的にとっていないために、擬制化されたものがその形態の範囲を超えて、運動してしまうのである。たんなるモディフィケーションではないのである。農民には小生産者の性格がまつわりついているのであって、それが価値法則から離間する運動をときとして起こす点が軽視されているのではないかと思われる。のちに問題にするが大内の農民層分解論によれば農民層は両極分解する運動を展開しているのであるが、それがそのままあらわれず、下向運動は零細農民として貧困化しつつ滞留するといった認識になっているのであって、その底で大内は一方であくまで非正常型の両極分解説にこだわっているのであるが、他方で農民の賃労働者化が思うようにすすまないことをうまく説明できないで見受けられる。要するに農民にあってはVもCもRも不全の形態であることが見逃されているのである。もうひとつ政策の役割も軽く扱われているのではないだろうか。上部構造としての政策は下部構造に規定されているので、下部構造のゆるすかぎりでも効果をもつにすぎないという考えのようである。それはわるくすると、商品経済史観に陥ることになりかねない。下部構造の自立性はいわば純粋資本主義のなかでのみ適用することなのである。所有権はこれを認めるという上部構造はじつは下部構造の反映なので

あって、それゆえに資本主義経済は自立しうるのであるが、重商主義段階や帝国主義段階ではすでに下部構造が自立しえなくなっているのである。そのためにどうしても特殊政治的上部構造によって補完されざるをえないのである。唯物史観にいう下部構造の自立性は純粋資本主義を前提にして論証されると考えるべきなのである。したがってたとえば帝国主義段階においては上部構造は下部構造に一方的にしたがうということではなくて、下部構造に一定の作用をおよぼし法則の展開を修正または阻害するのである。上部構造が下部構造に一定の作用をおよぼしうことを前提にしなければ歴史過程の解明は不可能になる。上部構造は下部構造に規定されるだけだといったのでは歴史過程は解明されないことになる。

原理論的抽象理論と現状分析的具體理論との次元のちがいを無視して価値法則が段階論や現状分析においても貫徹するという説は割と広く支持されているのであって、森恒夫によっても主張されている。森は宇野の主張の独特の解釈をもって自説を展開しているのであり、さらにまたその宇野の主張はことさらに難解な表現になっているので、最初に両者の問題の箇所を一括してかかげておくことにする。森が問題とする宇野の文章は二つあって、

a. 「個々の国々の資本主義の発展は、先ず資本主義自身の世界史的発展段階の必然性によつて——それはいわば原理論的必然性が、さらに歴史的に制約されてあらわれるのであるが、それによつて——規定されるのであつて、直ちに原理論的に解明されるものではない」⁽²¹⁾。

b. 「原理論的に必然的法則として把握されたものも、……（原）段階論的規定の内に、資本主義の世界史的必然性として具体化される」⁽²²⁾。

(21) 宇野弘蔵『経済政策論』, 1954, 弘文堂, 21 ページ。なお念のためにいえば、——内の二つの「それ」は「資本主義自身の世界史的発展段階の必然性」のことをさしている。

森の文章

「宇野氏が、原理論的法則性と段階移行の歴史的必然性との関連を全く無視されているわけではない。宇野氏によれば、資本主義の世界史的発展段階の必然性は『いわば原理論的必然性が、さらに歴史的に制約されてあらわれるのであり、また『原理論的に必然的法則として把握されたのも、……（原）段階的規定の内に、資本主義の世界史的必然性として具体化される』（宇野『経済政策論』二一、二七頁）のである。その含意はつぎのように考えられる。原理論的法則は、現実の歴史過程では原理論の展開で捨象された具体的諸条件のなかでのみ貫徹するのであり、そうした経済法則と現実の歴史的諸条件との絡み合いをとおしての原理論的法則の貫徹が、資本主義の段階変化を必然にするのである」⁽²³⁾。

こう対照してみると、森の宇野説理解が正しくないことが明確であるように思われる。森が宇野説を「原理論的法則」が「歴史過程」の「具体的諸条件のなかでのみ貫徹する」とか、「原理論的法則の貫徹が、資本主義の段階変化を必然にする」ということを主張していると理解したのは誤りであって、宇野は原理論的必然性が歴史過程では歴史的に制約されて、あるいは段階論的規定をうけてあらわれる、といっているのである。原理論と段階論とは内的関係がないとはいえないが、前者自体から後者がでてくる必然性は、鈴木・岩田理論とは異なっており、ないのである。宇野の1954年版『経済政策論』での

主張は、「原理論的に必然的法則として把握された」法則が段階論や現状分析という場においては、政策や生産力といったそれ自体としては非商品経済的諸要因や小農民といった非資本家的商品経済的諸要因による偏畸をうけながらも一定の作用を展開する、ということにある。もっとも宇野のこの『経済政策論』の27ページ⁽²⁴⁾には、大内や森の主張を許すかのような文章がある。「原理論的規定も歴史的な性格をもたないわけではないが、しかしそれは資本主義に一般的なるものとしては、恰も永久的に繰り返えす法則であるかの如きものとして把握されるし、またかかるものとして段階論的規定の内にも貫徹されているのである」というのがそれである。この文章自体も難解であるが、ここで宇野が「原理論的規定も……段階論的規定の内にも貫徹されている」というばあいの貫徹とは逆説的に貫徹するという意味であろう。もともと原理論には存在しない非商品経済的諸要因や非資本家的商品経済的諸要因が段階論においては存在するのであって、それらは原理論的諸法則の展開を多かれ少なかれ阻害または畸形的に促進するものであるから、貫徹というのはいいすぎであると思う。法則は展開されるが全面展開とはかぎらないからである。原理論の諸法則は厳密に言えば段階論や現状分析においてはさまざまに歪められて展開されるというのが宇野の真意ではないかと思われるのである。歪められるというばあいには法則展開が阻害されるということばかりではなく、政策や生産力そ

⁽²²⁾ 同、27ページ。なお（原）とは原文どおりという意味である。

⁽²³⁾ 森恒夫「論理的展開と歴史的発展は表裏の関係たりうるか」（武田隆夫・遠藤湘吉・大内力編『資本論と帝国主義論——鈴木鴻一郎教授還暦記念——』、下、1971、東京大学出版会、所収）、21～22ページ。

⁽²⁴⁾ この宇野の1954年版『経済政策論』の27ページの全体が71年改訂版では削除されている。しかしこの27ページの文章も間違っているわけではない。ただつぎの文章は誤解を招くのではないだろうか。「勿論、原理論的規定も歴史的な性格をもたないわけではないが、しかしそれは資本主義に一般的なるものとしては、恰かも永久的に繰り返えす法則であるかの如きものとして把握されるし、またかかるものとして段階論的規定の内にも貫徹されているのである」（27ページ）というのがそれである。

の他によって段階とびこえといった促進されるばあいもあることに注意しなければならない。法則がそれ自身に特殊歴史的展開をなすといったのでは鈴木・岩田理論になるであろう。価値法則は原理論という場においてのみ必然性として貫徹しうるのであって、現実においては多かれ少なかれその貫徹は阻害をうけるのである。農民経済における「労賃」擬制化は賃銀労働者の労賃の阻害形態なのであって、その点の解明こそが重要であると思われるのである⁽²⁵⁾。

ここでふたたび『農業問題』（初版）に帰る。日本の農産物価格形成にも価値法則が貫徹しているとしたのち、つぎのようにその形成論理を説いてゆく。大内はこういつている。ふたたび長い引用になるが、以下の議論の中核部分をなすものなので、煩をいとわず引用しよう。「小農民的生産が支配的におこなわれていても、もし農産物価格が他の資本家的商品の価格と同じように、地代をふくまざる農産物の生産価格で決定されるならば、農民の手には彼が前貸しした不変資本部分を差し引いたのちになお彼の自分自身の労働にたいする労賃部分と、自分の資本（原注1）にたいする利潤部分とが所得として実現される。また、より優れた条件のもとに投下された資本の生産物からは、このほかになお差額地代部分が生ずる。この部分は、もし彼が小作農であれば地主に支払われなければなら

ないが、彼が自作農であればそれも一種の超過利潤として彼自身の所得となるであろう。かくして、農産物価格が生産価格の水準に決定されるならば、マルクスが、小農が、『自分自身のために労働し自分自身の生産物を売るとすれば、彼は第一には、自分自身を労働者としてもちいる自分自身の雇用者（資本家）とみなされ、また、自分自身を自分の借地農業者としてもちいる自分自身の土地所有者とみなされる。彼は賃労働者としての自分には労賃を支払い、資本家として自分には利潤を請求し、土地所有者としての自分には地代を支払う。』（原注2）といっているような事実が作りだされることになるわけである。むろんこのばあい農民の手にはただひとつの所得が実現されるだけであり、この三つの部分が別々に独立の範疇として実現されるわけではない。けれども、農民をとりまく社会において、この三つの所得範疇がおのおのの独立のものとしてあらわれてくれば、そして農民が封建社会におけるように土地に緊縛されて農業を営むことを強制されてはいないで、ばあいによっては土地を他人に貸付けて地主になることもでき、農業を放棄して賃労働者になることもでき、まためぐまれた条件のもとでは彼の資本を他の事業に投じて資本家になることさえ可能である、といった条件がますます強く実現されてくれば。右のマルクスのというような計算方

(25) 後年、大内は純粋資本主義を対象にしている『資本論』は歴史それ自体の分析には直接使えないということを、ここでの拙論を裏返したかたちで、いかえれば段階論の必要性として説いている。『資本論』においては「歴史的叙述も、ここでは、その理論構成にとって必要であり、合目的である事実のみが抽出され、われわれが純粋資本主義を、もしくはそのもとで展開される理論を、理解するための材料とされているのであって、もともとそれは歴史それ自体の分析でもないし、叙述でもないのである。それをあたかも歴史自体として考え、日本の歴史の分析に利用しようとしても、そのあいだの視角のくいちがいはどうしても埋めることのできないものである。したがって、ここからひきだされる結論も、やはり段階論の必要性ということであろう。『資本論』を歴史書として利用するのではなく、むしろそれを基準にして、資本主義の生成・発展・変質の歴史過程が段階論として明らかにされたとき、われわれははじめてそれを日本資本主義分析の基準たらしめうるのである」大内力『経済学における古典と現代』（1972、東京大学出版会）、177～178ページ。初出は「『資本論』と日本資本主義」、『経済学論集』、東京大学経済学会、33-3、1967。さきにみた『農業問題』の論調とは変わっているのである。

法は、家族的小農においても採用されざるをえないものとなってくる。かくて『資本制生産によって支配されている社会状態の内部では非資本家的生産者も資本家的表象によって支配される』（原注3）ことになるのである⁽²⁶⁾。

これまでの考察は小農を資本家に擬制化するというケースであるが、その擬制化が実際に可能となるのは、資本主義の発生、発展期のばあいである。しかも明確にそういえるのはイギリスのような先進資本主義国のばあいであって、

19世紀末によく資本主義を開始した日本のような後進資本主義国にあってはきわめて畸形的なかたちでしか適用しえなかった。しかもそれは明治末までの短期間にしか可能ではなかったものであり、とくに第一次世界大戦以後は農業の発展は小農制の枠内での発展に躊躇するようになる。そういうばあいの擬制化はどうなるかということが問題になる。大内はそれをつぎのように展開する。「小農的経営が支配的におこなわれている条件のもとでは、農産物価格

(26) 大内、前掲、『農業問題』、初版、120～121 ページ。この引用文中の（原注1）にはこうかかれている。「ここで資本というのは、むろんげんみつないみではない。げんみつないみでいえば、資本はむろん他人の労働を支配して剰余価値を実現しえなければならないから、小農民のばあいにはなお資本という範疇はないといわなければならない。その点くわしくは宇野弘藏・鈴木鴻一郎・齋藤清造・大内力『日本における農業と資本主義』、一九四八年、〈実業之日本社〉一〇四頁以下をみよ」〈前掲、大内『農業問題』、121～122 ページ〉とある。そこでその箇所をみるとこういう発言がある。「大内 だから（農民が土地を）資本だとして計算するのは、むしろ帳簿上の擬制をやっていることなんです。もちろんばくぜんとした資産というような考え方は農民にもあると思いますが。／宇野 逆に農家に商業的な面が多少ともはいるとどうなるか。企業家的な面、これもある程度はいつておると見なければならぬ。そうすると自分の労力によっても、生産の手段は皆労力の対象として資本のような形になるわけで、労力も亦働く元手だといういみをもつて来る。たとえば家族労力にしても自分の息子や娘はやはり一種の元手だというふうな考え方が生じて来るのではないですか。土地も肥料も何もかも全部企業的な面からいうと漠然とこれを資本化して考えるということにならないですか。こういうことがいえやしないかと思うのです。つまり企業的な面が一貫していない点にそういう混同があるのではないかと思うのだけれども、農家自身でほんとうに土地を資本と考えておるかどうかという点はちよつとむつかしいですが、実際はどう考えておるのでしょうか。／大内 そういう点なら自作と小作でも違う。自作だと先祖伝来の土地を持つているから割合に資本だという感じはないと思うのですが。しかし小作だといやでもおうでも小作料の計算をしなければならぬでしょうから、よほど土地というものが収益計算の中に入ってくるでしょう。／宇野 自作でも土地を買入れて自分の経営を拡大しなければならぬという、殊に企業家的な面が多少ともはいつて来ると、自家労力までみな資本に考えて、そして土地も農具も一緒に生産手段は全部資本だというふうな考え方がはいつて来るのではないかね。／鈴木 今の犬内君の場合でも、自作が祖先伝来の土地を持つていてもまわりに企業的な計算をする者がだんだんとでてくれば、やはり自作も順次にそういうふう考えることになりませんか。／宇野 それは少し強くみすぎることになりはしないか。／大内 その場合は、むしろ生活費を得るためのファンドという考え方であつて、ちゃんとした平均利潤なり、あるいは利子なりを生む資本という考え方ではないでしょうね。」（前掲、『日本における農業と資本主義』、106～107 ページ）となっている。ここの宇野の発言は、必ずしも明確ではないが、よく読むと、農民の営農目標は土地も労働も農具もまた息子や娘の労働力もいわば資産であつて、その資産の増殖にあるといっているように思われる。それは商品経済にまきこまれた小生産者の営業目標である。そしてここでの犬内の最後の発言はそれをセカンドしている発言である。だが先の『農業問題』からの引用文では小農の生産物が生産価格で決定されるばあいを想定しているのであって、小農は資本家に擬制化されているのである。ただし原注1ではそれには無理があることに注意を促しているわけである。小農が資本家に転化する条件があるばあいにはたんなる擬制の話ではなく、法則の実現の話になる。擬制化は法則展開のいわば裏側の話として意味があるのである。なお原注2と3は『資本論』からの引用箇所を示しているものである。

がこのように生産価格の水準にきまるということはむしろ例外にぞくする。むろん小農民でも、なるべく高く彼の生産物を売ろうと努力しているわけだから、農産物の需要がひじょうに大きいばあいにはその価格は生産価格ないしそれ以上にも騰貴しうるのであろう。が、小農民においては、資本家とちがって、生産価格が実現されるような必然性は存在しないのである。といういみはこうである。資本家的生産においては、もし農産物価格がその最終投資に平均利潤を実現しうるほどに高まりえなければ、その資本は農業からひきあげられ、農産物の供給量が減少するから、けっきょく農産物価格は平均利潤を保証する水準、すなわち生産価格の水準まで高まらざるをえない。けれども小農民の生産においては、価格がそれ以下にさがっても、農民はすぐには生産をやめるわけにはゆかないのである」⁽²⁷⁾。だが、「ここでは農民には、じつは資本家に転化する道は事実上ほとんどとざされているのであり、彼は農業をやめて貸付地主化するか、賃労働者になるしか道はない。しかも彼が所有する一町前後の土地では、貸付地主として自立することもできないから、じっさい問題として農民にのこされている道は、農業を継続するか賃労働者になるか、という二つしかないであろう。このような条件のもとで農業生産がおこなわれていれば、農産物価格が生産価格以下に低下しても、なお農民が農業によって生活をささえるかぎりには、農業生産はつづけられる。そこで、ここでは農産物価格の最下限は、限界生産物の不変資本+最低生活費、いいかえれば、がいして $C+V$ という費用価格の水準によって与えられると考えることができる。もちろん限界生産物の価格がこの水準にきまり、そ

れが農産物の市場価格を規制するとしても、より有利な条件のもとで生産される農産物には、一定の、差額地代部分に相当する超過部分が発生する。この部分は、農民が自作農であれば彼自身の所得となるし、小作農であれば小作料として地主に支払われる。が、いずれにせよ、農産物価格は、かくして、小農民の農業のもとにおいては、原則として価値ないし生産価格よりはるかに低い水準に定まり、とくに小作農にはただ彼の労賃に相当するものを保証するにすぎないことにならざるをえないのである」⁽²⁸⁾。「だが、このように小農民の生産関係のもとでは農産物価格が、最終投資の生産物の費用価格によって規制される、ということについては、もうすこし立ちいった考察が必要である。……このような価格決定がおこなわれるのは、農民が賃労働者に転化しうる、という前提条件があるからであった。すなわち、かかる条件のもとでは、もし農産物価格がそれ以下にさがり、農民が、とくに小作農が小作料を支払ったのちに所得として獲得しうるものが、彼が農業外に労働力を売ったばあいに獲得しうる労賃より以下にさがるならば、彼は農業をやめて賃労働者になるであろう。そうすれば農産物の供給が減じ、価格は一定水準まで回復することになる。かかる機構をつうじて、けっきょく農産物価格の水準はこのばあい、費用価格の水準に規制されることになるわけである」⁽²⁹⁾。けれどもじっさいには「生産物価格が費用価格以下になっても、一定のいどまでは農民は兼業の拡大によってその不足を補いつつ農業生産をつづけてゆく。むろんこの不足がいちじるしく大きくなれば、下層農家から漸次兼業の比重が増加し、農業生産が縮少してゆく傾向がすすむわけであるが、それ

(27) 大内、前掲、『農業問題』、初版、122 ページ。

(28) 同、123～124 ページ。

(29) 同、125 ページ。

でも、日本のばあいのように、資本主義の側における労働力需要がたえず比較的小さい状態におかれているばあいには、むしろ広汎に兼業を結合しつつこの低価格に耐えてゆくことになるであろう。こういうわけで、日本では、むしろ費用価格さえ全部が実現されず、農業所得は労賃部分を下まわる高さにさえあるていど恒常的にさがりうることになるのである」⁽³⁰⁾ というのである。

このあと 1936 年の「農家経済調査」の経営面積約 8 反歩の下層小作農の数字をとりあげて、その農業収入 823 円、これから小作料をのぞく本来の経費 184 円を差し引いて、629 円の所得がえられるが、そこから小作料 240 円を差し引けば 389 円がえられる。これが彼の本来の農業所得である。彼の家計費は 533 円で、それは「ほぼ最低生活費に近いもの」であって、「これをいちおう労賃部分とみなすことができるであろう。そうすると、農業所得は、この労賃部分の 73% をカバーしているにすぎない。だから、ここでは農産物価格は $C+V$ ではなくて、むしろ $C+0.73V$ という水準まで低下していると考えられるのである。そしてその不足の 27% は兼業労働によって獲得されているわけである」⁽³¹⁾ という。これが大内の独創になる農民の自家農業の実現する労賃部分 $= 0.73V =$ 農民の年間家族生活費の 73% 論である。そして農産物価格の決定機構論を欠落させていた講座派理論のいわば決定的弱点をつぎのように衝くのである。「このような農家の低所得の原因は、——……多くの学者はむしろ農家の不生産的経営、とくに小作料負担が過大である点にその原

因を求めてきたのであるが、そうではなくて、じつは小農経営が比較的発達した資本主義のなかにまきこまれることによって、必然的に生ずる特殊な価格決定の機構にこそ、その主たる原因が求められなければならない、ということこれである。小作料負担はそれがいかに過大にみえようとも、ほんらいは自然的条件のよりすぐれた資本に生ずる超過利潤にすぎないのであって、むしろそれをも自己の所得となしうる自作農は、それをなしえない小作農より大なる所得をえることができるにはちがいないが、それにもかかわらず小作農の窮乏の原因は小作料負担の過大にあるのではなく、むしろ小作料をふくまざる農産物価格がきわめて低位におしきげられているためといわなければならないのである」⁽³²⁾ といい、最後に「このように低い価格が農民におしつけられるということは、むしろ直接には小農民相互の競争の結果である。農民も他の商品販売者と同様に、他の競争者を排除して自己の商品を売るためには、一銭でも安くその商品を売らなければならない。このような競争が強ければ強いほど価格は低くおしきげられる傾向をもつ。けれどもむしろ競争は価格を無限におしきげうものではない。そこには一定の限度がある。そしてその限度は、うえにみたように資本主義社会における一般的な労賃水準によって規制されるのであり、たとえ現実にはその水準以下にさがりえても、それはいわば誤差の問題にすぎないのである」⁽³³⁾ という補論をのべて、第三章の二の「農産物価格決定の特殊性」の項を閉じるのである。

だが、この $0.73V$ とはなにを意味するのか

⁽³⁰⁾ 同、126 ページ。

⁽³¹⁾ 同、127 ページ。漢数字を算用数字になおした。

⁽³²⁾ 同、127～128 ページ。

⁽³³⁾ 同、128～129 ページ。この文中の「誤差の問題にすぎない」というのは問題であって、実際、論争点のひとつになるのである。

は、よく考えてみると必ずしも判然としない。ここでは農民のVも賃銀労働者のVも年間生活費とされているのであるが、両者の年間労働日は異なっていて、賃銀労働者にあつては通常の休日を除く年間の就業日であつた年間の賃銀所得がVとされていて、それで通常年間の生活費をまかなっているとされているのにたいして、農民にあつては、そのVは賃銀労働者と同様に年間の生活費とされているが、年間の自家農業労働日は農閑期があるために通常、賃銀労働者の年間労働日よりかなり少ない。農閑期があるためであるが、その農閑期にも屋内でおこなう作業はあるが、通常は本来の農作業はおこないえない。そしてその農閑期に賃労働にでる機会がないとすれば、賃銀労働者の年間労働日より少ない年間自家農業日をもって年間の生活が可能でなければならない。大内の0.73V論はこうした考えを前提にしている。いいかえるならば農閑期のアイドル・レーバーも価格として実現されることが前提になっているわけである。いいかえるならば農閑期のアイドル・レーバーが価格として実現されなければ、一挙に脱農せざるをえないということになるわけである。そのばあいには農閑期のみには兼業労働として労働力を売ることができないという事情のもとでは、兼業機会が存在しないときには一挙に脱農するしかないからである。ところが実際は1936年の「農家経済調査」2種農家群（8反歩経営）小作農の兼業所得154円は家計費533円の28.9%となるが、兼業所得のうち「労

賃俸給収入」をとると⁽³⁴⁾ 142円となって、それは家計費の26.6%になる。まさに農業所得の家計費充足率（73%）の不足分にはほぼ一致する。ただし戦前の統計においては農家所得には農業所得、兼業所得以外に家事収入というものがあるが、この年にはその家事収入26円がそっくり農家経済余剰になっている勘定である。さきの「農家経済調査」2種農家群小作農の家計費にたいする兼業所得の割合をみると、1931年が28.9%、33年が25.6%、35年、24.8%、37年、31.9%、39年、32.2%、41年、31.7%であつて、1930年代はおおよそ3割前後に推移していて、兼業が農閑期兼業であることを推定させる数字である。こうしてみると昭和恐慌以後、太平洋戦争に入るまでは、2種小作農は農閑期に賃労働兼業にでていたのであり、自家農業所得と兼業所得とを合して生活を維持していたのである。2種小作農はこの統計の初年度1931年から1940年度までの農業所得と兼業所得との合計と家計費とを比べると、10年間で7年間は前者のほうが大きいのである。不足の3年間は1931年、34年と35年の3年間である。年間労働日の一部をなす農業労働日の労働による農業所得と兼業所得とをもって年間の生活を賄いえたのであつて、そもそもここでは0.73V論はなりたたないのである。昭和初年以来は成立しえなかったとみなければならない。だがそれ以前においても、統計のある明治末以降でも全国の兼業農家率は1940年ごろまでは30%前後に推移していたのであり⁽³⁵⁾、明治末以前において

(34) 「農家経済調査」（昭和6年～16年度）によれば、兼業収入は「兼業生産物収入」「林業収入」「俸給労賃収入」「財産収入」「その他収入」によって構成されているが、A群（8反歩）農家では自小作別にかかわりなく、「俸給労賃収入」が最大であるが、ついで多いのは自作農では「財産収入」が、小作農では「兼業生産物収入」である。

(35) 加用信文監修農政調査委員会編『改訂 日本農業基礎統計』、1977、農林統計協会、105ページ、「専業・兼業別農家数」によれば、兼業農家率は1907年（明治40年）、30.1%、12年、32.4%、17年、30.5%、22年、30.3%、27年、29.6%、32年、27.2%、37年、25.2%である。戦前において兼業農家率が30%で、一定階層の農家における全所得にしめる兼業収入の割合がほぼ30%だということは、偶然の一致とみなければならないが、そこに戦前の第1種兼業農家をあてはめてみると、その兼業農家の総所得の30%は農閑期の兼業所得であつたとみること

もとくに零細小作農においては「兼業生産物収入」をふくむさまざまな兼業収入に依存していたのではないかと推定される。むしろ資本主義の発展期においてはあるていど規模の大きい農業経営においてこそアイドル・レーバーが価格として実現されたにすぎないのではないだろうか。ただしそのことも下層農家の生産する農産物が最劣等生産力の生産物としての高い生産費が農産物価格を規定したということが前提になるのである。というのは中層の農家が生産を増大しようとするばあいには経営面積を拡大しなければならず、そのこと自体が困難であるばかりではなく、雇用労働をいれざるをえないことになるはずで、いれれば採算がとりがたくなり、自家労働を多投するしかなく、それではアイドル・レーバーが価格としては実現されなくなるからである。したがってより下層の農家が家族労働を自家農業に追加労働として投下するか、あるいは被雇用兼業への追加就業増加をするかしかなくなり、ここが価格調節機能を発揮することになるであろう。いずれにせよアイドル・レーバーが価格として実現されることはなくなるのである⁽³⁶⁾。こういうわけで大内のいうアイドル・レーバー価格実現説は早くて明治末、遅くとも第一次大戦以後は通用しないといっているように思われる。そうだとすれば大内がいうのとは異なって、「やはり農業所得は労賃部分のただ一部分にすぎないことになるであろう」⁽³⁷⁾という事態ではないのであって、単位労働

時間（通常一労働日）当たりの「労賃相当分」は社会的には低いものでありながらも実現されていたのであって、それが低いのは農民の労働力価値がもともと構造的過剰人口の労働力として低いからなのである。

(3) 土地所有と地代

まず土地所有の問題からみてゆこう。大内力は「資本制的土地耕作は機能資本と土地所有との分離を前提とし、土地所有の自己経営を原則として排除する」というマルクスの文章をしめたのち、「このような近代的土地所有にくらべれば日本の農業がなお資本家的経営を発達せしめていないことに対応して、日本の土地所有も、前近代的な形態を強くのこしているのである。すなわち、そこでは土地の約半分は小農民によって所有されかつ耕作されているし、また借地であってもその借り手はけっして農業資本家ではなく、小農民である。また地主の大きな部分がみずから農業にも従事しており、したがって在村地主なのである。このような点からみれば……日本の土地所有を封建的土地所有と考えるのは完全に誤謬であるけれども、すくなくともそれがなお過渡的形態をとっていることは否定できないであろう」⁽³⁸⁾といっている。問題はこの「過渡的形態」ということの意味である。典型的資本主義社会を形成したイギリスにおいては、土地所有と農業経営とは分離されている。それが資本主義における典型的土地所有

できよう。

⁽³⁶⁾ 1936年の「農家経済調査」によれば、兼業労働と兼業所得は自小作別にいうと自作農が、1種農家（1町5反歩程度）でも2種農家（8反歩程度）でも、最小である。自家労働時間（能力換算）はばらばらで自作農がとくに少ないというわけではない。ところが農業所得は明確に両階層とも自作が最大で、つぎが自小作で、小作が最小である。自作地地代の多寡による格差である。家計費は自作が最大で、自小作、小作の順に小さくなる。このことから自作農において、アイドル・レーバーが価格として実現されているとみるのは誤りであって、自作地地代があるかどうかによるのであることは明らかである。

⁽³⁷⁾ 大内、前掲、『農業問題』、初版、127ページ。

⁽³⁸⁾ 同、194ページ。

のあり方だとすれば、日本の農地の約半分は小農民によって所有されかつ耕作されているし、借地が資本家的経営によって使用されているわけでもなく、農民によって使用されているという意味では、日本の土地所有が「過渡的形態」にあるといっているが、しかしそれはたんなる過渡的形態ではなく、戦前までそれが維持されてきた。戦後、農地改革以後は過渡的形態からさらに逆行したともいえる形態に転化されたが、いわゆる封建論者はこの自作農的形態から出発して本格的に所有と経営とが分離されて資本家的農業経営の成立を展望するというアナクロニズムに陥ったことはすでにみた。むしろ寄生地主制は解体し自作農体制は維持されながら、1950年代後半以後の高度成長の時期に従来の農民の経営より規模の大きい経営体が増加をみせたが、高度成長の終焉とともにその動きも衰えをみせている。「農地改革はけっして農業問題を終局的に解決したのではなく、したがってまた土地問題さえも、けっしてこれで終局的に解決されたとはいえないのである。だから農地改革が一義的に進歩的、革命的であると考えるのはむしろあやまりであり、そこにはただ一時的な問題の緩和がみられるだけであるといわなければならないであろう」⁽³⁹⁾ というのは事実であるが、土地所有制度は制度なるがゆえに固定的性質をもっていることにわれわれはあらためて注目せざるをえない。高度成長以来、土地もち労働者が増加しているのも農地改革の効果のひとつである。それが工業の大都市集中化から地方分散化への転換をもたらしたひとつの原因でもあった。農地を所有したままこれを貸し出して所有地を離れて都会に移住することが農地法によって禁じられているからである。そのことが労働力の供給価格を高からしめて資

本構成の高度化をうみ、高度成長をもたらした一因となったと考えられるのである。大内力は農地改革直後つぎのような予想をたてている。すなわち「だから、おそらく何年かのちには、この改革はむしろ歴史の進行を逆転せしめようとした空しい努力にすぎないのであり、資本主義の発達はそれにもかかわらず小農民を没落せしめ、土地を喪失せしめ、それをプロレタリア化してゆくものだ、ということが、いっそうはっきりとわれわれのまえに示されるにちがいないのである」⁽⁴⁰⁾ と。資本主義の言葉どおりの「異常」な発展、農民の土地喪失、プロレタリア化というこの指摘は当時知るよしもなかった今日の姿の一面をもののみごとに的中させていたのである。だが同時にそれは盾の一面でしかなかったことも事実である。農民の兼業化の進展によるプロレタリア化は農民の土地もち労働者化をすすめただけであつた。そして資本主義の「異常」な発展は国家独占資本主義としての発展にすぎなかった。農業は大勢としては衰退の道をたどったのである。現実の資本主義社会の発展はたんなる商品経済の運動によって必ずしも達成されるものでもないし、一定の目標を立てて政策を展開すればその目標が実現されるというものでもない。その点はしかし最後に論じたい。

そこで大内『農業問題』初版第4章「土地所有と地代」の二「小作関係とその本質」をとりあげよう。戦前日本の小作関係の特徴として大内はつぎの5点をあげる。第一は、小作料がきわめて高率であつたこと、第二は、小作料が物納制であつたこと、第三は、減免慣行があつたこと、第四は、小作権が脆弱であつたこと、第五に、地主の高利貸的性格が強かつたこと、これである⁽⁴¹⁾。そしてこれらの特質が封建的色彩

(39) 同、231ページ。

(40) 同、231ページ。

の強いものであったことはたしかであったという⁽⁴²⁾。だが「資本主義は農村の封建的な関係を解体し、農民を土地から切りはなしてプロレタリア化しなければそもそも成立しえない」⁽⁴³⁾のであり、「日本が明治以来資本主義社会として発展してきたことを容認する以上、農村に封建制度がそのまま残存しているなどということはとうていありえないことである」⁽⁴⁴⁾という。うへの諸特質も「日本の資本主義の特殊性から以外には説明できない」⁽⁴⁵⁾ものとするのである。

そして上記の特質のうちいちばん重要なのは第一の特質であるとして、それを規定するものは小作料が差額地代第二形態のものであることを主張する。日本の小作料が高率であるということは第一に、「量的に収穫の半分におよぼほど大量である」ことであり、第二に、小作料が「なにゆえ小作農民の労賃部分にまでくいこむほどの高さをもつのか」⁽⁴⁶⁾ということであるという。そして「第一の点については、日本のように農産物価格が低い水準におし下げられる条件のもとでは、農民はできるだけ大量の農産物を生産し、販売し、単価の低さを販売量の増大によってカバーしようとなえず努力していること、しかも日本の条件のもとでは耕地を外延的に拡大してこの目的をたつすることは不可能であるから、農民は第二章「農業経営と農家経

済」でみたように、狭小な土地に惜しみなく労働と肥料その他の生産手段とを投入し、農業をいよいよ集約化することによって、いいかえれば反当収量を最大限に高めることによって、この目的を達しようとしていること、に注意すればたりのであろう」⁽⁴⁷⁾という。第二の点については「日本では、地代をふくまざる生産物がすでにその価格として剰余価値はむろんのこと労賃部分さえ全部を実現しえていないこと」⁽⁴⁸⁾をあげている。この第二点については「地代が労賃部分にいくこんだのではなく、はじめから剰余価値はむろんのこと労賃の一部分までが価格として実現されず、無償で社会に贈与されてしまっているためにほかならないのである」⁽⁴⁹⁾と指摘している。かくて地代が高率であるのは「日本資本主義の与えられた諸条件のもとで生産をつづけなければならぬ小農民が競争の結果つくりだす低価格の作用なのである」⁽⁵⁰⁾と結論する。

このうち第一の特質の根拠が明らかになれば、以下の諸特質の根拠は容易に解明されうるとして、小作料現物納制は価格変動の危険負担を一部地主が負担する役割を果たすものであり、「ほんらい貨幣地代たるべきものがとらざるをえなかった便宜的形態」⁽⁵¹⁾にすぎないとする。そしてここでも「小作料が現物形態をとっ

(41) 同、196～203 ページ。

(42) 同、203 ページ。

(43) 同、204～205 ページ。

(44) 同、205 ページ。

(45) 同、205 ページ。

(46) 同、207 ページ。

(47) 同、207～208 ページ。

(48) 同、207～208 ページ。

(49) 同、208 ページ。もともと小農民の剰余労働の形成する価値は、農民相互の競争によって農民の労働報酬として農民の手許には入りえないで、無償で社会全体のものに、そしてそれは結局資本家階級のふところにはいるのである。そしてついでにいえば、土地所有者の獲得する地代の源泉は直接生産者としての農民のみでなく社会全体の農民と賃銀労働者の形成する剰余価値の一部分なのである。

(50) 同、208 ページ。

ているということは、けっして地代法則が……一定の偏寄をうけながらも貫かれてゆくことを排除するものではない」⁽⁵²⁾とし、「小作料はやはり農産物価格の一定の水準と農民の一定の生活水準とを前提として、その量的関係が定まるのである」⁽⁵³⁾といていることは注意しておいていい点である。というのは、小作料が現物納制をとるのは「地主のほうからいっても、いわば細く長く農民から小作料をとりたててゆくためには、現物形態を維持せざるをえなかったと考えられる」⁽⁵⁴⁾というのであるが、相手が資本家であれば「細く長く小作料をとりたててゆく」などという配慮は不要と考えられるからである。というのは現物納制はやはり農民が構造的過剰人口として存在していることを前提にしているものであり、この構造的過剰人口の存在は原理論の法則のみでは説きえないことであるからである。

同様に減免慣行は豊凶作の危険負担の一部を地主が負担するものであり、第四、第五の特徴も「小作農が経済的に窮乏しており、農業外のエンプロイメントがかぎられている条件のもとでは、必然的に発生しうる関係である」⁽⁵⁵⁾のであって、「要するに日本の小作関係にあらわれたもろもろの、一見封建的な特徴もそれはやはり日本資本主義という、いちじるしく後進的な資本主義のなかにまきこまれた小農民の地位に由来するもの」⁽⁵⁶⁾であると正しい結論を与えている。だが、大内の現状分析においてはまえにも引用したように「一定に偏寄をうけた形で価

値法則が自己を貫いてゆく」⁽⁵⁷⁾という認識が一貫して前提されている。「一定の偏寄」と「価値法則の自己貫徹」とは同じ次元で語られうるものであろうか。「一定の偏寄」とは費用価格にきまるということであるが、費用価格という法則が原理論にありうるものであろうか。しかも小生産者の費用価格におけるVもCも「資本」であろうか。とくにこのばあいのVとは自己評価であって、その実質額は一般的賃銀労働者のVからの規制はつねにうけているとはいえ、一定の格差がつねに存在している。その格差の問題はまさにV概念の形態差に由来する現状分析の問題である。原理論における法則には価値法則のほかに利潤率平均化法則、人口法則があるが、少なくともこのころの大内にとっては利潤率平均化法則は「原則」とされている。さきの「一定の偏寄をうけた形で……」という文章のまえには「ただここでは、経営が資本家の原則、すなわち平均利潤の確保、という原則によって支配されていないために」という文章がおかれている。「法則」と「原則」とのちがいが必ずしも定かではないが、原則は法則ではないとしているのであろうと思われる。ただし価値法則は原則ではなくて法則とされている。そして「労働力の配分を規制するものが価値法則である」⁽⁵⁸⁾といている。その「価値法則」が「一定の偏寄をうけた形で」「自己を貫いてゆく」といったのでは、日本の農民が構造的過剰人口を形成していることが曖昧になってしまうのではないであろうか。法則の作用は一定の阻害を

(51) 同、209 ページ。

(52) 同、209 ページ。

(53) 同、210 ページ。

(54) 同、209 ページ。

(55) 同、210 ページ。

(56) 同、219～211 ページ。

(57) 同、119 ページ。

(58) 同、118 ページ。

うけているのである。

さてここで現実の資本主義社会の歴史過程は商品経済的要因のみによって解明しうるのかどうかという問題について考えてみよう。農業問題に関連することでもあるので、大内にたいする疑問を提起しておきたい。大内にあっては資本主義の発生から自由主義段階までは商品経済的關係のみで展開できるという独特の考えがある。大内には以前からかかる考えがあるが、のちの『大内力経済学大系』第四巻においてより明確になっているものであって、こういうのである。「資本主義の発展はすくなくとも自由主義段階までは、商品経済的關係が全面的に拡大し、経済過程を一元的に支配してゆくようになる道程として現われる」⁽⁵⁹⁾ といえるかどうかである。つづいてこういっている。「それとともに経済過程は他のさまざまな上部構造から自立し、一個の自律的な運動体となる傾向を強める。資本主義の純化傾向といわれるのがそれであることはいうまでもない。その点をおさえるならば、資本主義の歴史的発展はさまざまな異った諸条件の制約を受けながらも基本的にはひとつの帰着点＝純粋資本主義に収斂しようとする運動になるのがとうぜんであって、多様な偏倚を示すのはこの基本的運動の現象形態であって、背後にある法則性はつねにひとつと考えることができよう。ただし帝国主義段階の展開はやや異質である。それはこういう純化傾向からの逸脱であり資本主義の変質であるだけに、そこでは多様化と拡散とが一般的傾向になるといい」⁽⁶⁰⁾ というのがその説明であるが、疑問の第一は唯物史観をどうとらえるかという問題である。「経済過程は他のさまざまな上部構造から自立し、一個の自律的な運動体となる」という点である。これによると、経済過程はいつで

も自立的であるというが、それは上部構造と下部構造とが完全に分離されて経済過程＝下部構造が純粋商品経済過程として自立しうることを前提にしているのであって、純粋資本主義の自立性はそれまで経済過程を制約していた封建的上部構造が破壊されてはじめて実現しうるのである。その封建的諸關係の否定は政治的行為であって、経済的行為ではない。商品経済的行為のみで封建制が崩壊するというのは商品経済史観である。

この点が大内にあっては無視されているのである。第二に、大内は帝国主義段階においては純化傾向からの逸脱があらわれるということをしているのであるが、その逸脱の「多様化と拡散」のなかには上部構造としての政治の下部構造への積極的な関与があるはずである。またしても上部構造の下部構造への干渉が重要なはたらきをすることになるのである。唯物史観はすでに前にのべたことであるが、純粋資本主義の世界においてのみ成立するのであって、その他では文字通りには明確には現れない。それはなにを意味するか。経済過程と政治過程とが分離する社会はほんらいは正常な人類社会ではないことを一面ではいみしている、あるいは考えようによっては政治が優先する社会こそほんらいの人類社会であることを逆説的にしめしていると考えられるのである。

日本の小地片分散農地所有制にたいして大規模農業経営の成立のためにはいかなる条件の構築が必要かを考えなければならない。そのばあい商品経済的条件のみでその目的が達せられるのは工業の一般的発展があるばあいである。すなわちそういう条件が実現されるならば、賃銀労働者への雇用が十分に拡大し、ついには農民のなかから工業賃銀労働者になるものが出現す

⁽⁵⁹⁾ 『大内力経済学大系』第4巻〔帝国主義論下〕, 1985, 東京大学出版会, 16 ページ。

⁽⁶⁰⁾ 同, 同ページ。

る。それが大量に出現するならば農民が減少し、農業経営一戸あたりの経営土地面積の拡大がもちろん借地という形で実現しうることになる。もちろん帝国主義段階においては一般に雇用の拡大は困難になるのであるが、それも相対的な問題でもあるのであって、まったく不可能だというわけではないであろう。われわれはこの問題を本論文の最後に考察するつもりである。

(4) 農民層分解論

農民層分解論については敗戦直後からしばしばレーニンによってしめされた「二つの道」の理論の日本への適用をめぐる盛んに議論が行なわれた。適用しうるとした論者には神山茂夫、豊田四郎、菅間正朔が、反対派には信夫清三郎、小池基之らがいた。ともに講座派理論の支持者であった。しかしこのレーニンの「二つの道」論は農業のブルジョア的発展に「アメリカ型の道」と「プロシャ型の道」とがあって、その構造的差を論じたものである。大内はしかし、「日本の農業においては、いかなる形においても、農業の内部で資本家の経営が発展している、という事実はみいだされないし、またほんらい日本の資本主義は、農業にそのような形の発展をゆるさないような構造をもっている」⁽⁶¹⁾として、日本では「二つの道」論は問題になりえないとした。事実のうえでも理論のうえでも、大内のいうとおりなのであって、「二つの道」をめぐる議論のされ方そのものに、権威主義がひそんでいたのである。

戦前期の日本の農民層の分解についての大内の把握の仕方は、つぎのようである。それは

1～2町経営層に集中するといういわゆる「小農標準化」傾向として、ひとまず把握される。「日本の農業経営は、ほぼ二―三町という、家族労働力で経営できる最高限（＝小農の最高限）までしか発展する力をもたないこと、そして地主手作経営でこれより大きな経営がかつ（原）て存在したばあいにも、それはむしろこの層まで分解し縮小（原）する傾向を示していること、かくして、……日本の農業経営は北海道をべつとすればほぼ二町歩という線に集中する傾向を示しながら階級変動をとげていること」⁽⁶²⁾とあって、この二町歩経営に集中する運動をつぎのように想定している。まず五反程度の零細層のうち、小作または自小作は兼業化を深めて、プロレタリア化してゆく、この零細農家の自作または自小作は小作地を拡大していわゆる自小作前進を展開し、二町歩経営に上昇し、以後自作地を拡大してゆく。だがそのあとは横すべりをして、土地を購入して、これを小作にだし、地主化してゆく。そして他の事業をはじめたり株式に投資したりして脱農民化してゆく、というわけである⁽⁶³⁾。これがいわゆる「小農標準化傾向」または「中農標準化傾向」といわれているものである。

だが大内の分解論の事実認識はこれで終わらない。この「小農標準化」論はこのかぎりでは、両極分解ではなくて、中間層集中化論だからであって、これを大内は両極分解論に鑄造しなおすのである。それはこうしておこなわれる。「標準化された小農層は、技術的いみにおいてこそ小農ではあるとしても、それがすぐ経済的ないみにおいても小農であるとはかぎらない。むしろ……恐慌期においては、このような

(61) 大内、前掲、『農業問題』、初版、279ページ。

(62) 同、280～281ページ。ここで「二町歩という線に集中する傾向」と「ほぼ二―三町という家族労働力で経営できる最高限までしか発展する力をもたない」とは平仄が必ずしもあわないので、説明を要すると思われる。

(63) 同、282～283ページによる。

——二町層でさえ、農業だけでは家族をささえないという状態におかれることになるのである。だから、恐慌がますます深く農業をとらえ、かつますます長期化するにつれて、かかる——二町層でさえ事実上半プロレタリア化せざるをえない条件がますます大きくなるのである。しかもこの層はすでに農業労働で手一杯であるから、兼業への依存が高まれば、どうしても経営を縮小（原）せざるをえなくなる。それゆえ資本主義の発達とそれにともなう恐慌の深化は、ついにはこのような——二町層をも全面的に崩壊せしめるにいたるのである」⁽⁶⁴⁾ というのである。

この主張は「小農標準化」は一時的な現象であって、ほんらいは両極分解が基本なのだと主張しているようにみえる。そしてそういう見解の延長線のうでつぎのように両極分解論を展開してゆく。「われわれはこのようにして、一見停滞的な日本の農業においても、たえざる階級分解がすすんでいることをみいだす。そしてこの過程をつうじて、大多数の農民は、いよいよ小生産者としての資格を喪失し、プロレタリアに近づいているのである。……このような彼の地位の変化は、とうぜん彼の意識にも一定の変化を与えるであろう。そしてプロレタリアートは農民のあいだにますます多くの同盟軍をみだしうようになるにちがいない」⁽⁶⁵⁾ という。

だが大内はこの両極分解説を徹底化させない。「だがそれにもかかわらず、農民層はけっして急激には分解しつくしはしない。なぜなら日本の資本主義は、農民を土地から離れては生活しえないような状態にたえずおいているか

ら、農民は死にものぐるいで土地にしがみつかざるをえないし、またこの分解を阻止する政策もたえずおこなわれているからである。そしてそのかぎり、農民の小ブルジョア的反動的性格は容易にはなくならず、プロレタリアートはむしろそこに敵をすらみいささなければならぬのである」⁽⁶⁶⁾ といって、つぎのような結論をくだす。すなわち「かくて、小農民は、その経済的基礎が二重であり、小ブルジョアであるとともにプロレタリアであるのにおうじて、その階級的意識においても雙面神である。そしてかかるものとして、彼等はむしろ資本主義の存続するかぎり、生きもえず死にもえないままに存続をつづけるのである」⁽⁶⁷⁾ といって擱筆するのである。結局、農民は両極に分解するのか、しないのか判然としていない。一方的に落層プロレタリア化であって、しかも多くは途中でとどまって貧農として滞留するというのである。分解というからには上昇運動もあるはずである。その点は黙して明確にはしていない。農家の上昇運動の一つの結果としては地主自作農化をへて寄生地主化が存在するが、それは大内も否定はしていない。問題は実数でも構成比でも増加し、それゆえに標準化層とみられた——二町層が分解していない点が大内にとっては分解論にうまく包摂せしめえなかったことにあった。この——二町層という増加している層はそれより下層の0.5-1町層の上下分解の結果生まれた一種の上層なのか、それとも本来はこの層こそ上下に分解すべき層なのであるが、いま一時的に増加しているが恐慌がくれば減少する運命にあるとみるべきなのか、ということにかんして、大内はすでにわれわれが指摘した注(64)を付し

(64) 同、284～285 ページ。

(65) 同、285 ページ。

(66) 同、285～286 ページ。

(67) 同、286 ページ。

た引用文にあるように明確に後者の理解をしめているのである。「……それゆえ資本主義の発達とそれにとまなう恐慌の深化は、ついにはこのような――二町層をも全面的に崩壊せしめるにいたるのである」と。

中農標準化傾向の中農を小農というべきかどうかはこのさいあまり意味のある問題ではない。要するに家族のみで経営しうる最上層のことなのである。農民層分解論では家族経営としての小生産者が上下に分解してブルジョアジーとプロレタリアに分解することをもって農民層分解というのであるから、中農或いは小農とよばれる農民層が上下に分解することをもって農民層分解と認識されるのはある意味で当然のことである。けれども農民層分解の形態も資本主義の歴史段階によって変化するのであって、小生産者としての農民経営体が視野を農業生産内部にかぎれば、家族で可能な最大の農業経営規模と半プロレタリア的貧農とへの両極分解も農民層分解なのである。その上への上昇は自作地主化をへて完全な寄生地主になり、農業生産者からは姿を消すことになり、下への下向は半プロレタリア貧農をへて賃銀労働者になって、農業からは姿を消すわけである。したがって上下に分解する層は戦前においては0.5～1ヘクタール層という狭い領域になるわけである。農業ブルジョアジーへの上昇転化が経済的に閉ざされている条件のもとでは農業生産内の分解がかかるリリパットの的なものは当然のことだといっている。これまでの農民層分解論が公式的に農業生産内部にかぎってのみ問題とされたのは資本主義が歴史段階的に一定の変化をしてい

ることを軽視したことに由来するのである⁽⁶⁸⁾。

しかし、大内は農民層の分解とは農民層が農業生産内部でブルジョアジーとプロレタリアとに上下に分解することであるということにこだわって、中農標準化は一時的現象とみなそうとしていたことはすでにみた。ところが、後年、大内は大枠としての「中農標準化」を認めることになる。この「中農標準化」は1920年代以後の日本の帝国主義段階に特徴的な現象なのであるが、大内は1930年代の農民層の分解形態についてこういっている。「三〇年以後は日本でもやはり総農家数が減り、そのなかで分解基軸が多少とも上昇し、いわばより大型の、しかし家族経営にほかならない農家層が増大するといった条件ができたのではないかということである。こういう傾向は、四〇年ごろから戦争のために中断され、また戦後は零細化が極端にすすんだが、一九五〇年以後ふたたび復活し、さらに発展をした。こう考えるならば、こんにちの日本の農民層の分解は、やはりほかの資本主義国の動向と脈絡が合っていることが明らかにになるのであり、それは日本的なみでの『大型小農化傾向』のあらわれとして理解できる」⁽⁶⁹⁾ というようになっている。この「大型小農化傾向」というのは「小農標準化傾向」の小農が大型になったもので、生産力の増大にともなう旧来の小農の経営規模が大きくなったものにすぎない。農民層分解の形態からみた判断であって、「小農標準化傾向」と質的には同じものとみていいであろう。そうすると『農業問題』初版のわれわれがすでにみた中農標準化を一時的な現象とみなし、本来はその中農が分解する

(68) 拙著『日本における農民分解の機構』（1967、未来社）を書いたころはまだかかる認識にはいたっていなかった。だが1920年代の農民層分解が従来の農民層分解論における両極分解ではないことを明らかにし、農家が1～2ヘクタール層に集中する根拠とそのことが帝国主義段階に特有のことであることをある程度明らかにしたつもりである。だが1～2ヘクタール層は、農業経営規模における上層農なのであった。

(69) 大内力『日本における農民層の分解』、1969、東京大学出版会、284～285ページ。

運命にあるといういわば「正統派」的見解を放棄したのだろうか。その問題とはべつに、この「大型小農化傾向」という特質をもつ大型小農が増大していることと両極分解とはどう整合するのだろうか。いいかえれば「小農標準化傾向」と農民層の両極分解説とは矛盾するのか整合しうるのかという問題である。大内にあっては従来は矛盾するものと考えられていた。だがそう考えたとしても、資本主義のさまざまな、いわば端倪すべからざる発展におうじて、これまでも農民層は両極に分解することもあれば、遅滞としてすまないこともあった。いずれにしてもこれは難問をなしたのであって、それゆえにこそ大内はさきにみたように『農業問題』初版で「小農標準化」はいわば一時的現象であって、結局は両極分解せざるをえないという処理をしようとしたのである。そうしてまた多くの論者も「小農標準化」という事実を認めながらも、それは両極分解なのか、それともその否定なのかという問題に答えることを避けてきたのであった。その問題にいまあえて応えたとすれば、こういうことなのではないかと思う。

それを解決する唯一の道は、この大型小農、あるいは「小農標準化」で標準化層となった小農とはすでにのべたように、両極分解運動の農業生産にあらわれた最上層農であったとみることができるのではないだろうか。いいかえれば分解層はその一段下の階層、または諸階層であって、最下層は賃銀労働者層に接している零細小作層というわけである。つまり農業生産のなかをみれば、上には大型小農、あるいは標準化運動で形成された小農、下には賃労働兼業農

家層への両極分解であったとみることができるのである。戦前でいえば従来標準化層といわれた自小作一～二町層⁽⁷⁰⁾は農業生産に現れた最上層であり、いわば最高度に商品経済的に対応しようとしているが、小生産者の性格をぬぐいきれないでいる。そしてこの階層以上の層は地主自作を経て農業生産外にでて地主その他に転化してゆくわけである。こうみれば零細中間層減少による、しかり矮小化された両極分解とみることができるのである。

2 論争

(1) 鈴木鴻一郎「日本農業と『価値法則』」

大内の『農業問題』初版にたいして鈴木は「日本農業と『価値法則』——日本農業における商品経済の特殊性について——」⁽⁷¹⁾において、つぎのように批判を展開する。鈴木は大内の見解を、生産価格の法則が「一定の偏倚をうけ」て「自己を貫いてゆく」という形において、日本農業は「価値法則」の「支配」をうけているととらえ、つぎのように四つの問題点をあげる。第一は「日本の農業において生産価格の法則が『一定の偏倚をうけ』て『自己を貫いてゆく』とは、具体的にはいかなることであるか」ということであり、第二は大内によれば「日本農業が『価値法則』の『支配』をうけているというのは、農産物の価格が『費用価格』でなくて、すなわち『C+Vではなくて、むしろC+〇・七三Vという水準』によつて決定されているということだといつてよいであろう。だが日本農業においてCすなわち不変資本が、或いは

(70) 北海道と沖縄をのぞいて1～2町層は日本の帝国主義段階というべき1920年代にも、また国家独占資本主義体制に入った30年代においても、一貫して増加している階層である。ただ20年代にはそれとともに0.5～1町層がわずかに増加傾向を示していた。30年代にはそれに代わって2～3町層が増加の伴走の役を務めていた。拙著『日本における農民分解の機構』、33～42ページ。

(71) 鈴木鴻一郎「日本農業と『価値法則』」、前掲、同、『日本農業と農業理論』、1951、御茶の水書房、所収（初出）。

V すなわち自己労賃ではなくて謂わば他人労賃が、成立しうる根拠があるであろうか」ということであり、第三は「日本農業においては農産物全部が価格をもっているといえるであろうか」ということであるが、これは自給部分まで価格をもつといえるかということである⁽⁷²⁾。

この3点以上に重要な問題は、その小作料論にあるのであって、「大内教授の小作料論は農産物価格論の謂わば申し子として、これを基礎にして展開されている点に特色をもっている。その意味でそれはやはり日本農業に『価値法則』の『支配』を強調される教授の考え方の一表現である……／教授はまず小作料論にとつて農産物価格論がいかに不可欠であることを強調されて次のように云われる。曰く、—『このような価格決定の機構を明らかにしなければ、なにゆえ小作料がきわめて高率であるかということさえ明らかにしなれないであろう』⁽⁷³⁾ という。そして結局第一に小作料が収穫の半分にもおおよぼほど高いのはなぜか、ということが問題になるが、それについて大内は、第一の問題については「『農産物価格が低い水準におし下げられる』結果として農民は『農業をいよいよ集約化する』ことを余儀なくせられ、そのために『第二形態の差額地代はとうぜん大きな量にたつすることになるからだ』というのである。しかし小作料の高率を説明するために農産物価格論は

果たして不可欠の前提理論であろうか。また小作料は第二形態の差額地代そのものであり、その意味で資本制地代なのであるか⁽⁷⁴⁾」と鈴木はいうのである。そしてつぎのような弁明をしている。「それは大内教授の所説に対して以下に述べる幾つかの疑問は、私にとつては或る程度まで自己批判でもあるということである。というのは教授の所説は、教授自身の言明によれば、もともと私の所説に示唆を得られて展開されたものだからである。しかし上に述べた教授の所説は他方においてかつての私の所説以上に出ているものがあることもこれを否定できないであろう。そのかぎりでは以下の疑問も私の自己批判の範囲をこえるものがあることはいうまでもない⁽⁷⁵⁾」といっている。

鈴木が提起した大内にたいする具体的な問題点をあげると、第一に農民の生産する農産物は自家消費分をふくめてすべて商品概念でおさえられるかという点である。大内のあげている1936年の「農家経済調査」によれば調査対象になっている農家の農業経営費、家計費それぞれ平均でその3割は自給部分よりになっている。もちろんその「現物」部分は単純に「使用価値」とはいえないが、「だからといってこれを積極的に『商品』でありまた『価値』であるということは疑問」である⁽⁷⁶⁾、というのが第一点。第二点は「教授においてはむしろ『現物』部分も『商品交換』に入る部分も区別がなく、一様に『商品』としてとらえられている上に、さらに

(72) 以上、3点は、大内、前掲書、223～226ページ。傍点は原。

(73) 鈴木、前掲書、226ページ。

(74) 同、227ページ。

(75) 同、228ページ。傍点は原。なお大内によれば、日本の小作料が高率なのは日本資本主義が規定した低賃銀体質にその基礎を有するという認識は「旧稿（『日本資本主義の農業問題』の元になった「過小農制と日本資本主義」——犬塚）でもはつきり示しておいたように、鈴木鴻一郎教授の論考に示唆をうけたものである。同氏「増産と農地制度」、『社会政策時報』、二五八号、一九四二年、参照（大内力『日本農業の論理』、1949、日本評論社、199ページ）とある。

(76) 鈴木、前掲、『日本農業と農業理論』、229～231ページ。

積極的に資本制商品を規制する生産価格の法則の『適用』が試みられているのである」⁽⁷⁷⁾ といって、つぎの大内の文章をあげて、問題だという。大内はいう「われわれが問題にしなければならぬのは、日本のばあいのように、家族労働による小農経営が支配的であるばあいには、……資本家的経営のもとにおいてみとめられる一般法則〔生産価格の法則〕が、どのような修正をうけつつ適用されるか、という問題なのである」と⁽⁷⁸⁾。第三点はこの「生産価格の法則」を大内が「適用」するばあいに、強調することはもちろん「『どのような修正をうけ』るかという点にあるであろうことはこれを推測するに難くない。けれども、それが『どのような修正をうけつつ』であるにせよ、ともかくも『適用される』と考えておられることだけは明らかであるといつてよいであろう。こゝに吾々にとつて疑問に思われる問題がある」⁽⁷⁹⁾ という。要するにここで鈴

木がもっとも問題にしたいのは、小生産者としての農民の生産物が商品になるばあいと資本家的商品との質的ちがいがどこにあるかということであつて、「すなわち彼等（農民——犬塚）は『自分の生産物を商品として生産しようところの諸条件なしに』農産物を『商品』として生産しているのである。言葉を換えていえば、彼等農民にあつては農産物の『商品』性は外部の資本制商品経済から与えられているのであつて、農業経営の内部から与えられているのではないのである。それは他人の労働を資本としてつかわないということからきているものであり、逆にいえば自家労力を基礎にしているということの結果であるといつてよいであろう。そのため農産物は『商品』ではあり得ても資本制商品ではありえないと考えられるのであるが、このあたりのことが大内教授においては必ずしも明確にされているとはいへ、難いように思われる」⁽⁸⁰⁾

(77) 同、232 ページ。

(78) この引用文は大内『農業問題』、初版、118 ページからのもの。鈴木、前掲書、232 ページ、〔生産価格の法則〕という挿入句は鈴木のもの。傍点は原。

(79) 鈴木、前掲書、232 ページ。

(80) 同、234～235 ページ。この引用文中の「自家労力を基礎にしているということの結果であるといつてよいであろう」という部分の末尾には注じるしがついていて、「詳しくは宇野、鈴木、大内、齋藤、『日本における農業と資本主義』、112～13 頁をみよ」とある。そこにはこうある。「宇野 商品経済が外部から関係して来る。内部から商品経済化するということがないと、計算を内面的にしない。自家生産物を外部からにしても計算してかかるといふことは、これは商品経済と接触する以上どうしても起る現象です。日本の農家経済はだいたい外部から与えられた商品計算をする。農家以外の外部が商品経済である。又実際農家の経済も封建時代のような自給経済的なものとしてやつて行くことが出来なくなっている。その基礎が奪われて来ておるわけです。たとえば家庭工業がなくなるとか、共有地がなくなるとか、そういう条件がなくなつて来ている。自給経済に適応した条件がないから当然商品経済の中に織り込まれなければならない。それでは根本から商品経済化しているかというところでもない。これにはマルクスの有名な文句がありますね。農民は、その生産物を商品として生産し得る条件なくして商人となり産業家となるという、あの関係にあるのだと思うのです。要するに商品経済の計算のしかたは外部から与えられている。その限度もそれで与えられているということがいえると思うのです。／齋藤 つまり商品として生産し得る条件なくしてというのが問題になるわけですね。／宇野 そうです。商品として生産し得る条件なくしてというのは、資本家的商品経済と接触し、その中にあり乍ら、自己の経済の内部からの計算をしないということだと思ふ。他人の労力は使わない。他人の労力をつかうにしてもそれは家族的なものとして使おうとする傾向があるといえるのではないですか。これは一般的にいうと少しい過ぎかもしれないが、一般に小農に関しては他人の労力を使う場合もやはり自家労力化して使うということはいえませんか。それはどうでしょう。いい過ぎですか。雇用労働を使うとしても他人の労働を資本として無制限に拡大しようという動機は持つていな

というわけである。鈴木にも問題はあがあるが、鈴木木のいうとおり大内が小生産者と資本家との同一性を強調しすぎていることはたしかであって、その異質性にも配慮する必要があることもたしかである。

鈴木が問題にする第二の問題は、CやVの概念を農民の生産物に「適用」していいかという問題である。「Vの問題というのは、これをさらに立入つていえば、大内教授においては農民の労賃部分がVすなわち他人労賃と同一視されているのではないか、ということである」⁽⁸¹⁾。事実、大内はすでに1949年出版の『日本農業の論理』で「まず決定されるのは労賃部分（具体

的には農家の生活費）であり、それがいちじるしく低いから地代部分（具体的には小作料）が大きくなる、と理解すべきであつて、小作料が高いから農家の生活でいどが低い、という考え方は逆立ちである」⁽⁸²⁾ といっていたことを鈴木は指摘する。そして「吾々はこゝに『農家の生活費』すなわち労賃部分が他人労賃の賃銀Vと全く同一視されていることを見出しうるであろう」⁽⁸³⁾ というのである。そしてさらに「（大内が）『類推』の方法によつて、農民の労賃部分はこれをVと『見なし』て差支えないというのである。そしてそのかぎりでは私としても何らの異存もないのである」⁽⁸⁴⁾ が、「しかし大内教

い。それはやはり家族労力の補充として雇用労働を使う。そういうことはいえませんか。此の点は農家の資本を考える場合に相当重大なポイントだと思う。従つて農家が金融を受けるという場合にも、特殊の性質をもつてくる。たとえば土地に対して低利資金を受ける場合に農家としてはどうでしょう。勿論それは本来の資本ではない、しかし矢張資金として受けるのでしょうか、いつかその土地が自分の家の資産になるという意味で低利資金を受けるというような考えがあるのではないのでしょうか。／大内 そういう傾向は非常に強いでしょうね。低利資金の場合でなくても、少し小金がたまつたという場合にも、純粋な利廻り計算からいえば株や何かを買つた方が得だとしても、やはり普通土地を買うという傾向がある。今度の農地改革のあとなどですと、小作料が金納になつてあれだけ下ると小作農の方がむしろ有利なくらいになつて来る。それでもやはり土地を買おうとする。／鈴木 それは一つには株を買おうと思つてもそのつてが農村には乏しい。そういうこともあるでしょう。／宇野 それもあるでしょうが、それがすでにそういう関係を基礎にしている。農家として立つということの中に置かれると資金自身も資産化して来る。それだからつてもないことになる」（同書、1948、実業之日本社、112～114ページ）。賃銀労働者の労働はもっぱら他人のための労働であるが、小生産者としての農民の労働は必ずしもそうではない。他人のための労働のときもあるが。自分のための労働というときもある。小生産者にとっては自己および家族の労働の必要労働部分による生産物はそれによって家族の生活の再生産ができるかぎりのものでいいのであつて、通常はその生産は歴史をこえて可能である。家族労働による剰余労働部分による生産物は通常商品として販売する。それによつてえた貨幣は日用品、農具等の購入に使われるほかは、資金として蓄積される。小農制が維持されているということは一方では農民が容易に賃銀労働者になる機会がないということであり、他方では農業経営規模を一定規模以上に拡大することは通常きわめて困難であることを意味する。したがつて貨幣の蓄積は農業経営規模の拡大には向かわないで、土地購入に向う。つまり貨幣の蓄積は資本にはならないで資金あるいは資産となる。それは農業生産そのものの性格というよりも、小生産者としての性格によるのである。そして小生産者たらざるをえないというのはかれらをとりまいてあるものが後進的な資本主義だからである。農産物にたいする国内外の需要が長期にわたつて増大するとか、資本主義が順調に発展するとかの条件がなければ、通常小農制は残存するのであつて、貨幣蓄積は資本にはならず、資金になるといいであらう。

(81) 鈴木、前掲『日本農業と農業理論』、235ページ。

(82) 大内、前掲『日本農業の論理』、199ページ、なお大内によれば、この考え方は大内「過小農制度と日本資本主義」、1946、に発表しているということである〔前掲『日本農業の論理』、199ページの注(31)による〕。

(83) 鈴木、前掲書、235ページ。

(84) 同、237ページ。

授はこの『類推』を過大評価せられ、農民の労賃部分と他人労賃との謂わば質的の相違を顧みられず、相違はこれをすべて量的なものに還元しておられるように思われる。教授がしばしば繰返えし主張しておられる『一般的な労賃水準』と農民の労賃水準との『誤差の問題』というのがこれである。だが都会における『一般的な労賃水準』と農民の労賃水準との相違は単なる『誤差』にとゞまるものではないであろう⁽⁸⁵⁾ といひ、農民の労賃部分が「自家労力の謂ゆる完全燃焼と結びついているに反して」、他人労賃が「利潤の追求と結びついていることを容易に見出しうるのであるからである」⁽⁸⁶⁾ という。

このことはCの問題についてもいえる。日本農業においては不変資本としてのCは存在しないことは大内も認めている。だがそれは一貫されていないと鈴木はいうのであって、「例えば『農産物価格はC+VではなくてむしろC+0.73Vという水準まで低下している』といわれる場合がそれである」⁽⁸⁷⁾。大内にあっては農民のVは73%しか実現されていないが、Cは100%実現されていることが前提とされている⁽⁸⁸⁾。「だが小農民についてこのような事実が果たしてみられようであろうか」⁽⁸⁹⁾ と鈴木はいう。実際、小農民は「固定資本」の「減価償却」ができないからといって倒産することは原則としてない。資本家的経営には倒産はありうるが、小生産者としての農民には原則として

破産はありえても倒産はありえない。その意味では農民の所有する建物、農業機械のような生産手段といったものは俗に固定資本とよばれても本来鈴木がいうように資本ではないからである⁽⁹⁰⁾。

第3の問題は小作料の問題である。「果たして小作料の高率は『農産物価格の特殊性』を明らかにしなければこれを説明することが出来ないものであろうか」と鈴木はいうのであるが、鈴木によれば「問題は、小作料が果たして『農産物価格のなかから支払われるものである』か否かにかゝつてくるわけであるが、その場合教授はそもそも小作料をいかなるものとしてとらえておられるのであろうか。教授はこれについて次のように云われる。曰く、小作料は『日本のような小農の生産支が（原——犬塚）配的におこなわれているばあいには差額地代以外のものではありえない』と。こゝから教授は、小作料をもつて『限界生産物の価値によつて決定される市場価値とより有利な条件のもとにおける生産物の個別的価値との差額として存在している』といわれるのであるが、もしそうだとすれば、小作料が『農産物価格のなかから支払われるものである』ことは何ら疑問の余地がないであろう。そこで問題は、結局、小作料が『差額地代以外のものではありえない』か否かにあるわけであるが、その点は果たしてどのように解釈すべきであろうか」⁽⁹¹⁾ と問題を提起する。そ

(85) 同、237 ページ。

(86) 同、237～238 ページ。

(87) 同、239 ページ。

(88) 同、同ページ。

(89) 同、240 ページ。

(90) 鈴木は「生産手段特に土地、建物、農具等を100%鎖却して」（前掲書、240 ページ）というが、土地は資本ではないことはいうまでもない。なお、昭和40年代後半、愛知県の豊田市内農村部で中型の乗用トラクターが中堅農家に採用されるようになったところの話であるが、ある農家で聞き取り調査をしたとき、息子を農家の跡継ぎにさせるために乗用トラクターを買い入れたという話を聞いたことがある。団地の窓からトラクターを駆使しているところをみられるのも満更ではない様子だったという。

してつぎの3点が問題であるという。1.「恐らくは『類推』の方法によつて小作料を『差額地代』と『見なし』ておられることは疑いがない」⁽⁹¹⁾ こと、2.「小作料は資本制地代たる差額地代の性質をもつものとされているように思われるのである。何故なら、教授においては『小作料が差額地代であるかぎり、かならずしもそれは農業内部の剰余価値だとはいえないし、したがつて地主が直接農民を搾取しているとはいえない』ということが指摘されているからである」⁽⁹²⁾、3.「小作料をもつて資本制地代たる『差額地代以外のものではありえない』とするならば、それは『農業内部の剰余価値とはいえないし、したがつて地主が直接農民を搾取しているとはいえない』であろう。その場合、それはマルクスの謂ゆる『虚偽の社会的価値』であつて、『消費者としてみた社会』が負担しているものだからである。だが小作料は小作農民が現実に生産した農産物の一部が『現物形態』をもつてそのまゝ地主に支払われるのではないだろうか」⁽⁹³⁾と鈴木はいうのである。つまり鈴木によれば差額地代は「価値の実体的基礎たる労働を欠如するもの」であるのにならして、現実に小作農が支払う小作料は「小作農民の労働から支払われるもの」だというのである。

この鈴木最後の主張は私としてももうけいれることはできない。たしかに小作料は地主にならして現物形態で支払うのであるが、地主・小作関係をいわば資本主義以前の諸社会におけるような支配者（領主）とその隷属民との特殊個別的隷属関係とみなしうるのであれば、年貢率は「虚偽の社会的価値」としての差額地代の発生を許さない。領主が異なれば、あるいは同一

領主の下でもさまざまな封建的政治、政策によって年貢の高さ＝収奪率は異なるからである。年貢率が個別封建領主ごとに異なり、あるいは同一領地内でもさまざまに異なると考えられるのであるから、年貢の高さは端的に土地豊度の差を必ずしも反映しない。土地自然がもともと具有している土地豊度の差に比例して年貢量が決まるということは多少あるにしても、領内の政治構造は領主ごとにちがうはずである。もともと「虚偽の社会的価値」としての差額地代は広域の商品経済圏の存在を前提として、その中から価値を収奪するものである。最劣等地の生産物が基準価格を形成することによって需要と供給とが交差する商品経済圏が拡大することを前提にしている、明治以来工業と商業の発展にともない、米穀市場は発展し、地主による現物小作料米の販売圏は拡大していったはずである。小作米の「虚偽の社会的価値」は結局「消費者としてみた社会」が負担しているといっているが、厳密に言えば工業、商業の資本家が負担していると見ていいのであり、それは労働力商品化を確保している土地所有にたいする資本家の譲歩なのである。

こういうわけで日本の戦前の小作料が高率だったことが地主・小作の封建的關係とされるものによるのではなく、大内がいうように日本資本主義が後進的資本主義として農業を過剰人口として滞留させざるをえなかった農民によって担当させるにいたったという事情によると思うのであるが、その間の論理は大内がいうよりはもう少し複雑であつたように思われる。すなわち大内の考えは日本資本主義の後進性による構造的過剰人口の農村内の滞留——小農による

(91) 鈴木、前掲書、241 ページ。

(92) 同、242 ページ。

(93) 同、243 ページ。文中の引用文は大内『農業問題』、初版、215 ページからのもの。

(94) 同、243 ページ。

農業生産競争の激化——農産物価格の低水準——農民層の貧困化——農民による土地借り入れ競争の激化——小作料の高率化という論理である。

だが事情はもっと複雑だったというのが鈴木説である。「小作料が何故高率であるかはむしろ私がかつて説明したように農民相互の競争による彼等の労働の集約的投下から、従つて第二形態の差額地代をもつて『類推』される差額地代の増大から、これを説明すれば、それでことは足りるのではないであろうか。そうだとすれば、小農民の低い農産物価格を招来せしめると同じ原因が、小作料についてはこれを逆に高か

らしめているのだと考えてよいであろう。すなわちまず農民相互の競争ということがあつて、それが一方では小作料の高率を結果するとともに、他方では農産物価格の低廉を招来しているといつて差支えないように思われるのである」⁽⁹⁵⁾ というのであって、農民は小作農になるか、賃銀労働者になるかといった二者択一できる状況にはなかったのであって、もっぱら小作地借り入れ競争を展開するしかなかったのであり、そのことがまた農業生産増大に拍車をかけ、農産物価格を低からしめたという主張なのである⁽⁹⁶⁾。だがこの主張には一定の前提条件が必要であるがそのことについては鈴木は語っていな

95) 鈴木、前掲書、244 ページ。

96) このことに関して、例の『日本における農業と資本主義』につぎのような討議がおこなわれている。「大内 つまり問題は工業における過剰人口に、あるひ（原——犬塚）は一般に資本主義社会の相対的過剰人口に全部還元されてしまうことになりますね。／宇野 しかしその場合、日本の過剰人口が農村過剰人口として存在せざるを得ないところに問題があるわけだ。一遍工場に集まつて来たのが農村に帰つて来るのでなくて、最初から農村の過剰人口としてある。これは前にいつた様に資本の有機的構成の高度のものがいつてきた。つまり産業予備軍という形で工場外の都会にあるのでなくて、最初から産業予備軍が農村にあつて、こつちは高度に資本主義化し得るという関係ができておるのじゃないか。さつき齋藤君のいつた競争ではその水準を決定するものを明らかにし得ないというのは、資本家的商品生産の条件が与えられて居る場合ならそういえるが、此の場合はそうではない。つまり競争が賃銀を引き下げるといふのは、小作料を高くするという競争があるから賃銀に当たる部分がそこまでも下がり得るのではないか。こういうふうを考えられやしいか。／大内 それはたしかに競争は直接的には小作料を高めるという点で働くわけですが、その前に農業外に賃銀一般を低めるといふ力があり、低賃金が作りだされているから小作料がそんなに高くなるまで競争がおこなわれるのではないのでしょうか。もちろん賃銀を低めるといふ（も？——犬塚）やはり競争だから競争は小作料にも賃銀にも同じく作用をしているともいえますが。／宇野 同じ作用をしているわけですね。だから賃銀が低いから小作料が高いのだといふのはどうも賃銀が低いからということがどこから出てくるか。その点に問題がある。／大内 それはむしろ農業外の賃銀が高ければ農業の賃銀も高くなり、農外賃銀が低いから農業の賃銀もまた低いということです。／齋藤 日本の農業の労働力は賃銀労働者としてではないから明確な形で賃銀を要求するものではないでしょう。／宇野 僕もそう思う。農家経済の基礎からそうなるわけだ」（206～208 ページ）。ここでの大内・宇野間の議論はかみあっていないようである。ここでの大内の主張は農民の貧しさの原因としての高小作料と低賃銀との二者択一的議論であるが、それは賃銀さえ低くすれば雇用はいつでもあるということを前提にしている。しかも雇用の発生場所が農村なのか都会なのかによっても事情は異なるし、農外雇用に行くのが農家の戸主なのか次三男なのかによっても異なる。日本の農村においては戦前には農家の戸主にたいしては低賃銀ならばいつでも雇用があるというわけではなかったであろう。もちろん季節的なあるいは臨時的な雇用はあったが、それでは農家たることをやめるわけにはゆかないであろう。離農問題を大内がやや抽象的に論じていたのにたいして宇野は具体的にとらえていた。議論の次元が異なっていたのである。工業の賃銀労働者になる労働力は最初は農村からよりも都市から供給されたのではないか。そしてそれは地理的な問題もあるが、工業的技術という点では都市の職人層のほうが賃労働者として採用されやすいという事情があったのではないかと思われる。それについては工業の生産手段が最初から輪

い。その条件とは何かということを考えたばあい、つぎの二つのことがあげられよう。一つは過剰人口は資本主義の成立後に発生したというのではなく、日本資本主義の成立が西欧からの工業機械、技術の輸入をもっておこなわれたために、多くの労働者の雇用を必要としなかったし、かつ必要な労働者としては知識水準や技能水準の高いものが求められたはずであるから当時の農民にとっては工業労働者になる道は狭い

ものであったと考えられること、これは当時かなり重要なことで工業労働者は知識と技術の高いものになりえたもので、ましてそういう技能をもっていないものの中途採用は困難であったとこと、もう一つは当時の農家にあっては他出できるのは次三男や娘であって、農家の世帯主ではなかったのであって、彼にとっては農業を続けるか賃銀労働者になるかという二者択一は問題にならなかったといっているであろう⁽⁹⁷⁾。

入品だったということも影響している。

97) 前注の議論の続きの問題であるが、こういう議論が展開されている。「大内 自由な競争が行なわれて労働力の移動が自由であれば、結局都会の賃銀も農家の賃銀部分も同じ水準に決まるのじゃないですか、むろん多少の誤差はありますけれども……/ 鈴木 宇野先生がいわれるのはこういうようにいえるわけですね。同一価値部分のうち賃銀がまず第一次的の決定者であるという理論は資本家的社会にのみ通用する理論であつて、それを資本家的ならざる要素をもっている農村にアダプトさせた場合この理論がそのまま農村に妥当するかどうかとなると、そこまでいくのは疑問だと思うというお説ですね。/ 宇野 ぼくのはまったくそうです。それはもちろん都会の労賃と関係があるということはいえるね。しかし農家のいまの所得の中の賃銀部分と想定されている——ほんとをいえば賃銀部分かどうかかわからないが、類推して賃銀部分にしてあるだけのものだが、それが先ず決定されてさし引かれるというよりは、小作料の方が差引かれて残つたものが所得なんだ。収入の中で経費を先に引いてみると、これじや食えないというところまで抑えられている。そういうふうな関係だと思う。それでなるべく収入を多くしようとすれば小作料が少々高くても土地をある程度拡大した方がよろしいというので、やはり小作料を上げる競争がそこへ出てくるのじゃないか、そういうふうを考える。農家の労働賃銀にあたる部分と、それから都会の賃銀との比較というのは相当困難な問題です。それは前にいつた自給性と結びつく。自家労働力でやっている小農の経営と結びついた複雑な問題になつてくると思う。それがたとえば農家へ雇傭されている賃銀労働者であるとするれば、それは都会の賃銀と比較してすぐ高い方に行けるかもしれない。しかし自分の家を持ち、それから多少とも土地をもちして（原——犬塚）いる者の賃銀の決定というものは、都会との間に自由に流通し得る面が少いので比較が出来ない。比較をどこにもつてくるかということがちよつといえない。次男とか三男とかはそういうふうにして出てゆくかもしれない。しかし世帯主、農家の経営者自身になるとそういう比較は相当困難になる。その点で僕はやはり競争説であるけれども逆に農家のそういう事情が都会の低賃銀にも影響があるものと考えている。もちろん山田君と同じようには思わない。その事情が資本主義によるのだから。」（前掲書、210～212 ページ）。と宇野はいうのである。ここで宇野が主張したいことは高い小作料を払って小作するか、農外賃労働者になるかという選択を農民がせまられているということではなくて、農家の当主が経営規模を変えないで、より労働稠密な稲作を続行するか、高い小作料を払っても稲作規模を拡大するかという選択を迫られているということなのである。資本家的商品経済と小生産者的商品経済とは質的に異なるものであって、前者が純粋資本主義という現実基礎を有しながら現実には存在しない抽象世界を対象にしてのみ自立的社会として解明しえたのにたいして、後者はそれ自体完成された商品経済ではなく、したがってまた本来は共同体規制という上部構造と結びついてのみ存在しえたものであった。資本、利潤、賃労働、地代といった諸範疇はそれぞれ固有の形態と一定の生産力のもとにおいてのみ固有の運動をなしうるのであって、小生産者においてはそれぞれそれに対応したものがあえながら、それらは原理論の範疇を擬制したものにはかならず、その運動は本来の範疇固有の運動からは多かれ少なかれ外れた運動とならざるをえない。運動は一定の形態を通した運動だからである。どの程度はずれた運動になるのかの解明は、段階論や現状分析の課題である。それは原理の諸法則の作用がさまざま

そしてこうした資本主義の成立期の事情は大きくくれば昭和恐慌まで多少弱められながらもつづいたと考えられる。問題になる過剰人口は不況期にあらわれる相対的過剰人口というよりも資本主義成立期にすでに存在した構造的過剰人口なのであった。

鈴木による大内批判の主要点は以上にのべたことで尽きるといいが、最後に鈴木 of 著書『日本農業と農業理論』の247ページの注(1)のなかで大内の農民層の分解についての論評があって、私にはそれは看過しえないものなので、のべておきたい。こういっている。「大内教授においては、農民層の分解がむしろ過大に評価されている……」といって大内の「小農民はおそかれ早かれ分解する」という文章を引用したのち、「もちろん吾々といえども農民層の分解の事実そのものを否定するものではない。だが吾々はこの分解に明確な限度のあることを強調したいのである。教授においてはこの限度はむしろ指摘されていないように思われるのであって、そこに吾々は疑問をもつのである。／ここに分解の限度というのは小農民がいろいろの形で半ば『プロレタリア化』しつつも、半ばは依然として『農民』たるの性質を残しているという意味である。わが国においてはこのような形による以外には農民層の分解は困難であるということである。この分解の困難または限度を強

調することが農民層の分解を論ずる上に極めて重要ではないかと考えるのである。しかるに小農経営の商品経済化を事実以上に強調することになれば、この点が過少評価されて、『プロレタリア化』の方がむしろ一方的に過大評価されることになるであろう」⁽⁹⁸⁾ というが、私もそう思う。

(2) 大島清「わが国小作料は差額地代第二形態か」

大島は最初は大内が「講座派」は価値法則の理解を誤っているとして、つぎのようにいっていることをとりあげる。「『講座派』の理論においては、第一に農産物価格論が存在しない。農産物の売買はすべて急迫販売で片づ（大内文では「ず」—犬塚）けられてしまい、価値法則はそもそも妥当しえないものとされている。だが、これは何よりも先ず価値法則についての理解にあやまりがある。すなわち価値法則を等しき労働量間の交換関係としてのみ理解しようとし、それが商品経済社会における社会の総労働量の配分を規制する原理であること、したがって一定の条件のもとではかえって等しからざる労働量の交換をつうじて価値法則が貫かれてゆくものであることを見のがしているものだと思われる」⁽⁹⁹⁾ ということこれである。不等価交換がかえってじつは価値法則を実現してゆくばあ

に阻害されるということであって、それゆえにこそ現実の資本主義は1回かぎりの歴史的展開をなすわけである。上記の宇野の発言は延長するとそういうことを意味していると思うのである。

⁽⁹⁸⁾ 鈴木、前掲書、247～248ページの注のなかの文章である。この点はさきの『農業問題』、51年、初版についての論評でものべたことであるが、大内は、結局、終生農民層は分解するであろう、といいつづけたのである。価値法則の貫徹に固執していたのもその延長線上にあったというべきか。かりに日本農業の将来に正常な形の両極分解が実現するとしても、資本主義にある種の構造変化が生じなければならない。そのことを明らかにしないで両極分解がおけるといわれてもにわかには賛同するわけにはゆかない。鈴木がうえてとりあげたその著書の最後に「分析の立場」なるものを提唱しながら、いっこうにその具体的内容を明らかにしていないのは、方向は大内とまったく逆であるが、一面で両者は共通するところがあるように思う。

⁽⁹⁹⁾ 大島清「わが国小作料は差額地代第二形態か」、『経済志林』（法政大学経済学会）、23-1、1955年4月、24～25ページ。原文は大内力『日本農業の財政学』、1950、東京大学出版部、18ページ。

いがあることに大内が注意を喚起していることを大島は明らかにしている。そして大内が「講座派」の欠陥として具体的にあげているつぎの二点をとりあげる。ともに資本家的生産関係ではなく小農的生産関係においては農産物価格と地代はどうなるかということに関する問題である。大島は大内がつぎのようにいっているという。農産物価格については「小農的生産関係のもとにおいては、価値法則は、むろんゆがめられた形をとるのであつて、小農の生産物は資本家的商品のばあいのように生産価格による交換は行（大内文では「おこ」—犬塚）なわれないが、それにもかかわらず価値法則はやはり貫かれている（大内文では「バルツエレン・パウエル」挿入—犬塚）と思う。それはたとえば『資本論』第三巻分割地農民にかんするマルクスの叙述をみれば明瞭であろう」⁽¹⁰⁰⁾ というのである。ついで『講座派』理論においては、小作料もまた地代法則とは無関係に、経済外強制によつて説明されている。しかも地代は、とくに差額地代は、けつして土地から支払われるのではなく、価格から支払われるものであり、したがつて、地代論のまえに価格論が展開されなければならないにもかかわらず、かえつて地代論ないし小作料論が説明の出発点におかれるという滑稽な首尾転倒が行なわれているのである。ここでもわれわれは、地代

の法則は一定のモディファイケー（大内文では「イ」—犬塚）ションをうけつつ日本の小作料にも妥当すると考えるのであるが、『講座派』にはそういう考え方はまつたくないのである」⁽¹⁰¹⁾ と。なおここで語られている小農の生産物においては生産価格による交換は行なわれていないということはすぐ前の引用文にあった価値法則上の不等価交換と同じ意味なのかどうかにはふれていないことを確認しておく必要がある。

この大内の見解について大島はつぎのような疑問を提示している。「大内氏が『一定の条件のもとでは、かえつて等しからしからざる労働量の交換を通じて価値法則が貫かれてゆく』というのは、じつは等価交換の法則が、一定の条件のもとで（資本主義下の小農的生産様式のもとで）〔原—犬塚〕、モディファイされざるを得ないこと（工農産物間の不等価交換）〔原—犬塚〕、しかも工農産物間の不等価交換が行なわれながら、農業をふくむすべての産業分野には労働力配分法則としての価値法則がづらぬかれている、というのであろう。しかし同じく価値法則の現れである等価交換の法則が修正されるといながら、労働力配分の法則としての価値法則が貫徹されるというならば、それがどの程度に（傍点は原—犬塚）貫かれているかを問題とすべきで、たんに価値法則は農業問題におい

(100) 大島、前掲論文、25～26 ページ。原文では前掲、大内『財政学』、18 ページ。なお『資本論』第三巻、「分割地農民にかんするマルクスの叙述」というのは、「分割地農民が自分の土地を耕作するためには、または耕作するための土地を買うためには、正常な資本主義的生産様式の場合のように土地生産物の市場価格が彼のために平均利潤を上げるだけの高さに上がる必要はないのであり、まして、この平均利潤を越えて地代の形で固定される超過分を生むほどの高さに上がることはなおさら必要ではないのである。つまり、市場価格が彼の生産物の価値または生産価格まで上がる必要はないのである。……最も不利な条件のもとで労働する農民の剰余労働の一部は、社会に無償で贈与されるのであつて、生産価格の規制に、または価値形成一般に、加わらないのである。つまり、このより低い価格は、生産者たちの貧困の結果であつて、けつして彼等の労働の生産性の結果ではないのである」（マルクス『資本論』第三巻、大月書店版、第5分冊〔以下たんに⑤と略記〕、マルクス・エンゲルス全集刊行委員会訳、1967、1033 ページ。Karl Marx, *Das Kapital*, Bd. III. [Karl Marx – Friedrich Engels Werke, Band 25, 1964] S. 814～815.) の部分であらう。

(101) 大島、前掲論文、26 ページ。原本では同 18～19 ページ。

でも貫徹している、といっただけでは一つの独断にすぎないではないか」⁽¹⁰²⁾と問いつめる。大島は不等価交換は「資本主義下の小農的生産様式のもとで」のみおこると主張しているのかと思うと、そうではないのである。この文章の直前につぎの文章が置かれていた。「大内氏のいうとおり、価値法則を『等しき労働量間の交換関係としてのみ』理解することは明らかに誤りだ。しかしまた、価値法則とは、等価交換の法則ではなく、資本制商品生産社会の総労働力の配分を規制する法則であると理解するならば、これも一面的であり、正しくない。いうまでもなく商品の価値は労働によつてきまるといふ価値規定を基礎として、商品はそれにふくまれた労働量にしたがつて交換される（等価交換の法則）のであり、同時にその法則が貫徹しようとして作用すればこそ、社会的総労働力の各生産部門間（原一犬塚）の配分が、資本主義特有の仕方では規制されるのである。価値法則はそのようなものとして、資本制社会の基礎的な法則として作用しつつ、自らを貫徹するのである」⁽¹⁰³⁾というのがそれである。ここでも価値法則には不等化交換もあるが、本来、それは「等価交換の法則」であり、「資本主義下の小農的生産関係のもとで」は不等化交換が行われる、といっている。価値法則において不等価交換が何故行なわれるのか、その不等価交換と小農制のもとでのそれとはどう異なるのか、あるいは同じなのか、については納得のいく説明は大内のばあいと同様に、与えられていないのである。

したがってここで純粋資本主義を対象としてはじめて完全な形で展開しうる価値法則が大内にあっては、すでにみたようにこれを「等しき労働量間の交換関係としてのみ理解しよう」と

するのは間違いであって、「一定の条件のもとではかえつて等しからざる労働量の交換をつうじて価値法則が貫かれてゆく」のであり、小農の生産物においてもそれは貫かれているという。大島にあっては「大内氏のいうとおり、価値法則を『等しき労働量間の交換関係としてのみ』理解することは明らかに誤り」であるが、「商品はそれにふくまれた労働量にしたがつて交換されるのであり、……価値法則はそのようなものとして、資本制社会の基礎的な法則として作用しつつ、自らを貫徹」と大内と同じようなことをいっている。ただ大内と異なっているのは一方では不等価交換はありうるといながらも、他方で価値法則を等労働量交換だといって不整合が目立っている。じつは価値法則はそう簡単な法則ではない。この大島・大内論争のおこなわれたときから12年後に出版された宇野弘蔵編『現代経済学演習講座 新訂経済原論』⁽¹⁰⁴⁾から宇野の考えを聞こう。「〔26〕価値法則の必然的根拠」の「質問一」「価値法則として考えられている労働による価値の決定、等価交換、労働の配分のそれぞれの内的関連はどうなっているのか」という問いにたいして、宇野はこうこたえている。「価値法則は、『労働による価値の決定』が根本であって、『等価交換』と『労働の配分』とはその展開による効果と考えてよい。もともと、商品交換は異なった使用価値の等価交換を形態上の原則とするものであって、一社会に全面的に行なわれる商品経済は、その生産に要する労働によって決定される価値によってその商品交換を規制せられるとともに、これによって社会的労働を各種の使用価値の生産に配分することになる。この点は、しかし利潤論で明らかにされるように、そういう全

(102) 同、26～27 ページ。

(103) 同、26 ページ。

(104) 宇野弘蔵編『現代経済学演習講座 新訂経済原論』、1967、青林書院新社。

面的商品経済はかならず資本家的商品経済として行なわれるために、剰余価値の利潤としての分配を基準とすることになり、直接的にはみられなくなる。価値からズレた生産価格が価値にかわってその規制者となるのである。しかし、利潤そのものが資本家と労働者との、価値による交換関係を基礎にする剰余価値の転化したものであって、価値法則は、資本による、いわば回り道をとおして貫徹される。資本は、種々の使用価値の生産を、その利益にしたがって選択するという点で、一方では商品の価値法則の展開にもっとも適した性質を有しながら、他方では直接その価値法則をそのままには実現しえないという制限を受ける。人間の自主的行動の基準になるべき経済原則を商品経済の法則としての客体的な規制とすることから生ずる回り道といつてよい」⁽¹⁰⁵⁾。

ここで宇野が主張していることの要諦は、資本主義の価値法則なるものがこれまでのすべての人類社会が人間特有の労働によって獲得しえたものによって存立しえたという共通の原則を基礎としているということにある。この「共通の原則を基礎にしている」ということは共通の部分と共通ではない部分とがあるということをしめしている。その点を本格的に考察することはとうていできないが、資本主義の特殊性を明らかにすることはじつは価値法則の歴史的な特殊性を明らかにすることにもなるので少し考えてみたい。下記の表のⅠは平均的な資本構成、Ⅱはその高い資本構成、Ⅲは低い資本構成を代表している。

$$\text{Ⅰ} \quad 80c + 20v + 20m = 120$$

$$\text{Ⅱ} \quad 90c + 10v + 10m = 110$$

$$\text{Ⅲ} \quad 70c + 30v + 30m = 130$$

Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの三部門の資本が社会の全資本を

代表するものとし、その生産物の価値構成と利潤率とを表のようにする。固定資本の存在、回転期間の相違、その他はすべて捨象するものとする。なお平均利潤率は $60 \div 300 = 0.2$ (20%) である。なおこれは説明の都合上、前掲『宇野弘蔵著作集』②の111ページからそのままとしたものである。

この表によれば各部門の剰余価値率は第Ⅰ部門では $20m \div (80c + 20v) = 20\%$ であり、同様に第Ⅱ部門では10%、第Ⅲ部門では30%になるが、資本主義社会では各資本が独立しておのおの最大の利潤率も求めて競争しているのであるから、その結果、結局総剰余価値60mを総資本300で除した20%という同率の利潤率になる。しかしそれは資本が独立して最大の利潤を求めようということを前提にしている。したがって資本主義体制ではない社会においては、社会の総剰余価値に当たるものを統一的政治的行為によって配分することが可能であるはずである。「労働による価値の決定」を基礎づけている人間社会の一般的原则に直接的に依拠することができるのであれば可能ということになる。「あらゆる生産物がその生産に要する労働時間によってえられるという労働生産過程の一般的原则は、商品経済の下にあっては、その交換の基準としての価値法則としてあらわれる」⁽¹⁰⁶⁾ という宇野の言葉の逆説である。

そして資本主義社会においては労働による価値規定はそのままにはおこなわれない。さきに例示したように、資本の競争はその資本ごとに生産される剰余価値をそのまま利潤とすることを許さない。さきにしめた表では固定資本が省略されているが、それでも各資本ごとに利潤率は異なっている。その固定資本の量もさまざまに異なっているのであるから個別利潤率はそ

(105) 宇野、前掲、『宇野弘蔵著作集』、②〔経済原論Ⅱ〕、1973、岩波書店、254～255ページ。

(106) 宇野、前掲、『宇野著作集』、②、43ページ。

の相違度を大きくする。投下資本の大きさにおうじて剰余価値を利潤として分配することを要求するし、それが資本の本性でもある。商品の価格は下にしめたように費用価格に平均利潤を加えた生産価格として実現される。

$$\text{I} \quad 80c + 20v + 20m = 120$$

$$\text{II} \quad 90c + 10v + 20m = 120$$

$$\text{III} \quad 70c + 30v + 20m = 120$$

生産価格は各資本にとってその生産した価値量とは異なる量になっているのであって、個々の商品はすべて不等価交換されるのである。しかし商品総量としては総価格=総価値になっている。価値は全体として価格を締め上げているわけである。したがって価値法則とは大内や大島がいうのとは異なって、同次元上で等価交換と不等価交換とが入り混じっているというのは間違いであって、一方で価値以上のものがあるという不等価交換を通して全体としては等価交換を実現しているというべきものである。このことの歴史的意義を考えると、この不等価交換と「労働による価値の決定」を本質とする価値法則との関係をどう考えたらいいかという問題が生ずる。宇野はこの「〔26〕価値法則の必然的根拠の第2問の解答のなかで「商品の価値法則も、あらゆる社会に共通な原則を基礎とするもの」であるといつて、その原則を「絶対的基礎」とし、それを「必然的根拠」として価値法則があるといっている⁽¹⁰⁷⁾。その「絶対的基礎」とはすでにのべた「あらゆる生産物がその生産に要する労働時間によってえられるという労働生産過

程の一般的原則」ということなのであるが、それをもう少し詳しくいうところである。資本主義社会において生産手段と消費資料とが生産され、「互いに需要するものを供給することになる。それはまた全社会の労働力を生産手段と共に、それぞれの生産物の生産に必要とせられる程度に応じて配分することによって、年々の再生産を継続するという、経済生活の合理的処理に当然なる、いわばあらゆる社会に共通なる経済の原則を、商品形態をもって行なうものにほかならない、資本家的商品経済は、それを価格の運動によって調整せられつつ貫徹される価値法則によって実現するのである」⁽¹⁰⁸⁾ということこれである。そしてこの労働こそが生産物の生産、分配を一般的に規定するというのが人類社会の一般的原則なのであるが、資本主義社会においては資本の私的性格によってこの原則がゆがめられているのであり、それが価値法則としてあらわれているわけである。まさに「価値法則は、資本による、いわば回り道をとおして貫徹される。資本は、種々の使用価値の生産を、その利益にしたがって選択するという点で、一方では商品の価値法則展開にもっとも適した性質を有しながら、他方では直接その価値法則をそのままには実現しえないという制限を受ける」⁽¹⁰⁹⁾のである。ただしここでいう価値法則とは労働が価値を直接決定するという価値法則の「根本」のことをいっている。その意味では資本主義の価値法則はゆがんだ価値法則であり、それを宇野は「回り道」といっているのである⁽¹¹⁰⁾。

(107) 同、255 ページ。

(108) 宇野、前掲、『宇野弘蔵著作集』、②〔経済原論Ⅱ〕、86 ページ。そしてこの価値法則の前提としての「絶対的基礎」は結果としての「必然的根拠」によってわかるという関係にあるというのである。②、255 ページ。

(109) 宇野、前掲書、②、255 ページ。

(110) 宇野は人類社会存立の根拠をしめすものが価値法則の「絶対的基礎」をなすといひ、それが資本によって偏畸せしめられているものを価値法則の「必然的根拠」といって、その両者の関係をつぎのように説いている。私もそれに依拠しているのでその全文をかかげておく。「商品の価値法則も、あらゆる社会に共通な原則を基礎と

以上は大内、大島の価値法則の理解にたいする欠陥を問題にし、その欠陥は宇野のように価値法則を正しく位置づけるならば解消されることが明らかとなった。しかし大内、大島がもともと問題にしたのは日本において小農によって農業が担われているあいには価値法則がいかなる作用を展開するかということであった。これまで明らかになったことは平均化の結果、資本構成の高い産業では剰余価値率が高くなり、低い産業では低くなるということであって、われわれの問題としてはさしあたりこのことは一般に農業が資本家的におこなわれているとすればどうなるかという問題になる。われわれがすでに別稿⁽¹¹¹⁾でみたようにイギリスでは大経営でも19世紀はじめごろまでは農業機械は条播機ぐらいのものであって、肥料などは農場自家製であり、常用の農業労働者はわずかであって臨時雇いがかなり多かった。「農業の機械化が本格的にすすみ、農民離村の現象がはっきりあらわれてくるのは一八三〇年以後のことなので

ある」⁽¹¹²⁾が、農業の機械化がすすんだといっても、綿工業のようにはすすまなかったであろうし、農業の資本構成は工業にくらべれば低いものと考えていいであろう。もっとも当時の代表産業は綿工業だから資本の回転率は高くてVの年間総量も高くなるが、それにおうじて流動不変資本も高くなるから、やはり農業の資本構成のほうが低いとみていいであろう。したがって資本主義がもっとも順調に発展した時期にも、資本家的農業における剰余価値率は工業にくらべて低いものとみていいであろう。しかしここまでは原理論段階の論理である。

この時期のイギリス農業としては農村過剰人口が残存していた時期であり、農業の資本構成も大きく高度化された時代ではなかったし、また農業に農繁期、農閑期がある以上は多くの日雇労働者を雇わざるをえなかった。彼らの賃銀は低かったから剰余価値の増分はさしあたりは農業資本家の得るところとなったであろうが、農産物貿易関係や労働力需給関係いかにによ

するものであって、『資本の再生産過程』で述べる絶対的基礎というのはその点を明らかにするものである。これにたいしてここで説く必然的根拠は、必然的法則として展開される根拠として、労働力を基礎とする資本の生産過程における資本家と労働者との関係を明らかにするものである。いわば前者を後に展開されるべき前提としての後者の関係が先取的に展開されているわけである」(前掲、『宇野弘蔵著作集』②、255ページ)。そして両者の関係について、別の場所でこう説いている。「価値法則の必然的展開は、労働力商品化を基礎とする資本の生産過程ではじめて論証されるものと、われわれは考えている。これにたいして『価値法則の絶対的基礎』は、あらゆる社会につうずる経済的要請が、商品経済では価値法則としてあらわれる点を明らかにする。この点は、また、価値法則の必然的根拠の論証を資本の生産過程においてなす、われわれの方法を誤解して、資本主義にさきだつ諸社会における商品経済に価値法則を否定するものとする批評にたいしての答えをなすものと思う。商品経済を支配する価値法則が、その基礎をあらゆる社会に共通な経済的要請におくということは、商品経済が種々なる異質的社会にも、その隙間に浸透しうる理由を明らかにするとともに、その法則的展開をこれらの諸社会の経済過程によって影響され、阻害されて、十分にはなしえないことがしばしばあるにもかかわらず、その展開の根拠をしめすものといつてよい。われわれは、それがために労働価値説の論証を、『資本論』のように二商品の交換関係でなすことをしないのであるが、それはけっして資本主義にさきだつ諸社会における商品経済に価値法則を否定するわけではない。いいかえれば価値法則は、この『絶対的基礎』によって商品経済に一般的なることを明らかにされ、『必然的根拠』によって価値の実体を論証されるということになる」(同、346～347ページ)。

(111) 拙稿「原理論と歴史過程とはどこが違うか」、『名城論叢』、11-4、2011年3月、90ページ、注(66)(67)。

(112) 飯沼二郎「資本制大農経営の成立」(大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄編著『西洋経済史講座』、IV、1960、岩波書店)、267ページ。

ては、農業経営が縮小され、ばあいによっては資本家的農業経営が解体にむかい、農業が小農によって担われることもありうるし、あるいは反対に農業日雇労働者が常雇労働者にかわることもありうるし、大型機械が導入されたり、大型生産装置が発明されて資本構成が高くなるということもありうるのであって、これはもはや原理論の問題ではなく、段階論なり、現状分析なりの問題である。そして日本のばあいには資本家的農業経営がどうなるかという問題ではなくて、日本農業を担っているのが小農であり、彼らは戦前の日本においては困難な状況下におかれていて、日本の小作料を高からしめたのは小作農民のいわゆる V 水準がもともと低かったからなのであって、その低さを規定していたものが、構造的過剰人口として存在せざるをえなかった低賃銀労働者階級なのであると考えたのが大内であった。それにたいして、いや日本の農民の生活水準は労働者の低い賃銀よりもさらに低い V 水準なのだから、それはかれら小農がおかれている境遇が半封建的な地主の支配下にあったからなのだという講座派に近い考えをもっていたのが大島だった。だが私には両者とも現実の資本主義を原理論の資本主義像に近づけて考えているように思われる。問題の焦点は両者とも同じ考えを前提にしている点にあるように思われる。資本主義においては農民の低い V 水準を規定する要因が農民のいわば接するところに存在しているのであって、大内はそれを低賃銀労働市場とみ、大島は地主の要求に小作農民が屈せざるをえない関係があるとしている。農民の V 水準と労働者の低賃銀構造とはむろん関係はあるが、重要なことは後者は少しづつかわるというのではなく好況、恐慌、不況という景気循環を描いていわば段階的にかわるのであって、農民の V 水準よりも農外賃銀労働者の賃銀が高くても不況期においては必ずしも農外雇用が拡大するわけではないために、

農民は脱農して賃銀労働者に転化できるわけではない。好況期にはいればその転化は好転するであろうが、帝国主義段階ともなれば好況期が短く不況期が長くなるのである。さらに農家の戸主と次三男、娘とでは農外就業の条件は大きく異なることはすでにみたところである。次三男、娘ならば離村して就職しうるであろうが、農家の戸主のばあい廃農覚悟の問題になるので完全転職は困難である。彼らの多くは兼業農家化ということになる。いずれにせよ大島にあっては農家の転職困難の根拠を地主の基本的には存在しない封建的性格に求めているし、大内にあっては基本的に農民の離農を労働者の雇用先変更とおなじようなものとしてとらえられているところが問題なのである。しかし賃銀労働者がすでに労働力商品であるのにたいして農民のばあいには小生産者であって賃銀労働者に転化するまでにはさまざまな通路としての過程があることを重視しなければならない。しかもその過程にはたんに封建的關係というよりは土地所有との関係、農村共同体との関係、さらに年齢等の関係があつて、労働者の転職とは異なる関係があることが重要なのである。

こういう考えを前提にして大島論文を具体的に検討しよう。ただ最初にことわっておきたいことがあって、大内の主張には客観的に正しいかそうでないかは別問題として、明快さがあって、理解しやすいが、大島の批判ないしは問題提起には「理論的に説明したことにはならない」とか「賛意を表しかねる」とかといった結論だけがあって、その根拠が必ずしもしめされていないように思われるのであって、批判なり疑問なりの趣旨が判然としていないきらいがある。とりあげるべき大内にたいする問題点の指摘の第一点は、「農産物の生産価格が成立せず、また他面資本と労働の移動が種々なる事情により事実上制限されているわが国のごとき農業においても、『価値法則はやはり貫かれている』といつ

ただけでは、理論的にも正確だとはいえない。あるいは『そこで農業も、それがたとえ資本家経営によつて担当されてはいないとしても、すでにそれが資本主義社会の社会的分業の一分岐となつており、したがつて資本主義社会はこの部門にも、一定の労働力を配分しなければ存立しえない条件がつくりだされているならば、やはり何らかの形で価値法則の支配をうけないわけにはゆかないのである』といつても、それではまだ真に価値法則がいかなる形で、いかなる程度に作用し、また貫徹しているかを説明したことにはならないであろう⁽¹¹³⁾ というものである。こういう疑問がでてくるのは当然であるが、大島自身の分析なり見解はこの論文で必ずしも表明されてはいないのである。しかしこの大島の大内にたいする疑問の提起は理解できるものである。大内は価値法則がゆがめられながらも貫徹しているという見解にたいしては、私は本論文でも疑問を提起しておいた。そもそも価値法則が貫徹しうるのは純粋資本主義においてのみなのであって、現実には多かれ少なかれその作用は阻害されざるをえない。その意味ですでにみた「価値法則の展開による効果」(宇野)としての等価交換や労働配分の法則はともに小農制農業においては阻害をうけている。生産価格が形成されないことや農民が特殊に過剰人口を形成していることがそのあらわれである。その意味でこの大島の疑問は正当である。ただそうなる根拠が問題なのであって、大島が半封建制、ないしはそれに近いものに根拠を求めているところに問題がある。そこではなくて資本主義自身にそれを許容する性格が別にあるところをいかに解するべきかが問題なのである。第二点は、「小作料の高率性を、あるものは地主小作間の経済外的強制によつて、あるものは小作人

間の競争によつて説明せんとしたのであるが、このこと自体は決して『首尾転倒』でもなければ、方法論的に誤つていたとはいえない。問題は、従来のごとき地主的土地所有の歴史的 성격の規定や競争論だけでは、日本農業の分析が十分具体的に果たされないということであり、したがつて、農産物価格論こそ、従来の農業理論の欠陥を補うものとして重視されねばならぬということである⁽¹¹⁴⁾ という大島の問題提起はいみを判断しかねるものである。この文章は二重、三重にも矛盾しているものであって、いみをはかりかねる。地主小作間の関係を経済外的強制によるものとするのは講座派理論にほかならないと理解するほかはないが、それとはべつに小作料を小作人の競争によつて説明するのは当の論争相手の大内の主張であるが、この相対立する理論が「方法的に誤つていたとはいえない」といい、その直後にそれだけでは「分析が十分具体的に果たされない」と否定し、農産物価格論こそが「重視されねばならぬ」という。しかもここでは自説の農産物価格論が積極的に展開されていないのである。このあと大内の農産物価格論の中心的論点の一つである差額地代第二形態論について、自説を展開しているのであるが、それはその第二形態は第一形態を前提にしていることの確認であつて、それは大内にあつても同様であつて、べつに大内の難点をなすものではないのである。

第三の論点は、日本の現物小作料が農産物価格のなかから支払われるとする大内説批判である。それは「たとえわが国の現物小作料が、観念的には貨幣計算されていることが事実としても、資本制生産様式の基礎上で部分的に残存する現物地代についてマルクスの説いたことを、資本主義下の小農の生産様式の上に普遍的に成

(113) 大島、前掲論文、28 ページ、括弧内の引用文は大内力『農業問題』、51 年版、181 ページからのもの。

(114) 同、29 ページ。

立する現物小作料にそのまま適用し、わが国の小作料も農産物の価格の中から支払われている、となすことはどうしても無理である⁽¹¹⁵⁾ という。これからその根拠が展開されると思うのが通常と思うのであるが、つぎの文章はこうである。いきなり「以上によつてもわかる通り、大内氏が日本の現物小作料をもつて、農産物の価格の中から支払われているとなす根拠は薄弱であるのみならず、むしろ誤っていることが明らかとなつたであろう」⁽¹¹⁶⁾ というのである。これは論証といえるものであろうか、引用文の中にも「観念的には貨幣計算されていることは事実としても」とか、他のところでは「もちろん農産物の価格と小作料の高さとの間には、密接不可分の関係があることは否定できないが」⁽¹¹⁷⁾ といっているにもかかわらず、小農的生産様式のもとでは価格評価はありえないと独断しているのである。だが第1表「小作農の小作料と手取米」にあるように1920年恐慌からの回復期には小作料現物は低下していて、小作農家の経済を潤しているが、昭和にはいつて景気が後退しはじめ、とくに1929年の恐慌以降不況の深化とともに米価が激しく下落しはじめると小作料現物も低下してくる。その昭和恐慌の回復過程に入り、準戦時体制から戦時体制の時期になると米価騰貴とともに小作料現物量も上昇傾向を示してくる。こうして小作料現物量は米価が上昇すると増大し、米価が下落すると減少する傾向をもっているものであり、小作料価格換算額はその動きを増幅してしめしているのである。このことは小作農の生活費、すなわちV水準が一定の固定性をもっていることを、いいかえれば小作料はその剰余であることを意味しているわけである。

第1表 小作農の小作料と手取米

	米 価 (反当たり・円)	実収小作料 (反当たり・石)	農家手取米 (反当たり・石)	反 収 (石) (小作農)
1922	36.85	1.14	1.49	2.63
23	31.57	1.13	1.25	2.38
24	37.64	1.09	1.37	2.46
25	41.95	1.08	1.48	2.56
26	38.44	1.07	1.38	2.45
27	35.93	1.02	1.57	2.59
28	31.38	1.03	1.52	2.55
29	29.19	1.03	1.60	2.63
30	27.34	1.03	—	—
31	18.46	1.02	1.27	2.29
32	20.69	1.01	1.37	2.38
33	21.42	1.02	1.53	2.55
34	24.90	1.04	1.09	2.13
35	29.86	1.02	1.25	2.27
36	30.70	1.03	1.46	2.49
37	31.76	1.04	1.45	2.49
38	33.99	1.05	1.48	2.53
39	35.95	1.06	1.70	2.76
40	43.23	1.07	1.36	2.43

- 注) 1) 加用信文監修・農政調査委員会編『改訂 日本農業基礎統計』, 1977, 農林統計協会, による。
 2) 米価は前記書の546ページによる。
 3) 実収小作料は日本勧業銀行調査のもの、普通田、全国平均値。
 4) 農家手取米は反収から実収小作料を引いたものの。
 5) 反収は1929年までは帝国農会の米生産費。31～40年は農林省の米生産費によるもの。

第四の論点は小作料の性格規定の問題である。大島はこういっている。「農民の必要労働部分をこえる剰余労働部分の全部または一部が直接に農民から収納されたものであり、擬制的に考へうる利潤部分と労賃の一部をふくむものとして、いわゆる『名目地代』と見た方が妥当であ

(115) 大島, 前掲論文, 31 ページ。

(116) 同, 同ページ。

(117) 同, 32 ページ。

るとの見解も成立するが、そしてこれはわが国小作料の範疇規定として有力な見解であると思われる」⁽¹¹⁸⁾ という。この名目地代説については大島はもっぱら栗原百壽の説を援用している。その栗原説を注で紹介しているが、それはこうである。「分割地農民のもとでこの現実的借地料ないし地価は『肉体的限度まで下ることがある』（『資本論』日評版一分冊三七六頁—原）必要労働部分をのぞいた、全剰余労働部分を吸するものでありうる。それは名目地代として差額地代や絶対地代と範疇的に別個のものであるというのみでなく、絶対地代というまでもなく、差額地代部分すら十分には実現しえないような市場価格のもとにおいても、なおかつ高額借地料として実存しうるのである。……零細な分割地を確保するために利潤部分も労賃部分も借地料または地価として提供するという、小経営的な、生きるための競争によつてつくりだされる名目地代にはほかならないのである。」（栗原百壽「わが国小作料の地代論的研究」，東北大学経済学会研究年報『経済学』一九五二年第三号七一—七二ページ）⁽¹¹⁹⁾。この「名目地代」という言葉は『資本論』の「分益農制と農民的分割地所有」のなかの文章にもとづいている。「分割地経営が賃借地でおこなわれる場合にも、借地料は、ほかのどの関係よりもずっと多く利潤の一部を含んでおり、また労賃からの控除分をさえ含んでいる。借地料はこのような場合にはただ名目的に地代であるだけで、労賃や利潤に

たいする独立な範疇としての地代ではないのである」⁽¹²⁰⁾ がそれである。後進国型の資本主義の形成期にはよくみられるものと考えていいであろう。日本のばあい資本主義形成期において領主制そのものは短期間に解体され、幕末以来隷属農民身分でありながら、他面では事実上の貸付地主でもあったものが地租改正によって地主身分または地主自作農身分になった。他方その地租改正後は自作農民になったもののなかから新たな貸付地主をうみだした。しかし当時は農外雇用の機会は当然少なかったから新たに没落して小作農や自小作農になったものがいたであろう⁽¹²¹⁾。だがそのばあい「名目地代」のなかに「利潤部分も労賃部分」も含まれているというのは問題である。むろんマルクスもさきの引用にあるように同じ意味のことをいっているのであるが、同様に疑わしいと私は思う。なぜならこの時期は労働者階級の形成期であり、したがってまた産業資本の形成期でもあるのだから、労賃範疇も利潤範疇も形成期である。理論的には後の資本主義の確立期を前提にして範疇規定が確立されるのであって、あとに確立する概念規定をそのままちだして直接性格を規定するのは、範疇形成過程の歴史的意義を説くゆえんではないであろう。資本主義が確立し労賃範疇が成立しているのに農民のばあいその労賃に相当する所得がそれにくらべて低いのはなにゆえか、という問題ならば、それは成立する。マルクスのばあいは資本主義発生期の地代形態

(118) 同、35 ページ。

(119) 同、36 ページの注(14)。

(120) マルクス、『資本論』，⑤，1038 ページ，*Das Kapital*. Bd. III, S. 818.

(121) 国による統計で最初にわかる自作地、小作地割合は1903（明治36）年で自作地が55.5%で小作地が44.5%であり、自小作別農家割合は統計にでてくる最初のものは1908（明治41）年の自作農33.3%，自小作農39.1%，小作農27.6%である。そしてたとえば1926（昭和1）年の自作地割合は53.9%，小作地割合は46.1%だからすでに明治中期までに農民層の分解は相当すすんでいたものであり、それはまさに後進国的資本主義成立期の特徴をあらわしている。（以上、前掲、加用信文監修・農政調査委員会編『改訂 日本農業基礎統計』，66，67 ページによる）。

を問題にしていたのであって、形態の未完成を指摘しているにすぎないと考えられる。栗原にあっては、したがってまた大島にあってはマルクスとは問題の歴史的 성격が異なるのである。

それにしても大島は、すでにみたように栗原がいうように「『名目地代』と見た方が妥当であるとの見解も成立するが、そしてこれはわが国小作料の範疇規定として有力な見解であると思われる」というのであるが、さきの大島論文の注(14)のなかで、「明治年間をつうじて、わが国小作料が緩慢ながら漸騰していつたのは、旧来の封建地代がさらに小作人間の競争によつて増騰したものとして、封建地代を基準にした小農の生きるための競争によつてつくり出されたところの、分割地所有での名目地代の確立過程に外ならなかったのである。つまり旧来の封建地代が、小農的競争のわくのなかにとりこめられたものが、形態上からいえば分割地所有での名目地代であり、実際上は、いわゆる半封建地代である。」(前掲、栗原論文、93～94 ページ)という栗原の文章を紹介しているのであるが、それについて何も注釈をつけていない。「封建地代が、小農的競争のわくのなかにとりこめられたもの」とはなにをいおうとしているのか、小農が競争によって封建地代をつくりだすともいうのであろうか。栗原説も背理だが、それをそのまま引用して済ませている大島説は背理をこえている。資本主義の形成期にいきなり資本主義的地代法則が展開されると考えるのは、資本主義が歴史形成体たることを見失っているにすぎない。労賃範疇の成立自体も資本主義の確立を前提にしているのであって労賃概念自体が未成熟だったのである。資本主義の形成期に地代が労賃の一部をも含んでいたという認識自体が資本主義が歴史的運動体たることを無視していることをいみしている。資本主義の労賃形態

自体が形成過程にあるときは資本主義の地代形態自体も形成過程にある。マルクスの最大の功績の一つは原理論を基本的に構築したことにあるのであって、帝国主義段階の資本主義を知りうる時代の直前に没したことはわれわれにとっても無念なことであった。マルクスが帝国主義段階を知りえたならば、それを説くさいに、『資本論』の有効性と限界性が一層明確になったにちがいない。資本主義の形成期に農民の「労賃」水準が極度に低いというのは「半封建地代」によるのではなく、資本主義が歴史形成体たることによるのである。資本主義的概念の完成形は一般に自己の形成過程を消し去っているのである。

最後に第五の論点は、日本の小作料は「虚偽の社会的価値」ではないという大島の主張である。大島には資本家、賃銀労働者、および近代的土地所有者で構成されている社会のみが資本主義社会であるという、多くの講座派の論客と共通する考え方があって、農業が小農民によって担われているような社会には『資本論』の論理はいかなるいみにおいても通用しないとされているように思われる。「わが国の小農的農業経営においては平均利潤が成立するなどとは認められないであらうから、小作料が平均利潤を起(原)える超過利潤であるなどとはとうてい考えられないのではないか」⁽¹²²⁾と大内が主張していないことをあげて、このような公式主義的な「批判」をもって、たりと考えているように思われる。『資本論』の本筋の理論はたしかに純粋資本主義を対象としたものであるが、それは小農の存在する資本主義社会を対象としても科学的究明のための有力な導きの糸としての判断基準になるのである。現実の資本主義がいかにか純粋資本主義から離れているかということの構造、性格のいみを探るには、そもそも純

(122) 大島、前掲論文、45 ページ。

粹資本主義の構造理論が前提として必要なのである。そして純粋資本主義から離れているからこそ資本主義は歴史形成体になるのである。しかし大島は結局のところ、大内のたてた問題を誤解しているように思われる。米を売るのは地主も売し小作農も自作農も売る。しかしその販売価格を規制するのは生産費である。小農民は利潤獲得を必然的条件にはしていない。資本家のばあいには利潤がでなければ、資本家たりえなくなるが、農民にとってはそうではない、利潤が得られるのであればそれにこしたことはないが、得られなくても生産を続行することができる。その最低の条件は $C+V$ という費用価格の水準が実現されることである。そのことを明確にしたのが大内である。ところが農業では土地に豊度の差がある、豊度の高い土地では低い土地と同じ費用を投じても収量が多い。つまり両者では同じ費用をかけながら生産物量は異なっており、豊度の高い土地での生産物の生産費はよりやすい。しかし販売価格は一物一価であって、小農のばあいには最劣等地で生産された生産物の価格 $(C+V) =$ 費用価格が最高の価格になるが、市場の需要がその最劣等地の生産物を必要としているかぎりでは市場価格はその最劣等地の生産物の費用価格で決まらざるをえない。そうすると優等地生産物には市場価格とその当該生産物の費用価格との差額は、その土地の豊度がもともと高いことによるものとして地代=小作料となってその土地所有者に支払われることになる。ところがこのことに異義ありとして大島は三つの疑問を提起し批判する。一つは「わが国の小作料は、……地主と小作農との社会的関係の中から発生する。しかしそれは貨幣地代ではなく、現実的には農産物の価格の中から支払われるものではない」というものであり、第二には日本の小作料は「資本制差額地代の範

疇でないことは明らかである。平均利潤を超える利潤超過分、あるいは『虚偽の社会的価値』が小作料に転化するということからには、これが農産物を規制する特殊な市場価値法則にしたがつて決定される価値の中から生ずること、その価値の中から小作料が支払われるという事実がなければならぬ」という批判であり、第三は「小作料が貨幣計算されるということと、それが特殊な市場価値法則によって決定される農産物の価格の中から支払われるということとは決して同一のことではない」⁽¹²³⁾ という批判である。

第一の批判から検討しよう。さきの第1表「小作農の小作料と手取米」によれば、米価は1920年代前半には不況の中でも上昇傾向にあったが、後半には不況下にあつて低落し、31年には恐慌下にあつて最低を記録し、以後徐々に騰貴してゆくが、30年代後半にはやや大きく上昇している、それにたいして小作料現物は30年代初頭までに小幅に減少して、以後は徐々に上昇しているが、大観していえば、小作料現物量はほとんど不変であるといえる。地主にとっては小作料はその換算額が問題なのであつて、それはもののみごとに米価変動の動きにシンクロナイズしている結果になっている。そして小作農の、反収から小作料現物を引いた農家手取現物量は昭和恐慌期をのぞいては小作料現物より高い水準に推移している。主食自給化が大きいみをもっていた小作農にとって貧しいながらも最低限の生活をかろうじて保障するものであつたであろう。もしかりに小作料金納制であつたならば、商人に買い叩かれて孤立無援の小作農は行き場のない立場に追い込まれるであろう。小作米を大量に売る地主にあつてはそういうことはないであろう。もちろん小作農は好況期にはそうはならないであろう。そういう意

(123) 以上三つの引用文は同、46ページ。

味では小作料現物納入制は構造的過剰人口体制下の制度であったといえよう。逆にいえば地主にとっては小作料金納制のほうが短期的には有利だともいえるが、そのばあいは借手の農民がいなくなるだけである。小作料の物納制は小作農の競争にとって最低限の生活に必要な米現物量を知らしめるという歯止めをなすのであって、小農制の破綻をまねかないための方策なのである。いいかえれば小作料現物納付制がとられているというのは原理論の世界のことではなくて、帝国主義段階の資本主義を前提にしているのである。地主にとっても地主制を維持するためには小作料現物納付制のほうがいいのである。第二の「虚偽の社会的価値」の非難は大島の誤解によるのではないだろうか。それは生産価格であろうと費用価格であろうとかかわりはない。土地自然の豊度が高いことによる利益は、労働という価値実体を欠くものとして価格として実現されるのであるが、その価格を保証する労働の実体を、当の農民のおこなった剰余労働を含めた社会全体の剰余労働から土地所有が掠めとったものにすぎない。資本は労働力商品を確認するために土地所有による剰余価値からの掠奪を認めざるをえないのである。第三の問題はその意図がよくのみこめないが、小作料現物を売ってえた貨幣はその現物小作料を生産した農民の労働だけでなく、その社会の全労働者と全小生産者の労働が生産した価値の一部を体現しているのであって、社会全体の労働という実体をもっている。小作料は優等地生産物の価格に入っているのであって、その中から支払われるのであるが、その価格の実体をなす労働

は社会全体の労働なのである。

(3) 大内力の反論

大内は『農業問題』（1951年版）で「農業も、それがたとえ資本家的経営によって担当されてはいないとしても、すでにそれが資本主義社会の社会的分業の一分岐となっており、したがって資本主義社会はこの部門にも、一定の労働力を配分しなければ存立しえない条件がつくりだされているならば、やはり何らかの形で価値法則の支配をうけないわけにはゆかないのである。ただここでは、経営が資本家的原則、すなわち平均利潤の確保、という原則によって支配されていない、ということのために一定の偏奇をうけた形で価値法則が自己を貫いてゆくにすぎない」⁽¹²⁴⁾ といっている。問題は「価値法則が自己を貫いてゆくにすぎない」ということの意味にある。ここで「一定の偏奇をうけた形」というのは「経営が資本家的原則、すなわち平均利潤の確保という原則によって支配されていない」で、経営が小農民によっておこなわれているために、「農産物価格の最下限は、限界生産物の不変資本+最低生活費、いいかえれば、がいして $C+V$ という費用価格の水準によって与えられる」⁽¹²⁵⁾ ということによるという。農業が資本家的経営によっておこなわれていれば限界生産物の生産価格で決定されるのにたいして、ここでは費用価格で決定されるということになるにすぎない。価値法則の貫徹の形が「一定の偏奇をうけた」にすぎないという主張である。そしてこの文章についての注(17)のなかでは、限界生産物としての農産物の価格が費用価

(124) 大内力『農業問題』、1951年版、118～119ページ。

(125) 同、123ページ。ここで注意しておくべきことは「農産物価格の最下限は、限界生産物の不変資本+最低生活費」といっていることである。この「最低生活費」という意味は端的にいえば V という意味なのであって、このうち大内は農民の V も最低生活費といっているのだから、後者がことさらに低いという意味ではなく、この労働者と同じ最低生活費 V 水準にあるという意味なのである。

格に決定されることによって、価値法則の一面をなす「労働力の配分の原理」が貫徹するとして、つぎのようにいっている。「価値法則をこのように労働力配分の原理としてとらえることは、むしろただ価値法則の一面をとらえたにすぎない。このような法則性は資本主義社会では直接的に把握することはできないのであり、むしろわれわれは価値が一定の形態としてあらわれる点をとらえ、その展開を追求することによって価値の本質にいたる以外には方法はないのである」⁽¹²⁶⁾ と。そしてつづけて「価値法則をたとえば商品交換を規制する法則として理解することもできるのである」⁽¹²⁷⁾ という。

ここで私が問題にしたいのは、価値法則という法則が「一定の偏奇をうけた形」で貫徹するというとき、偏奇をうけても法則なのか、ということである。価値法則は資本とか賃銀とか利潤とか地代とかといった一定の形態をとおして自己を展開する。形態が歪曲されると法則の展開は一定の障害をうけるのである。大内にあっては二つ問題がある。一つは生産価格の法則はあるが、費用価格の法則なるものはあるのか、ということであり、もう一つはこのことと関連するのだが、原理論における費用価格の概念においてはCもVも資本の一部なのであって、C、Vはそれぞれ不変資本、可変資本としてそれに見合った資本主義的運動を展開するものとして存在している。小農の生産する農産物の価格が費用価格の水準に決まるといっても、そのC部分もV部分も資本家的生産関係におけるばあいとは異なって、その本来の性格とは異なる面があり、運動においてもそうである。そこでは価値法則の展開もさまざまに障害をうける

のである。CもVも小生産者としての農民にあっては資本ではないからである。それゆえ生産価格の法則が費用価格の「法則」になるというのみでなく、その費用価格を構成する農民経済におけるC、Vも原理論におけるものとは異なる面があることが問題になる。価値法則が何らかのかたちで作用しているのは事実だが、多かれ少なかれ障害されたかたちで展開されるのであって、貫徹するというのはいすぎであろう。むしろ貫徹がさまざまに障害されていること、そしてそれがいかなる歴史的意味をもっているかということを明らかにすることが現状分析の課題ではなかろうかと思うのである。資本主義における農民経済の現状分析や歴史過程の分析が原理論を基礎としながらも、段階論を前提にしないとはならないのもそこに根拠をもっている。もちろん大内は農民経済におけるC、Vが資本でないことは知っている。事実、大内は鈴木、大島にたいする反論で「それはげんみつないみでの『資本』ではないことを註記したのであり、鈴木教授もその点はみとめておられる」⁽¹²⁸⁾ というのであるが、しかしこの同じページのなかで「CとかVとかというのは、げんみつにいえば、たんに『資本制商品に特有な範疇』なのではなく、むしろ原理論で考えているような純粹の資本制商品に特有な範疇なのである。しかし、このようにして得られた概念は、現実の資本主義社会の分析に利用しうるし、また利用しえなければそもそもいみがない。現実と与えられた資本や地代は、多かれすくなかれ夾雑物をふくんでいる。しかしその基本的な性格が『資本』や『地代』なる概念をもって律しうるならば、それを資本、地代として観念する以外

(126) 同、119ページ。

(127) 同、同ページ。

(128) 大内力「価値法則と日本農業」、同『地代と土地所有』、1958、東京大学出版会、所収、267ページ。初出は東京大学社会科学研究所、『社会科学研究』、6-3、1955、所載。

にはないのである」といっている。この文章はにわかには理解するのが難しいが、こういうことであろう。CとかVとかの概念は厳密に言えば純粹資本主義という抽象的世界のなかにおいてのみ存在するのであって、現実の資本主義においては多かれ少なかれ「夾雑物」をふくんでいる。しかしそのような「夾雑物」は捨象しなければならないのであって、「その基本的な性格が『資本』や『地代』なる概念をもって律しうるならば、それを資本、地代として観念する以外にはないのである」というのがその論旨である。しかしこの見解は重大なミスを犯している。直接、資本主義的生産にもとづく「資本」や「地代」や「賃銀」ならば、まさに形態そのものが資本主義的概念なのであって、それに附随するその他のものはまさに「夾雑物」といって捨象していいであろうが、ここで問題になっているのは小生産者の「資本」や「地代」や「賃銀」なのであって、その存在形態や性格や形成機構や運動機構などは資本制生産関係のものでないものである。資本主義的生産と小農的生産とは生産として同じだから大差はないとはまさか思っていないであろうが、その差はまさに質的差なのである。その差を「夾雑物」として排除したならば、小農の本質をとらえたことにはならない。たしかに小農経済にも資本と同じ性質のものが無いとはいえない。しかし資本と異なる性質や行動をとることも同時に十分にあるのであって、資本と同じ面をとってあとは捨象していいというわけにはゆかない。むしろ異なる面こそが農業問題を形成するのである。異なる面はけっして「夾雑物」のみではないのであって、小農民にあっては生産物の価格が低下するとかえって生産が増加する、しかも持続的に増加するといったおよそ資本家的対応とは異なる行動をとるのはたんなる「夾雑物」ではない。むしろこちらの方こそが重要なのである。農業問題の本質はむしろその異なる面に

こそ存在する。小農的生産のばあい資本家的生産と同じように律しうる部分もあり、律しえない部分もあるというとき、大内は前者だけをもって原理論における概念として観念していいというのである。それは律しえない部分は「夾雑物」として捨象していいということである。そうすると律しえない部分がすべてたんなる「夾雑物」であるとする、およそ現実の資本主義はすべて原理論の資本主義と同じものになってしまう。けれども「夾雑物」のなかには「夾雑物」として律しえない部分があるのであって、そもそも資本主義社会に小農民が構造的に存在すること自体がたんなる「夾雑物」ではないのである。小農民の資本主義的運動のみをとりあげて、小生産者の性格、運動をとりあげないのでは資本主義における農民とその農業を分析したことにはならない。うへの引用文と同じページにはまた「いかに限定をうけるにしても、ここでもその基本的な性格なり運動なりが『資本』と共通の面をもつばあいには、われわれはこれを資本として観念する以外にないであろう」という。しかしその共通する面とともにそれとは異なる面があり、しかもそれは資本にたいして中立的なものではなく、資本の運動に反する運動をするとき、これを無視して、現状分析になるのだろうか。いうまでもなく小生産者の性格、運動は資本家のそれとは必ずしも同じではないのであり、また賃労働者とも必ずしも同じではないからこそ、農業問題という特殊歴史的な問題が発生するのである。いずれにせよ資本家的商品経済と小生産者の商品経済とは必ずしも同じものとはいえないのである。農業問題研究に大きな業績を残した大内は小農経済の反または非資本主義的性格は十分に知っているはずなのに、さきにも示唆したがのちにもみるように小農民は結局は両極に分解してゆく運命にあると考えているのである。誤解を避けるためにいうが、農民層は両極に分解しないと

っているわけではない、両極に分解することもあるかもしれない、しないときもあるとっているのであって、その点が発生・発展期までの資本主義と異なる帝国主義段階の特徴だと考えているのである。大内はある意味で旧労農派の系譜をひいているのであって、旧講座派の裏返しという面をもっているといわざるをえない。

以上にのべたことが大内農業問題論とその批判にたいする大内の反論の最大の問題点である。以下、この「反論」の具体的問題点をあげてみたい。鈴木鴻一郎と大島清による大内批判はすでにみたので、大内がそれをどううけとめたかということをもふくめてその反論を検討しよう。大内がうけた批判の「基本的問題というのは、一言にしていえば、わたくしが——そしておそらくはマルクスもまた——小農のもとで生産された農産物の価格やそのもとにおける地代を支配する法則性を解明するにあたって、生産価格や地代とくに差額地代にかんする法則が、一定のモディフィケーションをうけつつもここにも妥当する、そしてそのいみで日本の農業もまた価値法則の支配下にあると断言している点にたいする疑問、もしくは非難である」⁽¹²⁹⁾と大内はうけとめている。抽象的にいえばこれは間違いではない。それゆえ大内が「わたくしがまさに問題にしているのは、農産物価格にせよ、小作料にせよ、それはけっして無法則的に、恣意的にきまるものではない、それは何らかの法則性をもってきまる傾向をもっている、その法則性を明かにすることなのである。おそらくは鈴木教授も大島教授もそのことを否定はされないであろう。だが否定されないとすれば、この法則性の把握のために、どういう手づきが必要かをもう一歩

つつこんで考えてみるのが要求されるのではないであろうか」⁽¹³⁰⁾というとき、誰も反対しないであろう。だが、つづけてつぎのようにいうとき、異論をはさまずにはいられない。「わたくしに与えられた経済現象を分析するということは、結局与えられた現象のなかに、経済学の原理論で明らかにされた法則性がどのような形で貫徹されているか、どこまでゆがみをうけ、修正をうけながらも貫かれてゆくかということをも明確にすることだと考えている」⁽¹³¹⁾というときの経済学の法則性が「ゆがみをうけ、修正をうけながらも貫かれてゆくか」という問題設定はありえないのではないであろうか。原理論内の法則は原理論の世界においてのみ貫徹するのであって、現実の資本主義社会には原理論には前提されていない非商品経済的ならびに非資本家的商品経済的諸要因が多かれ少なかれ存在しているのであって、それらの諸要因によって原理論の諸法則の作用はさまざまに阻害されると考えなければならない。その諸要因をここで詳述することはできないが、そのもっとも重要なものの一つに生産力の水準がある。それがかわることによって原理論に瑕疵が生じ、それゆえにこそ資本主義社会が歴史的展開をなすのである。もちろん大内も原理論の諸法則が特殊歴史的規定性をもっていることは知っている。だがこう断言している。「なるほど経済学は資本主義経済なる特殊歴史的な社会において経済法則を把握する。そのいみでこの経済法則は、特殊歴史的な形態規定性を与えられている。しかし経済法則は一面においてはすべての人間社会に共通ないわば経済原則とでもよばるべきものをその基礎にもっているものであり、法則はかかる原則の特殊歴史的な形態にほかならないのであ

(129) 大内、前掲書、260～261ページ。

(130) 同、271～272ページ。

(131) 同、272ページ。

る」⁽¹³²⁾ という。たしかに原理論の諸法則は「かかる原則の特殊歴史的な形態」である。しかしここでは資本主義の法則の展開に瑕疵が生じて人間社会に共通な経済原則はそのまま維持されているというように考えられているように思われる。だがそのばあいには経済原則にも瑕疵を生じているものと考えなければならない。にもかかわらず直ちに資本主義が崩壊するものではないのはそれが法則ではなくて人間社会存立の原則だからである。いわば人間社会に危険信号が発せられたということなのである。法則の展開にゆがみがあつては、法則の貫徹とはいえないのであつて、阻害されているというべきなのである。

以下、大内の反論にそつて問題点をあげてゆこう。第一に、大内は農家の生活費を労賃部分とみなしているが、鈴木によれば労賃とは本来他人労働の賃銀 V のことであつて、それを自己労働に当てはめるのはおかしいとする非難にたいして、大内は労働賃銀を前提にして剰余価値が決定されるという「マルクスの命題はむしろ資本主義社会についての法則性を指摘しているものであるが、しかしそれは同時に、いかなる人間社会でも、まず直接生産者の労働力の再生産が確保されなければならないという原則がその基礎にあることは明らかである。……いわんや日本の農民の小作料について、同じ原則が究極においては貫かれていることを、いかにして否定できるのであろうか」⁽¹³³⁾ と答えている。「直接生産者の労働力の再生産の確保」は封建社会においては政治的に傾斜したかたちで決定されるが、資本主義においては経済法則によって実現される。だが具体的に考えると、農民の

ばあいはその実現までのいわば距離が賃銀労働者の転職のばあいとは異なって深く大きいのである。それも農家の次三男や娘のばあいにはそうでもないが、戸主となると困難である。賃銀労働者のばあいにはさきにものべたように好況、不況の波のなかで子弟の就職および本人の再就職もきまるであろうが、したがってまた農家の次三男や娘のばあいにはそれに準ずるであろうが、農家の戸主ともなれば通常廃農しなければならない、そう簡単に農外に就職することは困難であつて、多くのばあい兼業農家化することになるであろう。こうして日本では戸主にとっては構造的な不況下にあるのと同じことになるであろう。帝国主義段階であればこの傾向は激化することになる。小作料の高さはそういういみでかかる具体的な経済的強制によって決定されるのであつて、たんに賃銀労働者の賃銀によって直接的に決定されるとはいえないであろう。

第二の問題点は、農家の兼業化が第二次世界大戦前においては一定の制約下にあることに注意が払われていないことである。大内はこういつている。戦前の日本農業においては「明らかに商品生産が支配的になっており、商品交換を通じて農業の再生産が維持されている。またここでは農民の労働力は、兼業をつうじて広汎に農業内外の労働市場につながっており、商品化するものとなっている」⁽¹³⁴⁾ というが、戦前においては太平洋戦争に突入するまでは兼業への従事はほぼ一定の割合にかぎられていたのである。兼業農家率は統計がとられはじめた明治39年以来、じつに昭和15(1940)年まで30%内外に終始していたのである⁽¹³⁵⁾。その点は農家

(132) 同、273 ページ。

(133) 同、274 ページ。

(134) 同、275 ページ。

(135) 明治39年が29.0%、大正9年が30.3%、昭和5年が28.0%、同15年が31.4%であり、この時期までは30%

経済調査の「二種小作農」(7~8反経営)における農家所得にたいする兼業所得の割合からも察しがつく⁽¹³⁶⁾。そのことは大戦開始までは農家の兼業が農閑期にかぎられていたと想定できるということである。小規模小作農家は原則として「ひま」があれば農業内外で働くということなのである。そういういみでは兼業化はある程度までは農業所得水準にかかわりなく「ひま」があれば小生産者として兼業に出るということとみていいであろう。それが戦後の高度成長期以来、農業労働を削ってまでも賃労働兼業にでるというように兼業の意味が異なってきたとみなければならない。大内と鈴木・大島間の論争においては両者において問題の抽象度が異なる点が問題である。大内にあっては理論的整合性におそらく重点をおいているために、その抽象度が高くなっているのである。しかし現状分析においてはある程度具体性が高くなることが要請されるのである。

第三の問題点は価値法則における不等価交換と小農生産物と工業生産物との不等価交換とのいみの違いが論争の両当事者にあっては不明確のままに論争になっているのではないかという問題である。まず大内が問題にしている大島の主張は大内によると⁽¹³⁷⁾ こうである。「大内氏は農工産物間には等価交換の法則は行なわれないうといったが(それは事実だ)、法律上形式上はともかく、自由な資本と労働の移動が事実上行なわれがたいこと、すなわち農産物が生産価格あるいは価値に近い市場価格で販売されなくと

も、農業生産者は土地をはなれ農業外に流出するわけではなく、費用価格 $C+V$ さえ与えられるならば農業にとどまること、そのために資本制工業製品は生産価格 $C+V+P$ で売られて利潤が得られるに反し、小農的農産物の価格は生産者に利潤を与えないことを意味する。一言にすれば資本主義下の小農的生産様式のもとでは、農工産物の交換を規律する等価交換の法則はゆがめられてあらわれざるをえないと同時にこのことは各生産部門への労働力の配分自身をも或る程度までは規制しえないものとしてあるのである」⁽¹³⁸⁾。これにたいする大内の反論はこうである。「この大島教授の批判は明らかに誤解にたっている。というのは、小農的農産物の価格が $C+V$ という水準にきまる傾向をもち、 $C+V+P$ にならないのは、……資本と労働の移動が不自由だからではなく、むしろその移動は自由であっても、家族労働を中心とする経営のばあいには、 P の実現を必要としないからなのである。それはあたかも、生産価格の成立にさいして、平均以下の資本構成をもつ資本の生産物は、価値以下の価格をしか実現しえず、事実上不等化交換になる関係と似ている。それも資本と労働の移動が自由でないからではなく、資本の論理として、価値の実現が必要ではないからなのである。それゆえ不等価交換がおこなわれるから、労働の配分の法則が貫徹しないというのはあやまりであり、むしろ一定の条件のもとでは不等価交換によってこそ労働の配分原則が貫かれてゆくのである」⁽¹³⁹⁾。

内外で、ほぼ一定であった。だが戦時体制に入ってから昭和16年が58.5%、17年が62.0%と急増している。
前掲『改訂 日本農業基礎統計』, 105ページによる。

(136) 1931年, 28.2%, 35年, 23.4%, 40年, 24.8%である。

(137) 大内が引用している大島の文章は大島清『農産物価格論の理論的研究』(統計研究会編『農産物価格変動の理論的統計的研究』, 所収)からのものであるが、私がこれまで引用してきた大島論文「わが国小作料は差額地代第二形態か」はそれをもとにした論文である。そのもとになった論文は閲覧の機会がなかった。大内の引用している文章はその『農産物価格論の理論的研究』からのものである。なお「(それは事実だ)」は大島のものである。

(138) 大内, 前掲, 「価値法則と日本農業」, 同『地代と土地所有』, 275~276ページ。

ここに二つの問題がある、小農が生産する農産物の価格が $C+V$ の費用価格の水準にきまるのはなぜかという問題であり、もう一つはそのばあいの V が過剰人口的 V 水準のものでしかないのは何故かという問題であるが、この点は論争の両当事者とともに問題とされていないという問題でもある。第一の問題からいえば、大島にあっては日本の農民は「自由な資本と労働の移動が事実上行なわれがたいこと」⁽¹⁴⁰⁾ をどうやら根拠にして農民が土地からはなれがたくなっているのであり、農産物価格は費用価格の水準にとどまり、利潤をえることができなくなっているという主張のようである。ようである、というのはその真意が不明だからであるが、「移動」が困難なのはなにゆえか、には何ら答えていない。何らかのかたちで封建制に支配されているのか、「資本」はともかくとして農民がここでは日本資本主義によって構造的過剰人口としての位置を与えられているからか、あるいはもっと別の理由があるのか、本来答えるべき義務があると思うからである。すくなくとも封建制の存在のためなのかどうかは明確にしなければ、議論はいっさいすすまない。かりに封建的権力によって支配されているのであれば、「等価交換の法則はゆがめられる」ことや「各生産部門への労働力の配分自身」も規制されるということから農民は解放されることはない。もっともこういうことは資本主義下でもありうることなのであるが、それは封建的権力の問題ではなく、独占資本といった経済力を基礎とするものである。封建制下であれば直ちに答はでるだけのことである。しかし資本主義下の小農はい

つでも経済力によって進歩を阻まれるとはかぎらない。資本主義下では資本主義の歴史過程いかんによっては小農民は両極に分解し、資本家的農業をうみだすことも可能であり、帝国主義段階であれば、小農として堆積する傾向になる。それは小農のおかれていた資本主義の歴史過程のいかんによるのであって、小農自身の運動のみによって規定されるわけではない。ここの大島説は小農はいつでも滞留するという固定的観念にとらわれている。そしてその根源も講座派理論にこだわっているからではないであろうか。

これにたいして大内農産物価格論は小農が生産する農産物の価格が $C+V$ の費用価格の水準に決まり残余の剰余価値は無償で社会に奉仕されることを明らかにした。したがってその剰余価値部分は事実上資本一般の剰余価値増分になる。農民はその結果 $C+V$ を確保しえたのであって、そうであれば剰余労働をしないで、 V 部分だけ労働すればいいかというところはゆかない。農民は農民同士の農産物増産競争によって最大限の労働を自ら行い、その結果やっと V 部分を確保しうるのである。生産価格形成運動に参加しながら、自らは価値形成分としては V 部分しか獲得できないのである。だがこの価値法則の資本家の形態としての生産価格の形成は全資本が生産した全剰余価値を各資本の固定資本をふくむ資本量に等しい割合で分配する資本家的機構なのであって、各資本がかかえる V 部分の水準はすべて等しいものと前提されている。だが小農の生産物の価値にしめる V は一般的賃銀労働者の V とは必ずしも同じ水準の

(139) 同、276 ページ。

(140) あとから書かれた『経済志林』掲載の論文では、ここはこう書かれている。「法律上形式上はともかく、自由な資本と労働の移動が種々な形で制限され、事実上、資本制社会におけるほど行なわれがたいこと」同誌、27 ページ。ここでは経済的事情によって移動が制限されているのではなく、政治権力的なものによって制限されているとしているように読める。しかしそうであれば重要なことなので挙証する義務があるであろう。

ものではない。とくに日本におけるように資本主義が一定の段階にまで発展したにもかかわらず日本農業を担っている農民のVの水準は一般的な賃銀労働者のVに比べるとかなり低いものであって、そのことこそが農業問題の基軸をなすのである、この段階の大内にあるはこの日本農民のV水準が低いものであることがかならずしも明確にされてはいないのである⁽¹⁴¹⁾。そして日本の農民、ことにその世帯主としての農民にとっては、当面農外雇用の拡大が望めないとすれば、生活水準向上の道は自家農業への労働多投しかのこされていない。だがそれは農民のV総量の増加とはなっても一労働日あたりのV水準が低下してゆくことが問題なのである。だがこの論理にはいわば後日談がある。このV部分を形成した労働は他人労働ではなく、自己労働である。それを行使する主体は労働する本人である。農民の競争は本人が自己にたいして労働多投を要求させるのである。ここが一定の労働にたいして一定の報酬がえられる賃労働と異なる点である。この自己労働多投に形態的歯止めは明確にはない。自ら決定するほかはないのである。通常は農民同士の競争によって目一杯労働することになる。賃銀労働者とは異なる小生産者の特殊性であろう。それも小生産者が原理論には存在しえないことによるのである。それはもはや原理論のみによっては説明しえないのであり、段階論をふまえたうえでの現状分析の問題なのである。概念自体が原理論のみではおさえられなくなっているのであって、原理論的歯止めはききにくくなっている。そういう問題意識がこの段階の大内には欠如しているように思われるのである。

こうした農民の多様なVの高さの解明は現状分析の問題であって、法則性との間には大きな距離があるとみなければならない。

第四の問題は法則とその具体的展開との間にある誤差といわれる問題である。鈴木が大内になげかけた問題である。それにたいして大内はこう応えている。「このばあい、もし農民の労働力がまったく自由に農業外の賃労働に転化する条件がそなわっていれば、いいかえればその意味で農工間の労働力に完全競争がおこなわれていれば、農民の労働所得と賃銀のいっばんの水準とは完全に一致するはずである。しかしじっさいには、農民は土地その他の生産手段をもっているし、伝統的に父母の業をつづけてゆくというような心理をあるていどまで働くであろうから、農業から農業外への労働力の移動はあるていど障害をうけるであろう。もちろんそれは、ほんらいの賃銀労働者についてもあるていどまではいえることであり、労働力の一資本から他の資本への移動は、そうかんたんにはおこなわれない性質をほんらいもっている。それゆえにまた労働賃銀や労働条件には、そうとう大きな凹凸ができるのである。しかし、農工間の移動は、あるいはそれ以上に大きな障害をもっているかもしれない。しかしそれにもかかわらず、労働力の移動がおこなわれるかぎりではこの両者を均等せしめようとする力はたえず作用しているのであり、かつ資本主義の発達によって農民層がますます深く商品経済のなかにまきこまれ、それとともに農民層の分解がすすみ、農民の一部がはいよいよ深くプロレタリア化してゆく傾向がみられるのだから、そしてそのいみで右の力はますます強大になってゆくのだ

(141) 大内の0.73V論はすでにみたように年間の農業所得が年間の生活費の73%しか支えていないことをしめしているだけであって、残りの27%は兼業所得で賄われていることはすでにみた。それでは一労働日あたりのV水準が賃銀労働者のそれとくらべて高いものであるかどうかはわからないのである。そしてそれが戦前期のばあいすでにみたようにいちじるしく低いものであることが問題なのである。

から、法則的にはわれわれは右の均等化を考えることができる。しかも現実にはこの均等化が実現していないとすれば、それは完全競争がそれだけゆがめられているためであり、そのいみで誤差と考えていい」⁽¹⁴²⁾ という。しかし農民の移動といっても、すでにたびたび指摘したように、次三男の移動と戸主の移動とは同様にはあつかえないのであり、後者のばあい日本の雇用慣行では中途採用ということになり、いわば一家をあげての移転というかたちでの移動になるので、かなりの困難を伴うことは想像にたたくないであろう。また戦後においては工場の地方分散によって兼業化というかたちで農家戸主の賃労働者化が容易になったが、同時に兼業農家がふえたにすぎないということになり、それでは本来の農業問題が解消することにはならないことが重要なのである。土地使用の集中による大規模農業経営体が成立しえないからであり、農民層の両極分解がすすみえないからである。なお上の引用文にある「農民層の分解がすすみ」というところに（註）があり、そこでこういっている。「ついでに一言いっておけば、鈴木教授はわたくしが農民層の分解を過大評価し、その『プロレタリア化』を強調しすぎると、指摘されている（鈴木、前掲『日本農業と農業理論』、247～248 ページ。——犬塚）。教授のいみされるところは、日本のばあいには、『小農民がいろいろの形で半ば『プロレタリア化』しつつも、半ばは依然として『農民』たるの性質を残している』そして『わが国においてはこのような形による以外には農民層の分解は困難である。』このような『分解の困難または限度を強調すること』がきわめて重要であるにもかかわらずわたくしがその点を過小評価しているというにある。しかし右のような限度があり、そのい

みで農民層の分解がゆがめられた形をとらざるをえないこと、その原因はほかならぬ後進国としての日本資本主義の特殊な構造にあることは、むしろわたくしがたえず指摘してきたことである。それゆえこの点を看過しているように誣いられることは、私は拒否したい。だが、このように分解がいかにゆがめられていようとも、農民の労働力がますます大量に商品化されてきていることは否定しえない事実なのであり、そのいみで農民層の分解がすすんでいることも明白な事実であろう。日本の農家の七〇％近くは労働力を売る農家なのである。そしてかかる形をつうじて、農民は自分の労働力を商品として計算せざるをえなくなり、またそれが農工間の労働力移動を必然にするてこにもなるのである。その点が不明確にされると、かえって農業を孤立的にあつかうあやまりにおちいるであろう」⁽¹⁴³⁾ といっている。だがこの大内の反論は筋違いではなかろうか。本来の農民層の分解は資本家的農業経営の成立であって、この点は大内にあっても同様であろう。だがその成立のためには土地利用の集中化が可能でなければならない。そのためには農民のプロレタリア化が完全離農独立賃労働者化という形で実現されなければならないのであって、それが賃労働兼業自作農家化という形で広汎におこなわれるかぎりでは、土地利用の集中化は不可能であって、相変わらず農民層の分解はゆがめられた形になるのである。大内は農民層の分解がゆがめられた形でおこなわれるのは「後進国としての日本資本主義の特殊な構造」によるといっているが、農民のプロレタリア化が賃労働兼業農家という形で展開されるのもその同じ「特殊な構造」によるのであり、鈴木はそのことを主張しているのである。大内が農民労働力の商品化がすすん

(142) 大内、前掲、『地代と土地所有』、287 ページ。

(143) 同、287～288 ページ。

でいるといっても、兼業化というかたちでは本来の両極分解は展開されえないのである。なおまた小農においては「農産物が資本制商品であり、農民の労働が賃労働であり、農民の用いる生産手段が資本であるといった理解」を大内が前提にしているわけではないのはたしかであるが、その「質的差異を知ったうえで、われわれが農産物の価格水準を決定する法則性を問題にするさいには、この質的差異がどのような量的差異となってあらわれるかを問題にしているのである」⁽¹⁴⁴⁾ といふとき、「量的差異」が「質的差異」をあらわしていることを認めている。この考えをこれまで問題にしなかった、生産手段のうちの「固定資本」に適用するとどうなるか。それは農家にとっては償却を要するものとしてはかならずしもとらえられているのではなく、つまり資本としてではなく、資産としてつかえるかぎりはずつかうという位置づけになっているのではないだろうか⁽¹⁴⁵⁾。費用計算して有利になるといふことよりも、過酷な労働の緩和のためとか、あるいは戦後においては若者を自家農業につなぎとめるためとかの理由で導入している面もあるのではないだろうか。

最後に小作料の性格規定にかんする問題である。二つあって一つは小作料が虚偽の社会的価値かどうかという問題であり、もう一つは小作料が小作農のVに食いこんでいるかどうかという問題である。最初の問題についていえば、

大内が小作料はいわゆる「虚偽の社会的価値」と規定したことについて鈴木や大島が「現物形態」をもって直接地主に支払われるのであるからそれは差額地代といえないし、小作料が農産物価格のなかから支払われるともいえないという批判にたいして、大内は「地代は資本制地代の場合でも、外観上は農業資本家の利潤のなかから直接徴収されるように見えるであろう。しかしだからといって地代が農業資本家の剰余価値によって負担されるということにはすぐはなりえない。私が問題にしているのは、現象の背後に、一見それと矛盾するようにみえながら作用している法則性なのである」⁽¹⁴⁶⁾ と一蹴している。問題は地代になる生産増分が土地の豊度が高いことによるものかどうかにあるのであって、現物かどうかには関係ないのである。したがってそれは「虚偽の社会的価値」である。ここまでは大内のいうとおりである。ここからあとが問題なのである。

小作料が高くなるから農民の労賃部分が低くなるという大島の主張に反対して、大内はここでこれまでのべていなかった新たな観点に立つて反論を展開する。大島は二つの点で誤解しているとしてこういう。二番目の点は「虚偽の社会的価値」の問題であるが、すでに解決済みである。問題は第一の点である。「第一に、教授は小作料が競争『その他の事情』によって高くなるがゆえに、農民は農産物価格から労賃部分

(144) 同、290 ページ。

(145) 宇野弘蔵はこういっている。「資本主義の発展に伴う商品経済の確立は、一方ではかくの如く我が国農家に未だ資本家の発展の社会的条件を与えていたとは言えないが、しかし他方では農家に或る程度の生産手段の購入を強制し、その生産物の販売との間の交互作用を通じて商品経済への参加をますます深めることになる。それと同時に農家にとっては、この資産の増加が、資本家の企業における資本の増殖による経営の拡大と同様の意義を有することにもなるのであった。……先ず第一に土地所有からの解放を求めることになるのであるが、それは資本家の企業によって求められる方向と異って土地自身を自作地として所有することに向う。土地は農家資産の最も重要な要素をなすのである」(『宇野弘蔵著作集』、別巻、1974、岩波書店、481～482 ページ。「未定稿Ⅱ、農業の構成」)。この別巻の「解説」者・斎藤晴造によればこの文章の書かれた時期は1946年と考えられる、という。

(146) 同、292 ページ。

を全部実現しえなくなり、それゆえに兼業に依存せざるをえなくなると考えられている。しかしこの論理は逆であろう。なぜなら農民が兼業所得によって生活費の一部をカバーするという条件が与えられるからこそ、小作料をそこまで高めるほどに競争が継続されうるのであり、もしそういう条件がなければ、小作料は農民の労賃部分という限界以上には高まりえないはずである⁽¹⁴⁷⁾ といつて、さらにこういう。

「ただ V が農業内部で全部実現されることを要求しえなくなることによって小作料が V 部分にくいこむ形をとりうることになる」と考えるべきであろう⁽¹⁴⁸⁾ と。ここで問題なのは、「農民が兼業所得によって生活費の一部をカバーするという条件が与えられるからこそ、小作料をそこまで高めるほどに競争が継続されうること」が必ず「V が農業内部で全部実現されることを要求しえなくなることによって小作料が V 部分にくいこむ形をとりうることになる」のであろうかということである。そうなりうるためには一定の条件が前提される。それは農外兼業労働の一労働日当たり所得が自家農業労働一日当たり所得より大きいという条件である。イクオールまたは小であれば、最低限、小作料はもっぱら自家農業所得から支払われざるをえないということになる。それを確かめるためには結局一労働日あたりの兼業労働所得と一労働日当たりの自家農業労働所得とをくらべるしかないのである。労賃水準は年生活費の何%になるかといつても、そのかぎりではその年生活費そのものの決め手がないのである。V の高さは日給とか週給とか月給とかといった単位労働時間当たりの所得で表す以外にない。0.73V 論の難点はそこに労働時間がいっていないことにある。一労働日当たりの農業労働所得と

第2表 小作農の農業所得と兼業所得

1935 年, 円・時

	農業所得	兼業所得	計
所 得	573 (78.9)	153 (21.1)	726 (100)
労働時間	5541 (80.5)	1340 (19.5)	6881 (100)
10 時間 当たり所得	1.03	1.14	1.06

注1) 稲葉泰三編『覆刻版 農家経済調査報告』, 1953, 農業総合研究会による。

2) 一種農家, 経営面積, 14.4 反, うち小作地, 13.3 反。

3) 農業所得には小作料 287 円はのぞかれている。

4) 家計費は 693 円で経済余剰は 33 円である。

5) 農業の労働時間は能力換算値である。

じく兼業労働所得とを 1935 年の「一種農家」(経営面積 14~16 反)の小作農についてみると、第2表「小作農の農業所得と兼業所得」のようになる。労働 10 時間当たり所得は農業所得で 1 円 3 銭, 兼業所得で 1 円 14 銭となる。そして農業所得と兼業所得とは前者がその合計の約 80%であり、後者が約 20%である。労働時間においても大体その程度である。農家経済調査によると兼業所得の農家所得にたいする割合は 1920 年代にはおよそ 30%であり昭和恐慌以後はこのようにいくらか低くなるが、準戦時体制以後、とくに太平洋戦争期から 30%から 40%に増大する。農外兼業所得の割合がこうした変化をとげたことは農外兼業が農閑期兼業からしだいに増大し自家農業労働と代替関係のあるものに变化していったことを意味している。しかしここで注目すべきことは 10 時間当たり所得が農業と兼業とで意外と差がないということである。差があるとすれば、それは労働力商品の実体があるものとその擬制化との差であろう。

(147) 同, 298 ページ。

(148) 同, 同ページ。

後者は農民自身の自己判断で労働投下ができるので労働報酬というVがいくらか低くなるにすぎないといっていいであろう。小作料は自家農業内部から支払われているとみていいであろう。大島や大内がいうように、「小作料がV部分にいくちこむ形をとりうることになる」とは考えられないのである。やはり小作料は農民の一日当たりVによって規定されているといっていいのではないかと思うのである。

3 構造分析(二)——『農業問題』改訂版ほか

(1) 改訂版と初版とのちがい

大内力の『農業問題』初版にたいする改訂版の最大の特徴は資本主義にとって難問をなす農業問題が資本主義の帝国主義段階への推転とともに始まったという視角の登場である。ただしそれはその根拠を資本主義の後進性と帝国主義段階への推転という二点においているものであって、のちにみるように問題の処理の方法に不明確さをのこすものになっている。しかしその視角はいずれにせよ第一章「序説」の「二日本農業の社会的環境」に新たにつけくわえられた資本主義の重商主義段階、自由主義段階、帝国主義段階という発展段階論と、その各段階の農業の状態を先進国イギリスと後進国ドイツについて概説を与えていることからはじめられている。その視角は初版本には明確にはみられなかったものである。このうち前者の資本主義の発展段階論は宇野弘蔵の創見によるものであることはいうまでもないが、大内もそのことを明記している⁽¹⁴⁹⁾。ただ興味深いのは大内がこのいわゆる段階論を概説しているところでつき

のようにいつていることである。「帝国主義段階はむしろ資本主義の最高の発展段階にちがいないが、しかしそれは自由主義段階のたんなる延長のうえに成立するものではない。いいかえれば、資本主義がみずからを純粹化しつつ発達する自由主義段階の歴史的傾向の延長のうえに、ますます純粹化が徹底されるという形で帝国主義段階がつながるわけではなく、むしろここでは資本主義はますます純粹な状態から離れてゆき、その最後においては、歴史的な過渡期につながってゆくという展開をしめすのである。自由競争が排除されて独占が形成され、国家権力が経済から排除されるのではなく逆にますます深くそのなかにとり込まれてゆくというこの段階の特色を考えただけでもそのことはおよそ明らかであろう。そこでこのような帝国主義段階への発展が、資本主義にとってはその逆転的發展をいみするものだとするならば、そのような発展が、資本主義がもっとも純粹に発達したところからではなく、かえってその発達のはじめからゆがめられており、はやくから帝国主義段階への推転を必然にするような条件をみずからのうちに孕んでいたところからはじまるのは、むしろとうぜんのことであろう」⁽¹⁵⁰⁾という。大内はここでは後進国なら後進国の、先進国なら先進国の、それぞれの自由主義段階から帝国主義段階への推転過程を基礎としてそれぞれの帝国主義段階を規定しようとしているが、宇野にあっては段階論としての帝国主義段階の規定を基礎としてその歴史的推転過程を規定する方法になっているのである。宇野は段階論の規定そのものと段階から段階への歴史的過程の解明とは次元の異なる問題としているのである。その分析結果は異なることになるので

(149) 大内力『農業問題』, 1961, 11 ページ, 註(9)。そこであげられている宇野の著書は『経済政策論』, 経済学全集, 第9巻, 1954, である。

(150) 大内, 前掲書, 40 ページ。

あって、その点はすぐのちに問題にしたい。

それはともかく大内が農業問題を帝国主義段階の問題としてとらえようとしていることはたしかである。しかしそのもっと奥に農業生産なるものが資本主義的生産にむかないものであり、逆にいえば資本主義は農業を苦手産業視しているという認識がある。「イギリスが一九世紀なかごろにはほぼそれ（農業の資本主義化——犬塚）を達成しえたのは、むしろ世界の唯一の先進国としてのその地位に由来するものだったのであり、後進国たるドイツには、もはやそういう力はなかったのである。しかもイギリスでさえ、資本主義が帝国主義段階にたつと、むしろそうした力を失ってゆく。それはもともと農業生産なるものが、資本家的生産としてこれを処理することがいちじるしく困難なものであり、特殊に恵まれた条件がととのわないと資本主義化しえないものだというに由来するのであるが、他方、大部分の国の資本主義はそれを達成できなかったし、また帝国主義段階になると一般にそれをなしえなくなるというところに、資本主義のひとつの歴史的限界がみられるといってもいいであろう」⁽¹⁵¹⁾と大内はいう。もちろんここに書かれていることは事実である。だがここでは農業が資本主義的生産には不向きであるということにすぎない。帝国主義段階になるとどうなるかが問題である。この段階になると、農民層の賃労働者化がすすまず、農民層は構造的過剰人口として堆積するから、農業の資本主義化はますます不可能になるというのが大内説である。こういつている。農業問題とは「抽象的にいえば、資本主義自体が農業の内部につくりだし、しかも資本主義によって解決しえない社会的矛盾ということになるだろうが、われわれはそれをより具体的には、こ

の社会における農民の存在の点でとらえなければならぬ。そうすれば、農民の零細な経営と経済とに資本主義の矛盾が集中的にあらわれるということはまず自明のこととなる。なぜなら、中間層たる小農民の経営は、もともと資本主義経済の要求する大量的商品生産には適合しえないものであり、そのいみでそれはたえず分解されようとしている。そしてその過程で多くの農民の経済的窮迫と没落とが必然化されるわけだからである。もっとも、こうした農民の没落自体は、まだ資本主義自体の解決しえない矛盾ではない。もし農業に資本主義的發展が保証されているならば、農民はやがて消滅し、ただ労働者としてのかれらの存在が、あらためて社会的矛盾を荷うものになるにすぎないであろう。しかしこういう保証がとくに帝国主義段階においてはありえなくなり、農民の農民としての存在が資本主義のなかでは解決しえないものになったとき、かれらの窮乏と没落は、労働問題とはべつに、ひとつの社会問題となり、農業問題となるのである。われわれは、かかる歴史的背景において、農業問題の本質をとらえなければならぬであろう」⁽¹⁵²⁾という。この文章は晦渋である。真意は資本主義の自由主義段階までは農民は没落しても、それは資本主義の解決しえない問題ではない、その没落は農民層のブルジョアジーとプロレタリアとへの両極分解を意味するからである、だが帝国主義段階になると農民層はこの両極に分解しがたくなり、農民のまま「窮乏と没落」の状態にとどまることになるからである、ということにあるといっているであろう。しかし全体としてどこか韜晦しているところがあると思われる。ここでは帝国主義段階になると農民は「窮乏と没落」に瀕しながらも農民にとどまらざるをえないというい

(151) 同、52～53 ページ。

(152) 同、53 ページ。

みのことをいっていると解釈するほかはないが、『農業問題』初版においても、またこの改訂版においても最終部では「われわれはこのようにして、一見停滞的な日本の農業においても、たえざる階級分解がすすんでいることをみいだす。そしてこの過程をつうじて、大多数の農民は、いよいよ小生産者としての資格を喪失し、プロレタリアに近づいているのである」⁽¹⁵³⁾ といっているのである。ここでは農民層の分解はすすむといっている。あとからつけくわえられた改訂版の序説部分とは異なる主張が展開されているのである。いずれにしても明快さを欠いていることは事実であろう。揚げ足をとるわけではないが、「窮乏」と「没落」とは意味が異なる。前者は農民のままだが、後者は農民のプロレタリア化であって、質的に異なる事象であろう。

問題は帝国主義段階をいかなるものとしておさえるかという問題でもある。それは自由主義段階までの資本主義が原理論の世界に接近することをいみするのにたいして、現実の資本主義が帝国主義段階においては原理論の世界から離れるということはいみするのであって、離れるということはさまざまな方向に離れることをいみする。その離れ方は、発展期までの資本主義がさまざまに離れた位置から出発して原理論の世界に帰一する方向への運動を展開するのとはちょうど反対に、原理論の世界に多かれ少なかれ近い姿からさまざまな方向にはなれてゆく段階といっているであろう。もちろんその帝国主義段階の資本主義はいわば首もとは資本主義に押さえられているが、原理論には登場しない部面、ことに外的関係、外的交易関係、外的政治関係を利用することによって展開される資本主義の段階であると考えられるのである。したがって農民層の分解が抑制されることが一般的

現象となるが、外的関係の利用いかんによって促進されることもありうると考えられる。資本主義の発生期が外的関係の利用によって実現されたように、資本主義の爛熟期もまた外的関係の利用によって展開されるのである。資本主義の発展期は外的関係の内的関係への転化によって実現されたといえるのではないかと考えられるのである。資本家的商品経済はもともと外的関係の内的関係への転化によって成りたっているからである。したがって外的関係の内部化そのものは資本主義たるかぎりつねに作用しているとしなければならないであろう。そこにまた段階論自体と段階から段階への推転過程とが次元を異にするものであることがあらわれている。

改訂版についてもうひとつ問題にしたい。それは日本の帝国主義段階において朝鮮・台湾の「外地」からの移入米に関税がかけられていない根拠はどこにあるかという問題である。大内は第四章の「農産物価格の実現の過程(二)」で、戦前の米価政策の展開をつぎのようにまとめている。「日本の米価政策は、明治初年のものをのぞけば、一九〇四年の『非常特別法』によって設定され、〇五年七月から実施された米穀関税からはじまる。もっともこの関税は、はじめは日露戦争の戦費調達のための財政関税たる性格が強く、それが農業保護関税の性格をはっきりもってくるのは、むしろ一九一〇年の『関税定率法』以後であるといえよう。いずれにせよ、ほぼ一九〇〇年ごろまで米の輸出国であった日本は、上述のようにこのころから輸入国になった。しかも工業製品を輸出し、食糧を輸入するようになった日本には、一九世紀のイギリスと同じように、それはますます相対的に安く輸入されるようになったし、また日本への米の輸出国であった南方諸国や日本の植民地朝鮮・台湾

(153) 大内力『農業問題』、初版、285 ページ。改訂版、339 ページ。

では農民の生活水準が日本よりずっと低かったことがそれに拍車をかけたのであった」⁽¹⁵⁴⁾。タイ、ビルマなどの南方諸国の米は日本の米より安価だったので、日本は輸入関税を必要とした。「この保護関税は、その後国内の米価が騰貴したときには撤廃され、それが低落したときには復活されているが、一九二七年以後は恒常的なものになり、三〇年からはじゅうらいの一〇〇斤につき一円が二円に引きあげられた。さらに二八年からは輸入制限がおこなわれ、三一年には輸出入が許可制にされることによって、保護政策はいっそう強められつつこんどの戦争までつづいたわけである」⁽¹⁵⁵⁾。

しかしここから私が問題にしたいところである。南方諸国からの輸入米にたいしては関税政策や輸入制限を適用しえても、植民地朝鮮・台湾からの移入米には適用しえなかった事情があったと考えられるのである。問題はその根拠である。大内にあってはその根拠を初版と同様に、ここでも、「これらの植民地でも、日本による開発がすすむとともに良質の米が大量に生産されるようになり、そのうえ商品経済の滲透にともなって農民の窮迫販売が増加したので、大正の末ごろから『内地』への移出量は急激に増加し、ついに昭和恐慌のころには『内地』市場

米の三分の一近くを占めるほどになったのであるが、そしてまたそれが上述のように『内地』米より低い価格をもっていたので、そうでなくとも慢性的不況のもとで米価の低落がいちじるしくなるのに悩んでいた『内地』農民に重大な脅威を与えることになったのであるが、しかしそうかといって、『外地』米を『内地』市場から閉めだせば、植民地農民が窮乏し、植民政策上重大な問題にならざるをえなかったからである」⁽¹⁵⁶⁾ というのみである。根拠の内容が語られていないのである。植民地農民が窮乏したから、というのは理由にならないであろう。それでは、そもそも植民地たらしめたこと自体が問題になるからである。このばあい一九三〇年代からみられるようになったドイツの「広域経済圏」=いわゆるブロック経済圏とおなじ構想が日本の軍部に、そしてまた日本の支配的資本集団に芽生えていたこと自体が問題になるのではないと思われる。朝鮮・台湾の両総督府を牛耳っていたのは陸、海の軍部である。安価な植民地米を無関税で日本に移出させ、それでえた資金をもって、一方では農業をさらに発展させつつ、他方では日本の工業製品を移入せしめる資金とするという構想である。それで日本の工業が発展すれば日本の失業者が減少し、さらに

(154) 大内力『農業問題』、改訂版、186 ページ。この引用文のなかで日本は明治中期ごろまで米の輸出国であったことがべられているが、これは重要なことであって、いずれの後進資本主義国もその発生期においては農産物を輸出し、工業製品を輸入したのであって、それは農産物の輸出でえた資金で工業製品を輸入しえたからである。ドイツも資本主義の成立期においてはイギリスに穀物を輸出してえた資金で綿製品や機械を輸入しえたのである。「すなわち、相対的に高い生産力のもとで生産されたイギリスの繊維品がドイツにも輸入され、ドイツからは農産物が輸出されるようになり、このような貿易関係をつうじて商品経済が進展するにつれ、自然経済的に農業と結合されていたドイツの工業は、徐々に分離することとなったのである」（戸原四郎『ドイツ金融資本の成立過程』、1960、東京大学出版会。21 ページ）。ただイギリスは最先進国であったために、羊毛という畜産物とともに、毛織物という工業製品を輸出しえたのである。それでえたものは金銀財宝という富そのものであった。日本はドイツと同様に農産物を輸出したのであるが、ただ小麦ではなく、米であった。ドイツがイギリスと同じ西欧圏内に所在したのにたいして、日本は「辺境」に所在したという特殊性をかかえていたわけである。日本における資本主義成立の苛烈さのひとつの原因でもある。

(155) 同、改訂版、187 ページ。

(156) 同、同ページ。

雇用が増大すれば農民も減少し、貧農の救済にも役立つ。植民地を農業国とし自国を工業国として発展させる道である。それが昭和恐慌に発する長期の不況下にあった当時の日本工業の発展への道であると考えたわけである。その延長線上に日本を盟主とする東アジア広域経済圏構想がある。それはナチス・ドイツの広域経済圏構想に呼応するものであって、それはイギリス帝国ブロックに対抗するものであった。そういう世界情勢の下で、日本の工業製品の植民地への移出増進を進展させるための安価な植民地米の移入増加は日本の農家に打撃を与えることになる。そのため日本政府は日本の農民保護政策を展開するのであるが、それはたんなる農民救済政策ではなく、植民地政策に対応するものだったのである。いわば日本の金融資本の利益にもとづく政策が日本の農民層に犠牲を強いることにたいする農業保護政策だったにすぎない。こうして農業問題はたんに帝国主義国内部の問題を超えて、世界農業問題になったのである。農業問題は昭和恐慌以後、帝国主義の国内に跼蹐しては解けない問題になっていたのではないであろうか。

(2) マルクスの擬制化論

資本主義社会における小生産者としての農民の経済的行動を原理論の諸規定を基準にして分析するという擬制化の手法はマルクス以来多くおこなわれている。それは現状分析の方法の一環として大内もおこなっている。だが問題は擬制化論と原理論との関係をどう位置づけるかという点にあるのであって、それは擬制化論が現状分析においていかなる位置を占めるのかという問題に帰着するのである。その根拠は行論の内にしめされるであろう。まずマルクス自身が

『資本論』のなかでおこなっている擬制化を検討したい。『資本論』第3巻第1章「費用価格と利潤」のなかでつぎのようにいっている。「資本主義的生産に支配されている社会状態のなかでは、資本家でない生産者も資本家的観念に支配されている。およそ現実の事情の深い把握によってきわだっているバルザックは、彼の最後の小説『農民』のなかで、小農民が、高利貸の好意をつなぐためにいろいろな労働を無償で提供してしながら、自分の労働が自分にとって少しも現金投下を必要とはしないという理由から、自分は高利貸になにも与えてはいないのだと思っているということを、適切に描き出している。こうして高利貸のほうは一石で二鳥を落とすということになる。彼は労賃の現金投下を免れる。そして、自分の畑で労働しないためにますます零落してゆく農民をますます深く高利貸の蜘蛛の網に巻きこんでゆくのである」⁽¹⁵⁷⁾。この部分はバルザックの『農民』ではこうなっている。「白人奴隷（借金している農民——犬塚）のお陰でリゲー（田舎高利貸——犬塚）は懐手のまま、薪束や乾草や麦を刈って束ねて取り込ませるのだった。利子の支払いを延期してもらうことを考えれば、百姓にとって手仕事はなんでもない。さればリゲーは数箇月の延滞に僅かではあるが利子を要求する一方、債務者に無理やりに手仕事を強いて彼らを搾取した。百姓は自分の懐が痛まないところから何物も与えるわけではないと考え、その骨折り仕事に唯々諾々と従うのだった。こうして時々、額面以上のものをリゲーに支払った」⁽¹⁵⁸⁾とある。これは農民が借金返済の遅延を許してくれたお礼に高利貸のために仕事をかってでたことが、高利貸にとっては遅延料を支払わせたことに擬制化したことをいみするのであるが、農民のほうは純粹

(157) マルクス『資本論』、大月書店版、④、48ページ。Das Kapital, Bd. III., S. 49.

(158) バルザック、水野亮訳『農民』、下巻、1950、岩波文庫、119ページ。旧かなを新かなに直した。

にお礼の表現として理解していること、そしてさらに高利貸のためにタダ働きを遅延料以上に支払ったことをいみするものとしてマルクスはとりあげているわけである。一方が遅延料を労働としてうけとったのにたいして、他方は労働はタダと認識していて高利貸に感謝している姿を描きだしたものである。訳者の「解説」によれば、この小説の一部は1844年に新聞に発表され、単行本としてまとめられたのは1855年ということであるから、時代背景は資本主義の初期としていいであろう。タダ働きと農民が認識したのも、資本主義の初期だからであって、のちにはとうぜん労働も賃労働に擬制化されることになる。擬制化にも歴史的発展があるわけである。

マルクスが二番目にあげている擬制化はよく引用されるものであるが、『資本論』第三巻第50章「競争の外観」のなかのつぎの文章である。「資本主義的生産様式の基礎の上では、新たにつけ加えられた労働を表わす価値を労賃、利潤、地代という収入形態に分解させることがまったく自明なことになるので、この方法が（われわれが地代のところでその例をあげたような過去の歴史時代のことは言わないとして）もともとこれらの収入形態の存在条件がないところでも適用されるのである。すなわち、いっさいが類推によってこれらの収入形態のもとに包摂されるのである。／もし一人の独立な労働者——これを一人の小農民としよう、というのは、その場合には三つの収入形態のすべてを適用することができるから——が自分自身のために労働して自分自身の生産物を売るとすれば、彼は、第一に、自分自身を労働者として使用する自分自身の雇主（資本家）とみなされ、次には、自分自身を自分の借地農業者として使用する自分自

身の土地所有者とみなされる。彼は、賃銀労働者としての自分には労賃を支払い、資本家としての自分のためには利潤を要求し、土地所有者としての自分には地代を支払う」⁽¹⁵⁹⁾。このような農民経営が存在しうるのは資本主義の発生期においてであって、以前より農民の数が減少して、その分賃銀労働者が増大していることを存立条件にしているのである。いいかえれば一方では食料農産物にたいする有効需要が増大し、他方では農民が減少して一農業経営当たり経営面積が拡大しているわけである。借地または自営農民経営から資本家的農業経営への転化期である。そういう条件のもとでこうした擬制化が可能なのである。

それは実際の歴史過程としては封建制農業から資本制農業への転化過程としてあらわれる。それはこの擬制化が語られている章に先行する第47章「資本主義的地代の生成」でより具体的に語られている。「現物地代の貨幣地代への転化は、さらに、無産の、貨幣で雇われる日雇労働者階級の形成を必然的に伴うだけではなく、これによって先行されさえもする。……彼等のあいだでは、いくらかの財産をかき集めて自分自身を将来の資本家に転化させる可能性がだんだん発展して行く。こうして、古くからの自分で労働する土地占有者たち自身のあいだに資本家的借地農業者の培養場ができるのであるが、その発展は農村の外の資本主義的生産の一般的発展を条件としているのであって、一六世紀のイギリスで当時の貨幣の累進的な減価が伝来の長期借地契約のもとで土地所有者を犠牲にして借地農業者の富をふやしたように、この培養場が特別に有力な事情に助けられる場合には、それはとくに急速に発達するのである」⁽¹⁶⁰⁾。

最後に分割地農民経営のばあいの擬制化の間

(159) マルクス『資本論』、大月書店版、⑤、1118～1119ページ。*Das Kapital*, Bd. III., S. 882. なお大内も同様の箇所を引用している。『農業問題』、改訂版、148ページ。

題である。マルクスは「資本主義的地代の生成」のなかで「分割地農民にとって搾取の制限として現われるものは、一方では、彼が小さな資本家であるかぎりでは資本の平均利潤ではなく、他方では、彼が土地所有者であるかぎりでは地代の必要ではない。小さな資本家としての彼にとって絶対的制限として現われるものは、本来の費用を差し引いてから彼が自分自身に支払う労賃にほかならない。生産物の価格が彼にこの労賃を保証するかぎり、彼は自分の土地を耕すであろう。そして、しばしば、労賃が肉体的最低限に達するまで、彼はそうするであろう」⁽¹⁶¹⁾という。ここでマルクスは分割地農民が土地所有者であるかぎりでは地代の必要はないといっているが、所有土地が優等地であるかぎり、またある一定の追加投資が限界投資であるかぎりには差額地代は当然はいってくるのであって、それがはいつてこなければ限界地生産は不可能となり、総供給量が需要量を充たせなくなって、価格は上昇せざるをえなくなる。したがって彼には原則として土地所有者であるかぎりには差額地代と労賃部分は手にすることができるのである。土地所有者でなくともいったんは差額地代部分は手にしたうえで土地所有者に支払うことになるのである。ただしこの労賃部分は日本のばあいにはすでに考察したように、実際の農外労働者の賃銀より低くなるのが通常である。この分割地農民の労賃部分が農業外の一般の労賃水準より低いというかぎりでは、後進資本主義国の、ことに帝国主義段階にはいった時代の農民の農業所得水準をしめすものといっているであろう。農民経営におけるC部分の考察はしな

かったが、日本のばあいに述べたように、本来の「資本」たる機能はなく、たんに労働軽減化その他のための「資産」としての意味が強いといっているであろう。以上考察したことは自営農民のばあいVやR(地代)やC、さらにP(利潤)への擬制化は資本主義の発展段階によって異なり、さらにその概念そのものも欠陥をもったりもたなかったりするという歴史性をもっていると考えられる。

(3) 大内力の擬制化論

大内による日本の農産物価格形成論の核心部分はつぎのように展開されている。「小農的経営が支配的におこなわれている条件のもとでは……資本家とちがって、生産価格が実現されるような必然性は存在しない」⁽¹⁶²⁾。資本家的経営のばあいには生産価格の水準にきまるが、「小農的生産においては、価格がそれ以下にさがっても、農民はすぐには生産をやめるわけにはゆかない。……資本主義の初期の段階においてならともかく、資本主義があるていど発達してくれば、小農民が自分の資産を売りはらってえたくらいの資金で、他の生産部門で資本家的経営を始めることは事実上不可能である。……それゆえここでは農民には、じつは資本家に転化する道は事実上ほとんど閉ざされているのであり、かれは農業をやめて貸付地主化するか、賃労働者になるしか道はない。……じっさい問題として農民にのこされている道は、農業を継続するか賃労働者になるかという二つしかないであろう。このような条件のもとで農業生産がおこなわれていけば、農産物価格が生産価格以下

(160) マルクス『資本論』, ⑤, 1025 ページ。Das Kapital, Bd. III, S. 807. なおこのような農業経営の発展は「一般に、世界市場や商業やマニュファクチュアの相対的に高い発展がすでに与えられている場合にはじめて可能なのである」(同ページ)という点は注目に値するものである。

(161) 同, 1032 ページ。Das Kapital, ⑤, III, 8.814.

(162) 前掲書, 大内, 『農業問題』, 改訂版, 149 ページ。

に低下しても、なお農民が農業によって生活をささえるかぎり、農業生産はつづけられることになる。そこで、ここでは農産物の価格の最低限は、限界生産物の不変資本+最低生活費、いいかえれば、がいして $C+V$ という費用価格の水準によって与えられると考えることができる⁽¹⁶³⁾ ということこれである。このあとマルクスがさきの注(161)で紹介した分割地農民にあっては自作地があってもその地に発生する差額地代は「必要ではない」などといった間違ったことは大内はいわない。その差額地代は土地所有者としての農民の所有になることを明記している。こうして「小農的経営が支配的におこなわれている条件」の存在を前提しうるかぎりにおいて、以上の大内の論理は成りたっている。より簡単にいえば、日本の小農的経営が生産する農産物の価格は、限界生産物の価格によって規定されているのであり、その限界生産物の価格は「不変資本+最低生活費」という費用価格によって規定されている、というものであった。このばあい「最低生活費」とは賃銀労働者よりさらに低い賃銀というものではなくて、もとも

と賃労働者の賃銀と同水準の「最低生活費」といういみのものであった。

だが日本の農民が、もちろん戦前の日本において農業外に就職することは容易ではなかった。それでも農家の次三男や娘のばあいにはまだ容易だとしても、農家経済調査の小作農のばあいには「製糸女工」「紡織」とか「食料品工業」とかといった低賃銀のところになんか就職できなかったと想定されるのである⁽¹⁶⁴⁾。しかし農家の戸主ともなれば農外賃銀労働者への移動はかなり困難だったといわなければならない。ところが大内はこういうのである。「このように小農的生産関係のもとでは農産物価格が、最終投資の生産物の費用価格によって規制されるということについては、もうすこし立ちいった考察が必要である。……このような価格決定がおこなわれるのは、農民が賃労働者に転化しうるという前提条件があるからであった。すなわち、かかる条件のもとでは、もし農産物価格がそれ以下にさがり、農民が小作料を支払ったのちに、所得として獲得しうるものが、かれが農業外に労働力を売ったばあいに獲得しうる労賃以下に

(163) 同、150 ページ。なおここで「最低生活費」というのは賃銀労働者の生活費より低いという意味ではなく、 V が一般に「最低生活費」であるという意味である。農民の生活費も賃銀労働者の生活費と量的にも同じであるというのである。事実、その「最低生活費」にたいする注(14)で大内はこういっている。「このばあい最低生活費というのは、いうまでもなく農民がみずからの生活のために必要とする生活費であるのにたいして、 $C+V$ というばあいの V は、ほんらいは資本家が労働者に支払う労働賃銀（可変資本）の大きさを示すものである。しかしこの労働賃銀は労働力の価格にたいする対価であり、労働力の価格は原則として当該社会で歴史的・社会的に決定される最低生活費によって規定されるものだから、そのいみですくなくとも量的には両者は対応関係にあるといってい。のみならず、農民は、みずからの労働力を売るものではなく、したがってかれが農業で労働した結果えられる所得は、労働賃銀という形態はとらないとしても、しかもそれは資本主義社会では、農民がみずからにたいして支払う労賃として観念されるようになることは、先にも触れたとおりである。そういう論理のうえにおいて不変資本+最低生活費は、 $C+V$ をもって類推しうるものとなるわけである」（大内『農業問題』、改訂版、151～152 ページ）と。だが戦前においてはとくに農家の戸主はそう簡単に賃銀労働者にはなれなかったし、次三男、娘にしてもそうであって、一般的には農外に職をえてもその賃銀はより低いものだった。そのことはすぐのちにみるように大内も認めているのである。

(164) 拙著『日本における農民分解の機構』、1967、未来社、小作農の「農業労働一日当たり V 」（138 ページ第 43 表の 1920 年代、30 年代初頭の数字）と 112～113 ページおよび 114～115 ページの産業別労務者の 1 日当たり賃銀とを比較すると、およそそういうことがわかる。

さがるならば、かれは農業をやめて賃銀労働者になるであろう。そうすれば農産物の供給が減じ、価格は一定水準まで回復することになる。かかる機構をつうじて、けっきょく農産物価格の水準はこのばあい、費用価格の水準に規制されることになるわけである」⁽¹⁶⁵⁾ というのであるが、問題は農産物価格を規定する農家の労働力はいかなる労働力かという点にある。農家たることを継続するか否かを決定する労働力であるから、それは農家の戸主労働力であるとしなければならない。その戸主労働力がいわば中途採用というかたちで農外賃銀労働者になるというばあいは、そもそもそれ自体がとくに戦前の日本では困難であり、たとえ就職できたとしてもかなり賃銀の低い待遇の悪いところにしか就職できないであろう。その所得はこれまで農家として農業を営んでえた所得よりもさらに低いものであろう。一般的にいえば零細農家の戸主労働力はいわば通底低音のように景気の好況・不況にかかわらず過剰人口として存在せざるをえなかった。そしてそこにこそ農業問題の核心があったのである。そうであれば所得水準は低くても農業を継続した方がまだ救われるということになる。結局、農民のVは賃銀労働者一般のVよりも低いという構造ができあがっているのであって、さきの大内の論理ははじめから農民のVも農外賃銀労働者のVも同一水準であるという前提から出発して、もし農民のVがそれより低下したときには農民は賃労働者になるということを述べているにすぎない。はじめの前提がそもそも事実ではないのであって、それが事実ならば、始めから農民層が滞留するということはありえない。控えめにいっても農民は賃労働者にもなれたが農業が好きだから農業を営んでいるとはかぎらない。むしろそ

うではないから農業問題が発生するのである。正常な農民層の分解とは農民層が賃銀労働者に転化することを基軸とするものであって、それは農民の所得が賃銀労働者の所得よりも低いことを前提にして展開されたのであり、その結果一方では農民は減少し、他方では資本家的農業が形成され、農民は消滅したのである。大正中期以降の日本では農民のVが賃銀労働者のVよりもそもそも低いのににもかかわらず、賃銀労働者の増大力が日本資本主義の構造的特質によって抑えられていたために、農民のそもそもの低賃銀構造が破碎されずにのこったのである。いまさらいう必要はさらさらでないが、農民の滞留は日本資本主義の「封建制」によるというような単純なものではない。農民が途中で賃銀労働者になることがそもそも困難だったのである。大内は労賃(V)、地代(R)、資本(C)、利潤(P)の原理論上の諸概念を農民に適用しようとするばあいもほぼそのままの形で実現される、あるいは実現されないというのであるが、そのばあいは多かれ少なかれ阻害された形でしか実現されないのである。農民は原理論には登場できない歴史的に規定された存在なのであって、農民にあつてはそれらの原理論的概念を純粹に適用できないことをそれはいみしている。資本主義の発展段階によって異なるわけである。大内は『農業問題』初版で、農民の生活費Vは「資本主義社会における一般的な労賃水準によって規制されるのであり、たとえ現実にはその水準以下にさがりえても、それはいわば誤差の問題にすぎないのである」⁽¹⁶⁶⁾ といっていたが、それは改訂版では削除されている。「誤差の問題にすぎない」とはけっしていえないのである。けれども改訂版でも「そこには(農産物価格の低下には——犬塚)一定の限度がある。

(165) 大内、前掲書、『農業問題』、改訂版、152ページ。

(166) 大内、『農業問題』、1951、初版、129ページ。

その限度は、うえにみたように資本主義社会における一般的な労賃水準によって規制されるのであり、たとえ現実にはその水準以下にさがりえても、基準はやはり労賃水準にあるのである」⁽¹⁶⁷⁾ といっているがやはり原理論規定の範囲を超えてはいないのである。

大内の農産物価格論は「小農的経営が支配的におこなわれている条件」を前提にして展開されたのであるが、そのさいその小農的経営を固定的に、あるいは一種のタイプ論としてとらえたために、直接原理論をそれに対応させることになったと考えられる。ところが小農制は資本主義の歴史的運動によって動かされる存在なのである。さらにその小農制はもとよりすべての資本主義に前提されうるものではない。日本自体においても明治末までは小農経営は両極に分解する運動がみられたのであるが、大正中期以降は小農経営の分解が困難化し、停滞的存在になった。もちろんそこにはそうなるにいたる歴史的根拠が存在するはずである。後進資本主義としての日本資本主義は明治末までは発展期にあってそれ以後帝国主義段階への移行期に入り、大正中期以降帝国主義段階に突入した。それとともに農民層が堆積の傾向をしめすにいたるのであり、それが日本資本主義の農業問題を発生させたのである。そのことを私は大内経済学から学んだと自覚している。この改訂版『農業問題』はその歴史的過程の分析の必要性がいわば緒についたばかりの時期のものであって、もともと歴史性を内蔵する擬制化手法を構造分析において直接的に使用したことが問題だったといわなければならないであろう。

(4) 宇野弘蔵の擬制化論

宇野弘蔵に『価値論』という書がある。初版は1947年にでたが再刊が1965年にでた。「大体旧版のままで、ただ仮名づかいその他の訂正を加えて再刊することにした」(再刊序)という。この書の「序論」の「Ⅱ 価値論の対象と方法とにかんする二、三の注意」のなかに小生産者にたいする価値法則の適用にかんする擬制化問題を論じているところがある。それは擬制化が一面的なものであることを論じたものであって、私にはそれは正しいものと思われた。私がそこから学びえたことを記したい。「資本主義社会が商品経済を基礎にすることとは、……その基本的社会関係が労働力なる特殊の商品を通して商品形態をあたえられることをいみする」⁽¹⁶⁸⁾として以下の三点をあげる。第一に、商品経済は全面的に社会化されるのであって、一般に生産物は商品化しえないものはないのであるが、生産物の種類によってその商品化の意義は非常に異なっている。「直接生活に必要な生産物」、たとえば贅沢品が商品化したとしても、それは社会的には根本的变化をおよぼすことにはならないが、「食糧や衣料品の商品化は、その社会自身が商品経済化してきたことをしめすものである。労働力の商品化がかかる生活資料の商品化を徹底的に実現するものであることはいうまでもない。それと同時に他のあらゆる生産物もまた商品化されざるをえなくなる」⁽¹⁶⁹⁾。第二に、「労働力商品化とともに商品経済そのものが、偶然的性質を失って、本質的に、必然的に行われることになる」。第三に、「資本家的に生産せられない生産物もまた資本家的に生産せられたものと同様の関係をその内部に想定せられることになる。資本主義の社会はいか

(167) 大内、『農業問題』、1961、改訂版、156ページ。

(168) 『宇野弘蔵著作集』、③〔価値論〕、1973、岩波書店、220ページ。

(169) 同、221ページ。

に発達した国々でも、完全に全社会を資本主義的關係に編成するものではない。多かれ少なかれ従前の生産方法の存続を許すものである。いいかえれば直接の生産者による商品の生産が依然として行われる。しかしこれらの商品もまた、けっしていわゆる単純なる商品として生産せられることにはならない。資本家的商品と同じようにその生産にあたって原料その他の生産手段の価値を生産費として計量するばかりでなく、自己の労働自身をも自分自身の賃銀労働として、したがってまたそれにたいする剰余労働を利益の基礎をなすものとして計算するようなことにならざるをえないのである。そればかりではない。他のあらゆる労働が、たとい資本家によって雇用せられるという関係にない場合でも、賃銀労働の形態を想定せられることになる。かくてあらゆる種類の労働が賃銀ないし報酬をえて提供せられるものとみなされるようになり、全社会の労働は商品形態を通して交換せられる関係を確立してくる」⁽¹⁷⁰⁾。

ここで宇野がいおうとしていることは、労働力まで商品化されている資本主義社会においては、資本家的に生産されていないものでも、商品化されうるということである。そしてその商品化は資本主義に先立つ諸社会におけるのとは異なって、「農業に結合せられた家庭工業の分離は、自給的な農業部面をも商品経済化させずにはおかない。それはけっして資本主義社会以前の小農と同一視することはできない」⁽¹⁷¹⁾というのである。資本主義以前においては農民は農産物とともに工業品も自給用として生産していたのであって、したがって原則として農産物を商品化する必然性はない。けれども宇野の

抽象力のすごさは資本主義社会における小農生産物の商品も資本主義以前の商品も、資本主義的に生産された商品と同じ性質をもっているということをみぬいていたことにある。「それはもちろん具体的な関係を捨象した、一面的規定としてであって、われわれがかかる商品を一般的に商品として理解するにも、じつは資本家的商品の発達した形態を抽象したものによってでなければならない理由もそこにある。……それは労働力自身をさえ商品として理解しうる段階にいたってはじめて展開されうる抽象である」⁽¹⁷²⁾ といつてつぎのように結論をしめしている。「われわれが商品を分析し、その価値法則を明らかにせんとする場合には、当然商品形態を抽象的に扱かわざるをえないのであるが、それは具体的にはきわめて原始的な商品から資本家的に生産せられた商品にいたるまでに、共通に現われるものでなければならない。しかもいかなる種類の商品にも共通なこの形態は、資本主義社会に特有な労働力なる商品においてはじめて純粹に他人のための使用価値として現われるのである」⁽¹⁷³⁾ と。ここで宇野が主張していることは商品の抽象的本質は他人のための使用価値にあるということである。しかしさらに深読みすれば、資本主義においてはそれが徹底的になっているがたんにそれだけではない。他人のための使用価値が他人のための使用価値を生産していること、いいかえれば商品が商品を生産しているという自己完結的行為を行っていることをも明らかにしているのである。その自己完結性が同時に資本主義が歴史的存在であることをも暗示しているのである。自己完結性はそっくり取り替えることができる歴史性を意味

(170) 第2、第3の引用文は同、221～222 ページ。

(171) 同、222 ページ。

(172) 同、223 ページ。

(173) 同、同ページ。

しているのである。そこまで視野にいられて考えると資本主義以前の商品化はたまたま共同体の外部に出しうる過剰生産されたものの商品化であり、資本主義社会の小農民における商品化は家庭工業が成りたたなくなったゆえの農産物の商品化であるのにたいして、資本主義的生産においては商品化は徹底的商品化であって、その商品は売れなければ使用価値でさえないというものである。資本主義社会における小生産者における生産物の商品化は「一面的規定」としての商品であって、全面的な商品とはいえないということになる。売れなければ自家消費されるからである。小生産者の商品は資本家の商品に擬制化されうるが、その擬制化は「一面的規定」としての擬制化であるということになる。

労働力商品は純粋に「他人のための使用価値」であって、それゆえに社会的なものであるのにたいして、自家農業生産物の大部分は「自分のための使用価値」としてかなり低い擬制的価格になる。もちろん一般的な都市労賃水準が抽象的には基礎にあるといっているが、その自家農産物の擬制的価格水準はその都市労賃水準よりかなり低くなっている。「社会の中に生産する個人が、社会的に生産するといっても、その社会の一員たるその個人が、自己のために生産するものは、これを社会的とはいわない。分業がいかに発達しても、それは商品として市場に提供せられるものにかんして社会的関係が形成せられるものであって、その根底からの社会的関係が考えられているわけではない。いいかえれば商品所有者の社会的関係にすぎないのである。社会と個人との対立的関係が残るのも当然といわなければならない」⁽¹⁷⁴⁾ といった事態が

発生するであろう。

以下、宇野は小生産者「社会」が資本主義社会とは異なっていくかに不安定で欠陥をもっているかをつぎのように説いている。封建制の解体後に生まれた「個々の小生産者が自己の自由意志によって商品を生産し、販売しつつあるものと考えている間に、その基礎条件をなすその財産を蚕食せられて、商品の生産も販売ももはや自由勝手になしうるものではなくなってくる。いいかえれば自己のためにする生産の余地は、ますます狭隘となり、縮小せざるをえない。商品経済は、商品市場に抽象的に想定せられる社会的関係を、その根底自体に持ち込まざるをなくなる」⁽¹⁷⁵⁾。実際、商品経済は商品市場にとどまることによって一社会たりうるものではけっしてない。「資本主義は、いわばこれを具体的に実現する唯一の形態なのであった。分業はいわゆる職業的分業のごとくに個人的分業ではなくなる。産業的分業として社会的に生産するものの分業となる。個人の自由として行なわれた商品の生産は社会的に強制せられた生産となる。直接の生産者はもはや自己の自由意志によって商品の生産をなすものではない」⁽¹⁷⁶⁾。小生産者は商品経済的に分解せしめられて賃労働者に転化する。こうして賃銀労働者が「自分自身の生産する商品をも、これを商品として購買するよりほかに使用することができなくなる」のは、「自己の商品として提供しうる唯一の商品が、じつは商品として生産せられたものではない自己の労働力にほかならないという事実から生ずるのである」⁽¹⁷⁷⁾。こうして商品（労働力商品）による商品の生産という資本家を生産主体とするモノがモノを生産するという自立的

(174) 宇野，前掲書，③，224 ページ。

(175) 同，同ページ。

(176) 同，同ページ。

(177) 同，同ページ。

な、したがってまた労働力商品がモノではないことを根拠にして歴史的たらざるをえない社会としての資本主義社会が成立するのである。

宇野は「商品経済自身は、生産にたいしては外的にあたえられたものにすぎないにしても、……これが一社会の基本的関係を支配するものとなるためには、いかなる社会にも絶対的に必要とせられる生産自身を支配し、把握しなければならないのであって、商品の価値法則もこの絶対的条件を充足するものとして展開されなければならない。そこに法則としての意義も力もある。商品経済の社会も、それが存続するためには、社会の成員の生活を保証するものでなければならない」⁽¹⁷⁸⁾ といって資本主義社会がともかく人類社会として存立しうる根拠をなす価値法則の意義を明確にしたのち、「価値法則もしたがって、小生産者的商品生産の行われるかぎりには、十分にその展開をみることにはならない。小生産者的関係は、部分的には商品関係を実現しながら、なお全体としてその社会の存続を保証しうるものにはならないからである。それはいちおう外観的には価値法則を純粹に展開するもののように見えるのであるが、市場関係の抽象としてそうであるにすぎない。一社会制度として確立せられる根本的条件を欠くのである」⁽¹⁷⁹⁾ といって、小生産者的生産関係においては価値法則の作用は阻害されることを論証しているのである。小農経済においても価値法則はむろん作用はしているのであるが、大内のいうように貫徹しているとはいえないのである。擬制化がつねに一面的であるのは擬制化の対象が資本主義の歴史過程として存在しているからなのである。そして一面的擬制化をとおして資本主義の歴史過程の特質を分析解明できるわけである。そして擬制化というばあい、生産価格が

成立しないで費用価格にしかならないということにとどまらず、農民労働力の価値（V）や生産手段の価値（C）や地代（R）なども阻害されたかたちでしか実現されないということもふくみうるといわなければならない。そして擬制化が一面的だということは対象の歴史性によることをいみしているのであって、それも具体的に規定しなければならないことになる。

(5) 農産物価格論と段階論

大内力の『日本資本主義の農業問題』における講座派理論批判が日本の地主小作関係を日本資本主義自体の問題として位置づけて『資本論』の、とくに価格理論をもって具体的に解明されたことは大内の大きな功績であった。けれども日本農業、そしてさらに日本資本主義自体は講座派のように理解しえないのは当然なのだが、そうかといって『資本論』で展開されている原理論のみで処理できるものではなかった。『資本論』が19世紀中葉までの事実上イギリス資本主義の発生、発展過程を抽象化してとらえ、そこから資本主義の原理論を組み立てたことは正しかった。講座派はこれこそ資本主義の内部構造を明らかにした理論ととらえた。そのこと自体は別に誤ってはいない。さらに農業が小農によって担われているのはまだ資本主義社会になりきっていないというのめかならずしも誤っているわけではない。しかしその後資本主義のほうは成長発展しているのにいつまでたっても小農が消滅しないで、しかも多くの農民がますます貧困化しているのは資本主義が本来の資本主義に転化するのを妨げているものがあるからであり、その妨げているものこそ半封建的地主制であり半封建的土地所有である、という認識がでてくるにいたって、いったい『資本論』の

(178) 同、227 ページ。

(179) 同、177～178 ページ。

理論はいかにして現実の資本主義社会とみられる社会の分析に適用できるのかという問題が浮かびあがってきた。しかも資本主義社会といわれながらもイギリスをのぞく西欧の資本主義国でも農業には多くの農民が残っている。にもかかわらずそれらの資本主義はたんに後れているということでは説明できないほど、資本制的工業はイギリスに対抗できるほど発展している。しかもその工業はイギリスの綿工業にたいしてドイツの重工業というように質の異なるものとして対抗している。そこでこういうことになる。一方では資本家と賃銀労働者と土地所有者の三者のみから構成されるいわば純粹の資本主義社会の内部構造を明らかにしようとした『資本論』の世界があり、他方では現実のさまざまな性格をもつ資本主義とよばれる諸国の内部構造の解明領域がある。それらの国々はそれぞれ固有の資本主義の発生、発展、爛熟の歴史過程をもっているものであり、その過程の内に内部構造も当然変化する。さらに資本主義諸国とさまざまな非資本主義国、地域をもふくむ世界経済もこの領域にはいるであろう。問題は後者のいわゆる現状分析といわれるものは『資本論』のような原理論からは直接解明できないということにあった。

『資本論』のような一貫した論理によって展開され、かつ最初の商品から必然の論理が展開されて三大階級論に到達して、そこからふたたび商品が再生産されるといった円環的論理の体系はそれ自体がいわば自立的完結的小宇宙を構成している。その小宇宙にはそれが何処からきて何処にゆくのかはげんみつにいえば痕跡もなく消えている。資本、賃銀労働者、および土地所有者ははじめから前提されていて己の出自と最期は黙して語らないのである。論理自体は永遠に循環運動を繰り返すと思っているのである。しかし語らないというのは歴史過程がないとか、始めと終わりがなくということをや

味しない。この円環的論理体系からはでてこないということであって、別の論理体系の問題だということである。そこでこういうことになる。各国資本主義の様相は、19世紀中葉まではすでにみたようにイギリスを先頭として資本主義が発生し、発展してきたが、各国資本主義もイギリスより後れながら大体同じように発生、発展するものと考えられていた。しかし19世紀末以後になるとこれまでとは異なって、帝国主義段階とよばれるような新たな傾向が出現するようになった。その位置から諸資本主義国の過去を見直すと、発生、発展の過程もじつはイギリスとは異なる様相で展開されていることがわかってきた。いわゆる先進国型と後進国型のちがいである。だが発生、発展の過程が先進国、後進国で異なるという問題の解明は発生の過程、発展の過程そのものの解明を前提とする。そして爛熟の過程まで視野にいれば、基準となるのは原理論の純粹資本主義の世界にもっとも近い発展期が基準となることになる。そして発展期の先進国型とか後進国型という問題は現状分析の領域に入れていい。発生期の典型もこの発展期の典型を基準にして選ぶべきであるから、発生、発展の典型はイギリスということになる。後進諸国の発生、発展はこのイギリスとは異なるのであるが、収斂する方向はイギリスと同じなので、それはたんなる先進、後進のちがいにすぎないといっている。そのちがいの分析は現状分析の問題である。そこで中間理論としてのいわゆる段階論としては資本主義の発生期、発展期はイギリスを採ればよいということになる。ところが爛熟期は純粹資本主義からはなれる過程の資本主義であり、そのはなれ方には収斂するものが原則としてないのであるから、複数の資本主義国をとらなければならない。しかもはなれ方は積極的なものと消極的なものがありうるから、積極的なものとしてドイツを、消極的なものとしてイギリスをとればよいとい

うことになるであろう。以上が宇野が主張していると私が理解する発展段階論である。

ところが農業が農民によって営まれていて、かつそれが長期にわたってみられるような国は厳密には資本主義国とはいえない、いわば半資本主義国として資本主義国にはなりきっていないという考え方がかつては多数派を占めていた。事実、マルクスですらイギリス資本主義はドイツ資本主義の未来の姿であると考えていた。すべての資本主義国はたとえいま農業が小農によって営まれていたとしても、いずれそれも資本主義的生産に転化すると予想していたとみていい。たしかにあの「輝ける」西欧近代の資本主義国に比べるならば、封建的とみえる部分が後進国としての日本資本主義には多々あったことも事実である。だがイギリスをのぞいてはいずれの資本主義国も、現代においてさえ農業まで資本主義化した国はほとんどないといっている。当のイギリスも第一次世界大戦中から資本家的農業は保護政策なくしては存立が困難になっている⁽¹⁸⁰⁾。むしろイギリスのみが農業をも資本主義化しえた例外的な国なのであって、その最先進資本主義国としての世界史的地

位こそが自己を工業国とし、他を農業国とする地位を典型的に形成せしめた国なのである。大内は日本の農業が資本主義自体は高度の発展をみせながら、なにゆえ小農によって担われているのかを封建制残存の結果であるという講座派理論を退けたうえで、農産物価格形成機構からこれを説こうとしたのであるが、そのみでは無理であった。農産物価格形成の特殊性を規定する日本資本主義の発生・発展の後進国的特殊性から説くべきだったのである。その特殊性とは何か、はまさに今後私の追及すべき問題にほかならないが、さしあたりいえることはイギリスが最先進国として許されるような、手工業の独立化による発展を3世紀におよぶ長期の資本主義発生期をへて、世界最初の産業革命をもって資本主義を確立したのにたいして、ドイツは産業資本をもって資本主義を発生せしめ、日本は初期的金融資本をもって資本主義を発生させたという特殊性といっているであろう。そのことを前提として日本の農産物価格を構成する農民のV水準は比較的初期から過剰人口的水準のものにならざるをえなかったのである⁽¹⁸¹⁾。日本資本主義の後進性はその農民層を完全に分

(180) 森建資『イギリス農業政策史』、2003、東京大学出版会、第1章をみよ。

(181) 佐伯尚美はその著『農業経済学講義』（1989、東京大学出版会）の「農産物の価格と流通」という章の「農産物価格決定の機構」のなかで「農産物の価格は抽象的には需要と供給とのつき合わせによって決まるといっているが、しかし実際にはすべての需要者と供給者が一堂に会することは不可能であるし、またその必要もない。そういうメカニズムを代表するものとして一定の流通制度、価格決定機構が社会的につくられている。そこにおいて需給をつき合わせた一般的・標準的価格が『発見』されれば、以下それを基準として生産・消費の末端にいたる各段階の価格がほぼ自動的に決められていくことになる」（158ページ）といったのち、「現実の価格決定機構」として分散的地方市場、統一的中央市場、団体交渉による協定価格、国家的統制市場、「農産物価格の動向」として長期的動向、周期的変動、季節の変動というこれまでマルクス経済学ではあまり取りあげられなかった分野にまで言及しているのは私には新鮮に思われる反面、そこには重大な問題があることを看過することができないように思われる。それは小農による農産物価格形成論が欠落、ないしは軽視されていることである。佐伯は「農業生産が小農という家族経営によって支配的に担われている場合、その農産物価格は原則としてC+Vの水準に、つまり費用価格の水準に決定される。……このように、小農の農産物価格に利潤部分がふくまれていないというのは、小農自身の社会的性格にもとづく」（152ページ）といったのち、このような「小農の価格理論は、それ自体としては論理的に明快であるが、しかしだからといって直ちにそのままの形で日本農業の現実の農産物価格に適用しうるものではない」（同上ページ）といいつぎの三つのことが前提されているからだという。第一はそこに

解させないうちにその発生、発展の過程を展開した。それでも明治末まではいわば正常な農民層の分解過程がみられたのであるが、そのご第一次世界大戦後の1920年以後になると明確にそれが阻害されるようになり、農民が農民のまま貧困化するようになっていわゆる農業問題が資本主義の難問として登場することになった。資本主義が発展しているにもかかわらずなげえ農民は貧しいのか、を日本資本主義の特殊性から説こうとしたのが大内の『農業問題』初版である。とくに農産物価格形成論のところで

あった。このころ大内にはまだ日本資本主義が帝国主義段階に突入していたという認識は明確にはなかった。改訂版で初めてそういう認識がしめされたが、本格的ではなかった。しかし結果的にはこの農産物価格論は帝国主義段階という段階規定を前提とするものだったのである。

4 構造分析（三）——『農家経済』

（1）成果と問題点

ここでは大内力著『農家経済』⁽¹⁸²⁾の成果と問

は需給均衡が前提されているが、その需給均衡価格は判断不能だからであるというのである。こういつている。この説は「農産物に対する需要・供給両面での競争がいわば極限まで行われ、その結果一定の均衡状態が実現されていることが前提されている。農産物価格理論が需要側の条件を捨象し、専ら供給側の条件のみによって価格がきまるといふ、サプライサイド・エコノミックスの発想に立つのはそのためである。抽象理論としてはそうせざるをえないとしても、実際にはつねに需要・供給の競争が存在し、どこが理論的な需給均衡価格であるかを判断することは不可能である」（同ページ）というのである。だが、これは理解に苦しむ見解である。価格はたんに需給関係のみで決まるのではない。需要側の要因は不足なら価格を引き上げる作用を、過剰なら引き下げる作用をするだけであり、供給価格そのものは生産者側の条件できまるのであって、小農のばあいには一定の期間には一定の「資本構成」を前提とする費用価格にきまる。かりにそれでもなお市場価格が上るばあいには同じ「資本構成」のもとで追加生産がおこなわれるのであり、市場価格が下落するのであれば生産を縮小するか、それが長期にわたれば、「資本構成」を高めるか撤退するかという対応を強制されるわけである。もちろん具体的にはいろいろ問題がでてくるであろう。生産力に大きくかわかるのはむしろ経営面積であって、地代も問題になってくる。いずれにせよ価格水準そのものを規定するのは生産者側の条件であり、需要量そのものを決定するのは需要側の条件なのである。たんに需給関係できまると理解したのでは、価格水準そのものは何ら規定しえないことになる。

第二の問題は農民のVやCや賃銀や資本とまったく同じものととらえることはできないということのようである。こういうのである。「小農の場合、価格決定のメカニズムを背後から支えているのは労働力の移動であり、農産物価格が一定水準以下に低下すれば農家労働力が他部門に移動せざるをえないという点である。そしてその具体的水準はそれぞれの時期・国の歴史的状況によって異なる。戦前の日本のように、外部の雇用市場が極端に制限され農民の移動先が容易に見出せない場合には、農産物価格が費用価格を割り込んだからといって、直ちに生産が縮小するとは限らない。農民はある程度までは自己の生活を切り下げる形で対応するであろう。逆に戦後のように、外部の雇用市場が拡大し比較的容易に移動が見出せる場合には、費用価格による規制はずっと強く働くことになる。さらにいえば、Vの水準をどう考えるかということも、その時々々の社会経済条件のなかで規定されているのである」（同、152～153ページ）というのであるが、この見解は至極もっともなものである。ここでは批判の相手が明記されていないので明確にはいえないが、私の想像でいえば、たしかにリジッドにいいすぎて、擬制なのでもう少し幅をもたせたほうがいいと思っている。しかしむしろ私が問題にしたいのは第一の問題提起と、この第二のそれとは矛盾していることである。さきには需給均衡価格を判断することは不可能だといっていたのに、ここでは「ある程度まで」とか「ずっと強く働く」というように、VやCやに擬制することを肯定している点である。

第三の問題は戦後の日本農業において地代部分はどう扱うべきかという問題であって、佐伯にあっては無視していいという考えのようなのである。こうである。「地代が価格形成に入り込むか否かの判断は、実際にはきわ

題点を明らかにしたい。この書は農林省の『農家経済調査』によって、戦前は昭和恐慌をぬけた後の1936年（昭和11年）をとりあげ、戦後は高度成長の開始前夜にあたる1954年（昭和29年）をとりあげて、日本の農家経済の構造的特質を詳細に分析している⁽¹⁸³⁾。第一章は日本の農家経済の特質と「農家経済調査」の解説および「調査農家の位置づけ」がのべられている。第二章で「戦前の農家経済」を、第三章で「戦後の農家経済」を分析解明し、最後に第4章で「戦前より戦後にかけての農家経済の変貌」をもってくられている。ここでは戦後の分析の部分は省いた。

「戦前の農家経済」から、大内の解明した論点とそこにかなる問題点があるかを検討してゆこう。分析対象として1936年がとられた理由として大内は、戦後を戦前と比較するばあい通常1934～36年がとられるが、農家経済のばあい34年はその前年の33年の大豊作とこの年の大凶作、および繭価の暴落によって、農家経済

は好調ではなかったし、その影響は35年にもこのこっていたことをあげている。この時期の「農家経済調査」は1931年から41年まで各年、同じ方式で作成されたものであるが、農家の経営規模としては二種類が採られていて、「第一種農家」として経営規模が耕作地1町4、5反程度の農家がとられ、「第二種農家」として耕作地8、9反程度の農家がとられている。そしてそのそれぞれが、自作農、自小作農、小作農にわけられている。そして本書では1936年の調査対象農家の日本の全農家における位置づけを最初に与えている。調査農家は全体としてかなり上層に偏っているが、経営規模が比較的小さい、「第二種農家」ですら「いっばんに中間よりずっとうえの位置にあり、選定方法の『当該市町村の平均耕地面積の七割未満を耕作する農家』という定義が予想させるものとはかなりかけはなれている」。そして経営規模の相対的に大きな「第一種農家」になると、「その位置は下から八～九〇%という、ほとんど日本の農家の

めてむずかしい。現実の小作料が、差額地代か絶対地代かの判別ができないばかりでなく、戦後の日本のように農民の自己所有地が圧倒的な場合に、それが資本投下の規制としてはたらないからである。農家としては地代がえられなくとも生産を続けるということが十分ありうるのである」（同、153ページ）というのである。たしかに戦後の農地改革以後は自作地地代を類推することは困難であって、とくに佐伯のいう「土地持ち労働者」にあっては困難である。しかしもともとかれらにあっては土地は資産なのであって、その農業生産におよぼす影響はそのかぎりでは大きくない。しかし戦後の高度成長期およびそれ以後は借地大経営や数人の農業者による稲作を請負うという形の借地大経営が兼業先進地で数多く発生、発展した。そこでは稲作請負料を基礎とし、その結果として算出される地代が発生した。所有地を請負に出す土地の貸し手は安定的兼業農家が多く、土地所有の維持・保全が主目的であって、実質地代はそう高いものではなかった（たとえば拙稿「農協による経営受託組織の構造——大垣南機械化営農組合の分析——」、『名城商学』、名城大学商学会、33-4、1984年3月、をみよ）。むしろ地代（とくに差額地代）なるものは土地の賃貸借があれば、借地経営の結果、いわば自然発生するものなのである。それはVやCやの自立範疇の自立運動の結果として発生し、そのことによってVやCやの自立性が逆に確保されるという関係にあるのである。それは資本主義なるものが人間社会からはなれて「自立」している世界たることを自ら暴露することの結果をいみしているのである。

それはともかく、こうしていずれにせよ「実際にはつねに需要・供給の競争が存在し、どこが理論的な需給均衡価格であるかを判断することは不可能である」とはいえないのである。

(182) 大内力『農家経済』、1957、中央経済社。

(183) 本書「はしがき」で大部分の統計表の作成とその分析は大内のプランにしたがって佐伯尚美がおこなったものを、あとで大内が全面的に筆をいれ、書きかえたり、書きたしたり、あるいは削ったりしたので、「むろん本書の責任はわたくしのものである」と記されている。

うちの最上層部を代表するものとさえなっている」⁽¹⁸⁴⁾。なお大内の著書では、規模の大きい「第一種農家」が「B 群農家」とされ、規模の小さい「第二種農家」が「A 群農家」とされている。以下、ここでは経営規模の小さい農家が「A 群農家」であり、規模の大きい農家が「B 群農家」とされていることに注意しておこう。

では「戦前の農家経済」にたいする著者の分析結果とそこに問題がないかどうかを検討していこう。第二章「戦前の農家経済」の「概観」のところで、まず農家経済の貨幣経済化についてこういつている。「A 群、B 群ともに、収入面でも支出面でも、そのなかば以上が貨幣経済化しており、農家経済の基調が貨幣経済の面におかれるようになってきていることは、一見して明らかである。だが、いま A 群と B 群とを比較してみると収入、支出ともに B 群は、A 群よりも貨幣経済化のていどがじゃっかん高くなっており、経営規模の大きな農家ほど商品経済との接触が深いことがしめされている。またこれを自小作別の観点からみると、A 群、B 群のいずれにあっても小作から自小作、自作とゆくにつれて規則的に貨幣経済化率は上昇している」⁽¹⁸⁵⁾といい、「こうした傾向があらわれてくるもっとも大きな原因は、いうまでもなく小作料の支払いが、現物形態でおこなわれているからであるが、……ここでは右の二点、すなわち農家経済の貨幣経済化は、経営規模の上昇につれていくぶん強くなること、および小作より自小作、自作とすすむにつれてかなり強くなることを注意しておくにとどめよう」⁽¹⁸⁶⁾というのは、貨幣

経済化を農民の生産物にかぎった一面的な見方ではないであろうか。農民の部分的賃労働者化がとくに小作農において兼業労働化という、たんにそれ以前からある農民生産物の商品化以上に質的に深い資本主義的商品化の意義が軽くとらえられてはいないだろうか。そしてその高次の商品化は、生産物の商品化とは異なって、自作よりは自小作、小作とすすむにつれて強くなっているのである。もちろん兼業労働への依存度が自作、自小作、小作にゆくにしがって高まり、そのことが農民の生産物の商品化とともに、「日本の農家経済は農業外部の資本主義に密接に結びつけられており、その動きに強く規制されていることはほぼ明らかである」⁽¹⁸⁷⁾とはいっている。しかし農家経済の商品化が農民の生産物の枠をこえて農民の労働力にまでおよび、しかも完全脱農民化はこれを制約するという歪曲化された農民労働力商品化の中途半端な性格にこそ農業問題の核心部分があるのであって、自作、自小作農民の生産物の商品生産化が資本家的経営を形成せしめない原因もまたそこにあるのである。いずれにせよ封建時代には工業品生産者でもあった小生産者としての農民から工業を奪いながらなお彼らを農業専門の、しかしそれでは自立しえない小生産者たらしめているところに、日本資本主義の矛盾が存在するのである。大内の農民の兼業化問題のとりえ方には問題が残るのである。じつはこれよりまえに大内は第一章の「日本の農業家経済の特質と『農家経済調査』」の「二 日本農家の構成」において日本の「農家のうち、零細小作農

(184) この直前の引用文とともに、大内、前掲書、53～54 ページ。なお本書は具体的な分析をおこなう前に、「調査農家の選定」や「調査結果の表示方法」や「調査農家の位置づけ」等について詳細な検討をしている。いま調査対象農家が存在する農区のみをあげると、「北海道、東北、北陸、北関東、南関東、東海、山陰、近畿、瀬戸内、北九州、南海」の 11 の農区である（前掲書、37～38 ページ）。

(185) 前掲書、59 ページ。

(186) 同、59～60 ページ。

(187) 同、63 ページ。

として出発したものは、戦前の重い小作料負担のもとでは、よほど特殊な好機にめぐまれないかぎり上昇することは不可能である⁽¹⁸⁸⁾といった把握をしていることがすでに問題だった。零細小作農の多数の存在自体が後進資本主義国としての日本資本主義が構造的過剰人口をかかえこまざるをえなかったことに由来しているのであって、そのことは大内自身が主張していることだったはずである。「重い小作料負担」はその結果だった。下層農家の多数が賃銀労働者に完全に転化しえないで、賃労働兼業農家として滞留せざるをえないことは、上層農家が資本家的経営に転化しえないで地主化してゆくこととともに過剰人口をかかえこまざるをえない日本資本主義の特質に由来することは大内自身の『日本資本主義の農業問題』以来の主張だったはずである。われわれはさきに大内の『農業問題』を検討したさいにも、農民層の分解もいずれは正常なかたちの両極分解が発生するであろうという基本的な考えがあることをみたのであるが、日本資本主義の後進性をたんなる後進性とみる旧労農派の見解の残像が大内にはあるのであろうか、という思いを禁じえない。じつは大内には下層兼業農家はいずれは賃銀労働者に転化するはずだというふうに考えていたことはすでにわれわれも気づいていたのであるが、その点はまたのちに触れる機会があるであろう。ただ一言ここでいっておきたいことは農民の賃労働者化はいかなる経路で実現されるのか、そしてそのさい安価な農産物の輸入を許すのかどうかということをどう考えているのかということである。

とはいえしかし、第二章の「二 農業生産の構造」で戦前の日本農家の経済的上向運動が中農自小作農どまりであって、そののちは地主化への横すべりであり、下向運動は自営兼業をも

ふくむが、多くは賃労働兼業農家として堆積する傾向を打破しえないものであったことを、つぎのように具体的にのべている点はその事実認識の確かさをしめすものである。「日本の農家が経済的に上昇し、農業経営を拡大してゆくばあい、小作農は、それが5反以下というような零細農であればむろんのこと、A群ていどの農家であっても、上昇することはむずかしい。それはいうまでもなく小作料の圧力のためであるが、それだけにそういう農家は、むしろ兼業化への傾向を強くもっており、農業はできるだけ手をぬいておこなおうとするようになるのである。これにたいしてA群ていどの自小作、ないしはもっと零細であっても自作であれば、むろん超人的な努力を必要とするであろうが、上昇する可能性をもっている。そのばあいには、まず小作地を拡大する形で経営の拡大がおこなわれる。A群の自小作が、生産諸条件は貧弱でありながら、労働と肥料の増投によって土地生産力の上昇をねらっているのも、このような上昇の努力をしめしているものであろうし、B群の自小作の優位は、いわばそういう上昇の上限をしめしているとみることができるのである。また小作であっても、B群ていどに経営が大きくなれば、やはり農民的に上昇することが可能なのであり、それがB群の小作の上昇力に反映されているわけである。しかし、一定の限度、すなわち、自家の労働力ではほぼ完全に経営をなしうる限度まで経営が大きくなると、それ以上経営を拡大することは、雇用労働力へのいざん度を大きくし、かえって経営を不安定にするし、採算をししばしば不利にする。したがって農家は、その辺から、経営を大きくするよりは、むしろ土地を買い入れて、小作は自小作に、自小作は自作へという横すべりの運動をするようになる」⁽¹⁸⁹⁾とまとめているのである。ただししか

(188) 同、24ページ。

し、大内にとっては自明のことだったのであろう⁽¹⁹⁰⁾が、こうした貧困な零細小作農が広範に存在したこと自体が、一方では後進国の資本主義成立の特殊性として農民的土地所有にたいする国家による短期・強烈な収奪（地租改正）の結果なのであり、他方では西欧資本主義諸国から直接綿工業機械を輸入せざるをえなかったために工業の賃労働雇用力が相対的に弱かったことの結果だったのである。この点は明確にしておくべきだったと思われる。

ついで農家の「兼業の構造」が分析されている。そして結論としてこうまとめている。「自小作別の兼業の構造をまとめていえば、自作農家は農業外部への投資、林業収入などのような財産的収入が比較的多く、農業外部へ労働力を販売するばあいでも比較的安定した所でそれをおこなっているのにたいして、小作のばあいになるときわめて不安定な形での農業外部への労働力の販売と零細家内副業が兼業の主要な内容となっているということになる。いいかえれば、自作はかなり余裕をもった形で兼業収入をあげているのにたいし、小作のばあいには生活窮迫的色彩がきわめて濃厚であるということに

なるであろう。そして自小作は両者のほぼ中間に位するものとみることができる」⁽¹⁹¹⁾という。これをもうすこし具体的にいうと、賃労働兼業は自作、自小作、小作にゆくにしたがって増加してゆくが、その内容は想像をいれて考えると、「B群ではおそらく下級サラリーマン、工員などのような比較的安定した有利なものが多いであろうが、A群では土工、日傭、出稼などのように不安定なものになる傾向が強いであろう」⁽¹⁹²⁾という。しかし兼業としての財産収入は自作、自小作、小作にゆくにしたがって漸減するのであって、林業などの財産収入や有価証券保有などの財産収入は自作農にもっとも強く結びついている、という。これはたしかにこの時期の特徴だといっているであろう。このほか兼業生産物収入があるが、これは炭焼きとか農産加工とかであって、下層農家の兼業であろう。こうみてくると、兼業の主流は賃労働兼業であって、その大部分は「土工、日傭、出稼」であったと想像される。サラリーマンや工員兼業はむしろ中農層に多かったと思われる。そしてこの時期の上層農の兼業の特徴は有価証券等の保有という財産収入にあったといっているの

(189) 同、77～78 ページ。

(190) この『農家経済』が出版されたのは『日本資本主義の成立Ⅰ・Ⅱ』（楳西光速・加藤俊彦・大島清・大内力の共著、Ⅰ 1955 年、Ⅱ 1956 年、東京大学出版会、ただし 1954 年に『日本資本主義の成立』が出版されていて、これがのちの『日本資本主義の成立Ⅰ』になっている）の出版のちである。この 1954 年版（55 年版でも同じであるが）の『日本資本主義の成立』には「ブルジョア的関係の萌芽的形成は、むしろ封建社会の内部における生産力の発展によってもたらされるのであり、それが封建的諸関係にあるていどまでつきずし、同時に、たとえば農民を土地からきりはなしてプロレタリア化するとともに、社会の一部に貨幣的富を蓄積してゆく、という形で、ブルジョア的関係の成立する基礎をつくりだしてゆくのである」（54 年版、206 ページ）とあって、やや公式的であり、抽象的でもあるが、農民を土地からきりはなすことが重要な条件になっている。ただし、それはたんに商品経済的要因のみでは達成されえないのであって、権力の行使を必要とすることが不明確になっている点は問題である。商品経済が発展すれば自然に資本主義になるというものではないのである。地租改正は明らかに権力の行使なのである。そしてそれは結果かえば、というより結果によって判断するよりほかはないのであるが、ブルジョア権力だったのである。

(191) 同、98 ページ。

(192) 同、96 ページ。なおここで著者は断っているわけではないが学稼脱農としての転職先をあげているわけではないであろう。そのばあいはまた話が異なってくる。

はないかと思われる。だがそれは農民層の向上分解の一形態には相違ないが、純然たるブルジョア化ではなく、プチ・ブル的資産蓄積をめざすブルジョア化にすぎなかった。農業資本家への転化が不可能なのはおそらく土地利用の集団的集積が下層農民の農業離脱が困難なことによって不可能であることに由来するものと考えられる。また農家の家計は、自小作別に第一生活費はそう大きな差がみられないが、より生活水準の高さをしめす第二生活費は自作、自小作、小作にゆくにしたがって低くなるという構造をしめしているのであって⁽¹⁹³⁾、その小作農でさえ容易に賃労働者に転化できないのであるから、自小作、自作がその生活水準を維持したまま賃労働者に転化することはいっそう困難である。小土地所有の農民が土地を貸しだして賃銀労働者に転化することはこの時期には一般的にはありえないというべきであろう。ただここで問題になるのは工業発展の低位性と農民の貧しさとはある意味で相互規定的な関係にある。工業の

発展が低いから一方では農民は賃労働者になれずに貧困化するのであり、他方では農民が減少しないので、一農業経営当たりの土地面積が拡大できないことになる。また農民が貧しいから工業製品が国内であまり売れないので工業が発展しないという関係がある。その悪循環を打破する契機はどこにあるかを考えるべきであった。東洋は西欧とは異なって、資本主義はいわば日本だけが突出していたのであって、のちにふれるように周りの商品経済の発展度が低かったことが日本の資本主義的發展を制約したといえるのである。しかしそのことが逆に日本の帝国主義化を早めたともいえるであろう。かかる対外関係の考察がほとんどなされていないことが問題としてのこるのである。だがこのことはじつは資本主義の具体的な性格を規定するうえで重要なことだったのである。

(2) 大内力の分析の結論

大内の分析も最終部に入る。「農家経済の総

第3表 農業所得と農家家計の比較

(円)

		農業収入 (A)	生産的 農業経費 (B)	ほんらいの 農業所得 (C = A - B)	家計費 (D)	(E = C - D)	諸負担 など (F)	差引剰余 (E - F)
A 群	自 作	959	227	732	751	- 19	91	- 110
	自小作	932	184	748	621	+ 127	214	- 87
	小 作	823	168	655	532	+ 123	266	- 143
B 群	自 作	1374	306	1068	879	+ 189	129	+ 60
	自小作	1437	304	1133	826	+ 307	295	+ 12
	小 作	1341	256	1085	741	+ 344	424	- 80

註) 1) 諸負担などは農業上のものだけを計上した(原注)。大内力『農家経済』, 106 ページの第55表。

2) 「生産的農業経費」とは「固定費の経費」(土地, 土地改良費, 建物費, 農具費)と「流動費の経費」(種苗費, 蚕種費, 家畜飼料費, 肥料費, 光熱動力費, 薬剤費, 加工原料費, 労賃)の計であって, 「不生産的経費」(負債利子, 諸負担, 小作料, 賃借料, 販売費, その他)を含まない。

(193) 同, 101 ページ。

括」である。大内は第3表「農業所得と農家家計の比較」をかかげてつぎのように総括する。

「すなわちもし仮に小作料、租税等の諸負担が課せられず、農家が純粋に生産的経費しか支出しなかったとしたならば、……各農家はA群の自作をのぞいては、いずれも農業生産によって自己の家族の生活を維持するという小農的必要を満たし、そのうえじゃっかんの余剰をも残すことが可能となったであろうが、しかもそれはB群により多く、自作にもっともすくないという形においてであるということこれである。ところで、このほんらいの剰余が両群ともに自作において最小であるという点についてであるが、それはけっして自小作、小作の生産面での優越性をしめすものではない。表によっても明らかのように、ほんらいの農業所得にはそれほど大きな違いはみられないのであるから、こうしたほんらいの剰余のちがいは主として家計費の大小から生じたとしなければならないであろう。事実A群の自小作、小作がA群の自作と同一水準の家計構造をもったとすると、そのほんらいの剰余は自小作はマイナス三円、小作はマイナス九六円となって、小作料、租税等の諸負担が仮になかったとしても農業所得のみをもってしては家計を維持することができなくなってしまうのである。しかもわれわれがすでにみたように、A群の自作農家の生活水準もそれほど高いものとはいいがたいのであるから、A群自小作、小作は生活水準を最低限度——ないしそれ以下——にきりさげることによって、ようやくほんらいの剰余を生みうる状態にあるということができようであろう。これにたいしてB群のばあいには、かりに自小作、小作が自作と同一水準の家計支出をおこなったとしても、自小作では二五四円、小作では二〇五円のほん

らいの剰余をうみだしうることになるから、A群に比していちだんと有利な地位に立っている」⁽¹⁹⁴⁾ という。こうして経営規模8反ていどのA群農家のすべてと、同じく1町4反ていどのB群の小作農は一方で家計費をきりつめ、他方で兼業所得にたよるという状況がいっそう切実なものになっているのである。とくにA群のなかにあつて差し引き剰余のマイナスが最小である自小作は「もっとも労働集約的な農業経営をおこなっている層なのであり、このような過重労働と過少消費という二重の自己搾取のうえによりやくそれ以上の赤字が生ずるのを防ぎとめているのにすぎないのである。だが、そこに自小作層のいわば農民的な性格がはっきりとでていっているといつてよい」⁽¹⁹⁵⁾ のであつて、大内はのべていないが賃労働兼業のばあいには自己の意思のみによつては就業できないのにたいして、自営農業への就業、それに自営兼業への就業も同じであるが、それらへの追加就業は自己の意思によつて可能なのであり、それが自己搾取を可能にするのである。そしてそれこそがまさに個別労働の採算性よりも全体としての採算性を重視するという小生産者としての農民の性格の現れなのである。

つぎにB群についていえば、「これらの農家群は小作料、租税等の諸負担がまったくなかったばあいには、いずれも小農的経営としていちおう成りたち、しかも多少の剰余をのこしうる条件を備えたものであつた。そして、……諸負担がかれらのうえにつけくわえられても、自作、自小作のばあいにはなおかつ農業所得をもって農家の家計をまかなうという原則をつらぬくことが可能となっているのであり、小作になってはじめて、農業所得だけでは家計をカバーすることができず、農業外部への兼業をどうして

(194) 同、106～107 ページ。

(195) 同、109 ページ。

も必要とするという条件があらわれてくるのである」と大内がいうのはいいとしても、つづけて「小作になってはじめて、農業所得だけでは家計をカバーすることができず、農業外部への兼業をどうしても必要とするという条件があらわれてくるのである」⁽¹⁹⁶⁾ というのはそれ自体は正しいのであるが、農民が賃労働兼業にでるのは農業所得のみでは生活できないという理由のみからではなく、農閑期に兼業機会があれば農業所得のみで生活しえたとしても兼業にでてゆくのである。そこに小生産者としての農民の性格が現れている。同じ兼業でも性質の異なる二種類のものがあることの意義を明らかにしておくことがこのさい必要ではないであろうか。事実、われわれがつくった第4表「農業所得と兼業所得」によれば、A群農家ばかりではなくB群農家も兼業しているのであり、その所得はA群とほとんどかわらない。農業所得が低い、高いにかかわらず、農閑期に賃労働兼業機会があれば、それを利用するのではないであろうか。農閑期があり、そのとき近場に稼ぐ機会があれば稼ぎにでかけるといのが賃銀勞

働者と異なる小生産者の生き方ではないであろうか。そしてそれが農民間に競争を生み、農産物価格の低下をよびおこし、結果として農業労働所得と賃労働兼業所得もしくは兼業生産物の生産をもって年間の生活費を稼ぎだすという構造ができあがるのではないだろうか。むしろ結果的にA群農家のすべてとB群農家の小作農は農業所得と兼業所得をもってようやく生活していることになっているわけである。そして農業経営規模の比較的大き自作農のばあい自作地代部分は農家家計の剰余をなすということになる。A群(8~9反経営)のすべての農家とB群(1町4~5反)の小作農は農業所得が家計費を充たさないために兼業労働にでているが、B群の自作農と自小作農家は農業所得が家計費を充たしていても兼業労働にでているのである。しかもその兼業所得はA群農家のそれに劣らない額である。この兼業労働は農閑期におこなわれているとみていいであろう。B群の自作農と自小作農家はその農業所得が家計費を充たしているのは自作地代をえているからであろうが、それでもなお農閑期に他に稼ぎどころが

第4表 農業所得と兼業所得

(円)

		農業収入 A	兼業所得 B	所得合計 C = A + B	家計費 D	余剰 E = C - D	農業所得の 家計費充足率 F = A/D (%)
A 群	自 作	638	119	757	751	6	85.0
	自小作	533	138	671	621	50	85.8
	小 作	389	154	543	533	10	73.0
B 群	自 作	938	135	1073	879	194	106.7
	自小作	836	127	963	826	137	101.2
	小 作	659	149	808	741	67	88.9

注) 前掲、『覆刻版 農家経済調査報告』によって作成した。1936年。

- 1) 農業所得 = 農業収入 - 農業経営費(「不生産的経費」をふくむ)。なお農業所得には自作地代部分がふくまれている。
- 2) 兼業所得 = 兼業収入 - 兼業費

(196) 前の引用文をふくめて、前掲書、110ページ。

あれば稼ぎにでるとというのが小生産者のかわらぬ行動パターンである。このばあいのちにまたくわしくのべるが、A群農家のすべてとB群の小作農においてその農業所得が家計費を賄えないことを基礎として農産物の価格水準が形成されることが前提になって、B群の自作農と自小作農とがその農業所得をもって家計を賄いうるメカニズムが形成されるとみなければならないであろう。そのばあいそれは自作地があるからだとのみはいえない。この階層の自小作農にあってもその農業所得が家計費を充たしているからである。いずれにせよ農閑期を生ずるような営農形態であり、かつ近場に賃労働兼業につけるような条件があるばあいには農業所得で家計費が賄われていても、その兼業を採り入れるのではないかと考えられる。そして兼業を取り入れる農家階層においてはそのことが当初は農業所得で家計費を賄いえたにもかかわらず、農民の競争は結局農業所得と兼業所得との合計をもってしか家計を賄いえないという結果をもたらすことになるというのではないかと思われる。事実、さきの第4表「農業所得と兼業所得」によればA群農家においては自作、自小作、小作のいずれにおいても兼業所得がなければ家計費を賄いえない状態になっている。いずれにせよ日本で兼業農家の統計がとられるようになった1906（明治39）年以来太平洋戦争にはいるまで兼業農家が一貫して全農家のほぼ3割でいどあったということは⁽¹⁹⁷⁾ そのことを意味しているのではないかと思われる。

大内の「農家経済の総括」としての結論をきこう。まずA群農家についていえば、「ここで

はいずれの農家も辛うじていくらかの黒字をのこしており、しかもそれは自小作において最大、小作がこれにつぎ、自作において最小ということになっているが、いずれにしてもかれらの経済が黒字になりえたのは、過重労働と過少消費という二重の自己搾取にくわえて、農業外部への労働力販売という半プロレタリア化の道があったからであった。さらにこれらA群内部では自作は一方では商業的農業を拡大しつつ、他方では農外投資や下級サラリーマン化という形で、農業所得の低位性をカヴァーしようとしているのにたいして、小作はむしろ農産物の商品化には積極的意欲をしめさず、日傭い出稼ぎ等の下級賃労働か、あるいは零細な家内副業にその兼業収入源を求めつつ飯米農家化する傾向をもっていった。そして自小作が、これら両者の中間にあって、一方では可能なかぎりでの自己搾取によって農産物の商品化の拡大をはかるという自作的傾向をしめしつつ、他方では日傭い、出稼ぎによって兼業収入の増大をめざすという小作的傾向を示している。ただかれらにあっては、前者の傾向が主流をなしており、後者はむしろやむをえざる悪としてみられるにすぎないのである。さきにあげた自小作において農家経済余剰が最大になるという数字も、このような自小作のすぐれて自己搾取的な性質の結果として読みとらなければならないであろう」⁽¹⁹⁸⁾と総括している。またB群については「この群の小作のばあいには……A群の自小作にたいする評価がある程度あてはまるのであって、かれらは兼業をなお不可欠なものとはしているが、A群の小作のように飯米農家化する傾向はみ

(197) 総農家にしめる兼業農家の割合は1906年が29.2%で、1936年が25.5%であり、1940年が32.4%である（前掲、『改訂 日本農業基礎統計』、105ページによる。その注によれば、兼業とは「わが国では一貫して世帯単位概念を採用し、世帯員中農業以外の業に従事するものの有無によって判定する建前がとられている」とある。このばあい「世帯員中農業以外の業に従事するもの」が通年的に農業以外の業に勤務しているもののみのばあいも兼業農家とされると考えられる。

(198) 前掲書、110～111ページ。

られず、むしろ農民的に上昇しようとする努力を強くしている。しかし自作、自小作になると兼業収入は、もはや A 群にみられたような喫緊の、いわばかれらの存立条件を左右するほどの重大なものではなくなっている。かれらにとって兼業の必要は、農業労働の季節的繁閑を調節し、経営全体としての能率を高めるという第二義的なものか、あるいは農業内部に蓄積された剰余を農業外に投資するためのものとしてあらわれてくるのである。そして A 群の小作とは反対の方向においてであるが、かれらも、とくにその自作は脱農民化への傾向を強めている。それはいわば日本の農業経営としては、ほぼ昇りつめた姿をしめしているものであり、それ以上の上昇はかれらを非農民化、有産階級化する以外にないというところに到達しているのである⁽¹⁹⁹⁾とむすんでいる。

こうして大内は AB 両群の自小作別農家の性格と運動方向を簡潔につぎのようにまとめている。すなわち、A 群の自作は一方では「商業的農業の拡大」、他方では「下級サラリーマン化」、同小作は日傭い、出稼ぎの飯米農家化、同自小

作は一方では「自己搾取的自作農化傾向」をもち、これが主流であり、他方では日傭い、出稼ぎ、小作農化である。B 群では小作は A 群の自小作のような農民的上昇力をもち、自小作、自作の兼業化は「二義的」なものであり、自作は有産階級に横すべりをしている、としている。各層の性格規定と運動方向の指摘はおおよそ適確である。ただ私としてはことに A 群のような経営土地の小さい農家や B 群の小作農にあっては自家労働を投下しうるあらゆる機会を自家農業内外に求めてゆくという小生産者の行動パターンがあることを重視すべきであると思う。兼業もたんに第二義的というよりは蓄財の一環としてかれらにとっては重要な行為というべきなのである。ドイツよりさらに後進的資本主義として出発した国としては、農業の発展が小生産者の枠組みを破碎できなかったことの根拠を問うことのほうが重要であると考ええる。大内のここでの分析は農民各層の性格と分解の方向を規定したものであるが、その運動が成立する根拠はかならずしもしめされてはいない。つまりいいかえるならば、中農標準化傾向と農民層の

第5表 農業所得水準と兼業所得水準の比較

		農業労働 (時間)	兼業労働 (時間)	計 (時間)	農業所得 (円)	兼業所得 (円)	計 (円)
A 群	自 作	4616 (87.7)	646 (12.3)	5262 (100)	638 (84.3)	119 (15.7)	757 (100)
	自小作	5367 (79.4)	1393 (20.6)	6760 (100)	533 (79.4)	138 (20.6)	671 (100)
	小 作	4294 (79.0)	1140 (21.0)	5434 (100)	389 (71.6)	154 (28.4)	543 (100)
B 群	自 作	5743 (88.5)	746 (11.5)	6489 (100)	938 (87.4)	135 (12.6)	1073 (100)
	自小作	5430 (86.5)	849 (13.5)	6279 (100)	836 (86.8)	127 (13.2)	963 (100)
	小 作	6073 (82.0)	1331 (18.0)	7404 (100)	659 (81.6)	149 (18.4)	808 (100)

注) 前掲『農家経済調査報告』による。1936 年。

(199) 同, 111~112 ページ。

分解との関係が明確ではないということである。中農標準化傾向が農民層分解の一形態であるならば、分解層はどの層で上層、下層はどこかが判然としていないのである。

(3) 農民層の両極分解としての中農標準化傾向

中農標準化傾向とはじつは農民層の両極分解の一形態であると考えられる。その根拠の解明には詳細な分析が必要とされるであろうからここでおこなうわけにはゆかない。だがその基本的な論点は提起しうる。すなわち第5表の「農業所得水準と兼業所得水準の比較」によれば、A群においてもB群においても家族総労働にしめる農業と兼業との割合と総所得にしめる農業と兼業との割合が驚くほど似通っていることがわかる。とくにA群では労働における割合が農業八割にたいして兼業が二割であるが、所得においても大体同じ割合である。B群においては農業と兼業との割合比率では自小作別に多少バラつきがあって、自作では農業の割合が多少高く、小作では兼業の割合が相対的に高い。けれども自作、自小作、小作の各層では総労働における農業と兼業の比率と総所得における農業と兼業との比率は大体同じになっている。し

かしA群に典型的に現れているように農業と兼業との比率が労働においても所得においても大体同じになっていることは重要である。すなわちそれは一労働日当たりの所得が自家農業においても兼業においても大体同水準であることをいみしている。この点は事実、第6表「10時間労働当たり農業所得と兼業所得」をみても10時間当たり所得は兼業所得のほうがいくらか高いが大体同じような高さになっている。まえの表にもどるが、B群では経営面積が大きいことによって、労働でも所得でも農業の比率が高くなっているものであり、自作、小作間のとくに農業所得格差が大きいのは自作地地代の有無によるとみていいであろう。その点ではA群自作の農業労働所得がいわば突出しているのも自作地地代のためであろう。

以上の事実はなにを意味するのであろうか。大筋をしめすということであれば、一農業労働日所得＝一兼業労働日所得＝一労働日所得＝一日当たり農家家族生活費＝一労働日当たり農民のVということである。このVはたとえば自家農業で年間200日働いて（あとは農閑期）一年間生活しうるといったものではなく、はしょっていえば一日労働して一日の生活費がえ

第6表 10時間労働当たり農業所得と兼業所得

		農業所得 (円)	家族農業 労働時間 (時)	同10時間 当たり所得 (円)	兼業所得 (円)	兼業労働 時間 (時)	同10時間 当たり所得 (円)
A群	自作	638	4616	1.38	119	646	1.84
	自小作	533	5367	0.99	138	1393	0.99
	小作	389	4294	0.91	154	1140	1.53
B群	自作	938	6653	1.41	135	746	1.81
	自小作	836	6402	1.31	127	849	1.50
	小作	659	6477	1.02	140	1331	1.12

注) 前掲『農家経済調査報告』による。1936年。

家族農業労働時間は実数である。

第7表 家族1人当たり家計費

		家族員数 (人)	農業従業者数 (人)	家計費 (円)	1人当たり家計費 (円)
A 群	自 作	5.24	3.04	751	143
	自小作	5.08	3.14	621	122
	小 作	5.71	3.15	533	93
B 群	自 作	7.02	4.10	879	125
	自小作	6.91	4.00	826	120
	小 作	6.84	4.03	741	108

注) 前掲『農家経済調査報告』による。1936年。

第8表 土地生産性と労働生産性

		耕作地 (反) (A)	農業収入 (円) (B)	農業労働時間 (時) (C)	土地生産性 (円) B/A	労働生産性 (円) B/C
A 群	自 作	8.6	959	4807	112	2.00
	自小作	9.1	932	5464	102	1.71
	小 作	8.3	823	4224	99	1.95
B 群	自 作	14.6	1374	6962	94	1.97
	自小作	14.6	1437	6797	98	2.11
	小 作	14.4	1341	6649	93	2.02

注) 前掲『農家経済調査報告』による。1936年。

農業労働時間は農家家族世帯員と雇用労働の農業労働時間の計。

られるといった意味でのVである。その生活費が農業所得でも兼業所得でも一日当たりではほぼ同じでいどなのである。農民の兼業所得水準が自家農業と同様に一日兼業労働にでて一日分の生活費がえられるにすぎないという低水準になっているのである。つまり農閑期に行われる農家の兼業が日雇の兼業であることを基礎として自家農業労働の評価が一日当たり労働の評価として規定されるのである。

A群とB群とでは経営規模が異なるが、そのかわり第7表「家族1人当たり家計費」にあるように家族員数がB群の方が一人以上多いが、一人当たり家計費はA群農家より低めである。家計費は家族数が増えると増加するが一人当たりには通減的になる性質がある。しかしそれに

しても生活水準にはそれほど大きな差はないか、もしくはむしろB群のほうが低いというべきであろう。ただB群農家には余剰の蓄積力が大きいという特質があるとみるべきであろう。ただ第8表「土地生産性と労働生産性」にあるように、A群農家はB群農家に比べて土地生産性に優れているが、労働生産性では劣っている。それにたいしてB群農家はちょうど逆に労働生産性で優れて土地生産性で劣っている。B群は発展力のある小商品生産者であって、A群は衰退しつつある、あるいは上層と下層との両極に分解しつつある不安定な小生産者であるといっているであろう。それ自体は過剰人口的農民なのである。そのなかにあってA群でもB群でも自小作の支払う反当小作料が

第9表 自小作農別反当小作料

		小作地			小作料 (円)	反当小作料 (円)
		田 (反)	畑 (反)	計 (反)		
A 群	自 作	3	1	5	14	2.8
	自小作	40	9	49	159	3.2
	小 作	66	14	81	240	3.9
B 群	自 作	3	2	5	14	2.8
	自小作	53	16	69	202	2.9
	小 作	102	30	132	370	2.8

注) 前掲『農家経済調査報告』による。1936 年。

がいしていちばん高くなっているのは第9表「自小作農別反当小作料」がしめすとおりであって、それは宇野がいうように自小作が自作、小作より農民的発展の意欲が強いことをしめしているものといっていであらう⁽²⁰⁰⁾。以上の事実のうち7～8反経営のA群農家が上下に分

解しているという想定は重要ないみをもっている。従来日本の戦前期の農民層分解が中農または小農標準化傾向をもつといわれたが、これが両極分解を意味するのか、それとも中農に集中化するのか、学界でかならずしも明確にはされてこなかった。むしろ後者のように考えられて

(200) 宇野弘蔵は「自小作農形態の特殊性」という論文のなかで、「多かれ少かれ自作地を所有する自作兼小作農がある程度までは高い小作料にしてもこれを支払って自家労力を十分に使用し得る経営面咳を獲得しようというのは当然であって、これが小作農家にとって不当に高い小作料となることもあり得るのではないであらうか」(宇野, 『宇野弘蔵著作集』, ⑧, 1974, 岩波書店, 46 ページ) といっている。この文章が所在する論文は1945年11月に発表されたものであるが、『宇野弘蔵著作集』, 別巻(1974, 岩波書店)に収録されている「未定稿Ⅱ」の「農家の構成」は斎藤晴造の解説によれば、1946年にかかれたものと考えられるという。実際それは自小作農の特殊性をより具体的に明らかにしたものとなっている。その結論部分には小商品生産者としてのもっとも発展した特質を明らかにしている。こういっている「自小作農はいうまでもなく自己の所有地に小作地を加えて農業経営をなすものであって、小作地の借入れは単純に企業家的立場において行われるものではない。それは自家労働力のいわゆる完全燃焼を基準としての借入れであると同時に経営耕地に対する所有の解放を目標とするものである。我が国農業の家族労作経営の根本は実にこの点にある。自作農がその発展の道を地主的経済に求め、農家としては往々にしてその積極性を失い勝ちとなり、小作農が地主に対してしばしば貧農的地位を強制せられる傾向にあることは、自小作農のこの農家としての積極的競争に圧倒せられるからに外ならない。商品経済を基礎とする自小作農経営の競争は、一面では家族労働の極端なる強化による生産物価格を通して、他面では自作地の援護による小作地の争奪によって、自作農、小作農にとって極度の負担を強いるのである。総耕地面積の半ば以上を経営し、農家戸数の四割五分にも達する自小作農は、その家族労作経営を以て、我が国農業に単なる生計のための経営でもなければ、また利潤のための経営でもない、一種独特の家族的経営様式を確立して来たのである。それは極度に家族的消費を節約し、また家族労働を強化するということに基礎を置くものである」(前掲『著作集』, 別巻, 479～480 ページ) と。ここに登場する1～2町自小作家族経営は増加しつつある農業生産経営としては最高の経営であって、「経営耕地に対する所有の解放」とは自作地の地代部分の一部を借入地地代に上乘せするといういみである。そうまでして家族労働力の完全燃焼ができるように小作地をとりいれて経営地の拡大をしようとするわけである。

きた。そうだとすればそれは分解とはいえない。私はさきに示唆したはずであるが、小農標準化傾向とは農業経営規模としては0.5~1町層が1~2町層の自作または自小作小農と、0.5町未満層の二兼農家とへ分解することをいみるとみている。小農標準化とはその上向運動が経営としては1~2町層の小農に向っての運動であって、そこで止まって、あとは地主化して農業生産の外部にでることをいみするのである。下向運動も経営としては二兼0.5町未満層どまりであって、そのさきは賃銀労働者として農業の外部に出てしまうのである。まことにリリパットの分解なのである。さきの0.5~1町層のA群農家は、とくにその自小作農はまさに分階層であったのであり、1~2町層のB群農家は上層に析出された上層農家だったのである。そしてそれ以上の階層は地主化して農業生産担当者ではなくなるのである。

こうして戦前期の農民は農閑期には賃労働兼業にでるか、炭焼きなどの兼業生産物の生産をとり入れるか、そうしたことをせざるをえないのである。その点では封建時代の農民が農業のかたわら家庭工業にも携わっていたことと同じである。ただ資本主義のもとでは家庭工業は少なくなつて、賃労働兼業が多くなつたわけである。そうした兼業ができないばあいには生活の仕方を極度におとさざるをえない。また生活の仕方をおとせば何とかかなりうるのも、賃銀労働者とは異なる小生産者の特徴であろう。賃労働兼業にでていく点が封建時代の農民と大きく異なる点であろうが、農業以外の稼ぎもしなければならぬことは共通しているのである。

こういうわけで多角的農業経営とか大規模農業経営とか、あるいは地主自作経営などをのぞけば大半の農民にあつては農業も兼業もその所得はそれに従事した労働日分の生活費しか保証しなかった。したがって日本の農民の大半をしめる水田単作地帯の農民は、農閑期には兼業労働

にでざるをえなかつたのである。そのことは小農民が小農民として農業を徹底的に商品経済的に経営することは無理であることをしめしている。いいかえれば農民の生産する農産物の価格は兼業労働をとりこむことを前提にして形成されていることをいみしている。ところがここでの大内は農民の自家農業労働の問題を兼業労働を抜きに論じうるものとして兼業問題を二次的な意味しかもたないものとしているのである。けれどもさきにみたように農産物価格が農業労働一日あたりに形成する価値が一日分の生活費(V)にしか当たらないということを基礎にして形成されるものとすれば、そして年間労働日のすべてを農業に投下することができないで、かつその所得がその投下労働日の生活しか保障しえないものであるかぎりには、残余の生活費は原則として兼業労働所得をもって賄うほかはないということになるのである。それは5反~1町層農家の農閑期兼業労働を前提にして農業労働の価値形成力が規定されていることによるのである。それはおそらく試行錯誤のうちにそうなつたはずである。以上はA群農家のばあいであつて、そこでは一日あたり農業労働所得が一日あたり兼業労働所得より大きくなりえた農家は上昇しB群農家に転化する。小さいばあいには一段下の0.5町以下層に転化して賃労働者の性格を強くする。B群農家、とくにその自作、自小作のばあいは兼業所得が仮になくても、年間生活が可能であつた。しかし農閑期がある以上は小生産者としては兼業機会があるならば兼業に従事しない理由はない。小生産者としてあらゆる機会を利用するはずである。またそういうような自己労働力の使い方は小生産者しかできないのである。しかしその経済的行動の選択幅を大きくしうるにはみずからの生活を最低限保証するだけの土地の所有者でなければならぬであらう。もちろん土地所有には国家をはじめとして府県、市町村から地租を徴

第 10 表 小作料と地租

		(円)				
		不生産的 経費の計	小作料	諸負担	うち地租	小作料 + 地租
A 群	自 作	91	14	54	27	41
	自小作	214	159	28	11	170
	小 作	265	240	11	2	251
B 群	自 作	128	14	79	44	58
	自小作	294	202	52	23	225
	小 作	423	370	18	4	374

注) 前掲『農家経済調査報告』による。1936 年。

- 1) 不生産的経費とは負債利子、諸負担、小作料、賃借料、販売費、その他よりなる。
- 2) 地租には、国税として、田税、畑税、宅地税、その他地税よりなる。府県税、市町村税にはそれぞれ地租付加税がある。ここの地租はその合計である。

収される。しかしその地租総額は第 10 表「小作料と地租」にあるように借地農の小作料にくらべるならば、その一割ていどである。小作料がいかに高いものであったことがうかがえるのであるが、それはそれで商品経済的運動の結果なのである。しかしそれを規定していたのはたんに小作農の土地借地競争の結果によるわけではない。その競争を小作農に強いた日本資本主義の後発国的性格に由来する過剰人口圧力を下地にして、さらに帝国主義段階への推転によって、いわば構造化された過剰人口的圧力がその基底に存在していたのである。

(4) 農業問題解決策としての「発展の法則」

過剰人口的圧力は帝国主義段階に入ると変化はしないのだろうか。すでに世界の有力資本主義諸国が 19 世紀末以来帝国主義段階に突入してから優に一世以上を閲している。今日のわれわれにとっては第二次世界大戦後の 1950 年代後半からの資本主義の高度成長は優に半世紀以上を閲している。帝国主義段階＝低成長とのみ規定することはできなくなっている。考えて

みると帝国主義段階とは自由主義段階を離れることを意味しているのであって、離れ方にはいろいろあっても不思議はない。今や大戦争という大破壊そのものが「人為的」生産関係の変革を意味している時代である。その生産関係の大変革が意図せざる生産力の高度成長をもたらしたのであって、こういうことも帝国主義段階には十分ありうることなのであった。帝国主義段階とは自由主義段階から離間するということなのであって、離れ方には戦争と平和ということもありうるのである。

日本農業が日本資本主義の成立・発展期に資本家的発展をなしえなかったのは日本資本主義がドイツよりさらに後進的な成立を余儀なくされたからにはかならなかった。明治末期まではそれでもきわめて弱いかたちで方向としては農民層の資本主義的に正常な両極分解の発生をみたのであった。しかし帝国主義段階に特有ないわゆる中農標準化傾向は明治末期から現れはじめ、とくに第一次大戦後にいたって明確にみられるようになった。その中心をなすのはこれまでみてきたような小商品生産農民としての資本

主義的対応であった。中農標準化傾向という農民層分解の特殊に矮小化された形態もその資本主義の発展の問題と関係がある。だが第二次世界大戦後には世界の有力資本主義諸国では農民層の分解も大きく変わることになる。佐伯尚美は「現代資本主義の下で、農民層分解にも再び大きな変貌が訪れることになる。かつて古典的帝国主義段階でみられた中農標準化現象が崩れ、再び新たな形態・性格の両極分化が開始されることがそれである」⁽²⁰¹⁾ といったのち、つぎのように日本をふくむ主要資本主義諸国に共通する現象としてとらえた正しい認識を示している。「それは自由主義段階におけるような農業内部における資本主義的経営の発展・拡大を意味するものではけっしてなかった。総農場数の急減にともない、いずれの国においても農場内部は、一部の専業的大経営と残りの大多数の零細兼業経営という二つの階層にますます明瞭に分化しつつある。しかも、この二つの階層はともに農業内部における資本=賃労働関係とは無縁である。前者は高度の資本装備をもち、その生産規模を一段と拡大してきているものの、その雇用労働への依存はむしろ低下きみである。これに対して後者は主として農業外企業に雇用される土地持ち労働者であるが、かつての“貧農”イメージとは異なってその生活内容は著しく向上し、いわゆる安定兼業農家化しつつあり、彼等の生活水準は場合によっては上層農家をも上回っている。要するに、一部の企業的家族大経営と大多数の安定兼業経営というのが、先進資本主義国にほぼ共通にみられる農民層分解の方向なのである。こうした新しいタイプの農民層分解をどうとらえるかというのが、現代資本

主義の農業問題を理解するキー・ポイントである」⁽²⁰²⁾ といっているのである。

この第二次大戦後の主要資本主義諸国に現れた農民層分解の新たな形をどうとらえたいかという問題を考えるとき、宇野が主張してやまない「発展の法則」という考え方が一つの有力な鍵を提供していると思われる。われわれがさきにみたように植民地米の移入にはなにゆえ関税をかけなかったということもこの「発展の法則」にかかわるのであり、日本における農民層の分解がさしあたり明確にブルジョワジーとプロレタリアに両極に分解しないのもその問題にかかわってくるのである。農民の労働は商品としての労働力の使用価値としての労働ではない。資本主義社会においては一面ではたしかにその小生産者の労働力の使用価値が価値を生むという結果をもたらすが、いつも必ずそうなるとはかぎらない。小農の生産物の価格が下がったからといってかならずしも農業への労働の増投をやめるわけではない。労働力が買った商品ではないからである。もちろんその低下も程度問題であるが、自己労働をある程度投下しつづけるのである。そのために農民の自己労働の価値形成力は低下を避けえないことになるのである。このばあい後進諸国の、あるいは特殊先進国のアメリカの安価な農産物を原則制限抜きに輸入することは国内農民の貧困化を招くものとして、これまで抑制されてきた。しかしこれでは農民の貧しさからの解放はなしえないこともまた事実である。農業の労働生産性をあげるには原則として一戸当たり経営面積を拡大する必要があるが、そのためには土地総面積が一定である以上は農民総数の減少が前提にならざ

(201) 佐伯、前掲『農業経済学講義』、57 ページ。なおここでは中農標準化を通説と同様に両極分解とみてはいないようなのであって、私の理解とは異なっている。

(202) 佐伯、前掲書、58～59 ページ。なおここでは上層農はいわば大型小農であるという捉え方をしているが、条件次第では小資本家的経営にもなりうると考えていいのではないと思われる。

るをえない。そこで発想の転換をして、安価な農産物輸入を制御しつつ敢行して、食糧費を低位に抑えつつ賃銀労働者の雇用を拡大せしめ、工業を発展せしめて、工業製品を後進農業諸国等に輸出して、ますます農民の賃銀労働者化を促進させる。つまり工業製品を輸出して農産物を輸入するという、自己を工業国とし、他を農業国とする関係の実現、これが宇野の「発展の法則」であって、主要資本主義諸国は資本主義発展の段階のいかんを問わず、事実上これまで外的関係を自己に有利に利用して発展してきたのである。後発資本主義諸国がその農業問題を根本的に解決するにはこれしかないのもまた事実なのである。そうしないかぎり農民を莫大な財政資金をもって保護しつつ、それにもかかわらず結局は保護しえずに、しかもかりに保護していても農家数を減少せしめない以上、結局農業問題を解決することにはならないのである。その解決策が宇野の「発展の法則」説なのである。

5 「発展の法則」と農業問題

(1) 宇野「発展の法則」の基本

宇野弘蔵に資本主義全期を包摂するものとしての「発展の法則」という考え方がある。封建社会において農業と工業とが合体していた状態から工業が分離され手工業として独立化しつつブルジョア革命をへて資本主義が成立した。その後も資本主義体制をリードしたのは工業である。その工業の発生・発展・変質の歴史的展開に応じて、農業も資本主義的変容を余儀なくされた。その資本主義がもっとも順調な発展をみた産業資本時代を代表するイギリスは、みずからを工業国とし、他を農業国とする関係をとることによって資本主義の加速的な発展を実現したのであった。その農業国は資本主義の後進国であるが、農産物を工業国に輸出することに

よってみずからの工業資本主義化を実現したのであって、農業国にとってもとくに不利だったというわけではない。むしろ工業化を促進しえたのである。それはすでにのべたようにリカードの比較生産費説が明らかにしていることであって、工業国はみずから農産物を生産するかわりに、工業製品をいわば追加生産し、農業国に輸出し、その見返りに農産物を輸入するほうが有利であり、農業国も同じ理屈で未発展の工業製品を生産するかわりに農産物を追加生産し、それを工業国に輸出して、その見返りに工業製品を輸入するほうが有利だった。もちろん後進国はいつまでもそこにとどまるわけではないが、当面は工業資本の蓄積がある程度達成されるまでは農業国にとどまることになるであろう。重要なのはこの過程のうちに工業国では安価な農産物が輸入されて、農民層の分解が激化促進され、農業経営を放棄せざるをえなくなった土地を集中して、資本家的大農業経営体が増進、または発生することにある。零細農業経営が脱農せざるをえないし、また工業の発展もその輸出増大によって加速されるから賃銀労働者の雇用も増大する。それは零細農民の脱農を容易にするから単位農業経営面積の拡大を容易にするのであり、その延長線上に資本家的農業経営の新たな出現も可能になるであろう。後進国がより後進的な国にたいして同様なことをすれば、規模は小さくなるであろうがほぼ同様なことがおこるわけである。

これは偶然そういう関係ができたということによるのではない。もともと商品経済は共同体と共同体との間で発生したということは、その商品がそれぞれの共同体にとっては余剰生産物だったからであって、商品経済にとっては本来の関係なのである。そしてこうした関係の展開のうちに、工業国においても農業の資本主義的発展ないしその傾向をみだし、農業国においても工業の資本主義的発展をみるようになるので

あった。そしてその資本主義的発展いかんによっては農業の資本主義化も可能になるであろう。ただ共同体と共同体との間のたんなる関係とは異なって、農業から分離された工業製品が出現したところに、たんなる共同体間の関係とは異なるところがあるのであって、そういう工業品はより必需品的な農産物とは異なって、すべての共同体においていっせいに余剰化するほどに生産されるものではない。工業品はこの点で農産物とは異なるわけである。農業と分離された工業製品はどこの共同体でもいっせいに造られるというものではない。先進国のイギリスではじめて造られたのであり、それゆえいわば工業品生産で史上はじめて先進国、後進国というちがいが発生したといっていいいであろう。そしてそういうちがいが同時代に並存して商品経済的に「平等な」競争を展開せざるをえないことが、工業国対農業国という関係を形成したのであって、それはけっして資本主義にとってたんなる外在的問題ではないのである。もともと資本主義はかかる外的関係から発生し、内部をも「外的関係」たらしめているのである。

こうした歴史的事実を基礎にして宇野が主張したのが、農産物を輸入して工業製品を輸出するという資本主義「発展の法則」なのであった。それはもちろん資本主義の発展期としての自由主義段階で明確に現れるのであるが、のちにみるように資本主義全期をつうじて存在する歴史貫通的法則として宇野はとらえている。だが工業国対農業国の関係は資本主義の先進国と後進国との立場におかれるのであって、それは先進国型と後進国型という固定化した関係になる。

生産力の発展テンポは工業のほうが早いからである。先進国型は農業まで資本家的商品経済に包摂されるのにたいして、後進国型では資本家的商品経済と多かれ少なかれ小生産者的商品経済とが並存する関係のなかにあって、後進国型は先進国型に収奪される関係が発生するのであって、後進国型においては農民にとっては、一方では過剰人口が堆積して工業労働者になる道が狭く、他方では農産物価格が低水準であって貧しい生活を強いられることになる。先進、後進のちがいはこうして資本主義の型をも規定するのであって、それはかつて日本の学界を支配していた思想が主張していたようにたんにブルジョア革命が不徹底だったからではなく、不徹底にならざるをえなくさせた歴史的必然としての資本主義特有の後発性によるのである。

以上にのべたことは宇野の「発展の法則」説から私が学びとったことなのであるが、以下ではその宇野説を直接検討しよう。その「発展の法則」が論文で直接展開されているのはつぎの四点の論文である。発表順にいうと、第一は「資本主義の成立と農村分解の過程」（1935年）であり、第二は「農業問題序論」（1947年）、第三は『恐慌論』（1953年）の序論の「二 恐慌論と外国貿易」であり、第四は「日本資本主義の特殊構造と農業問題」（1959年）である⁽²⁰³⁾。なおこれ以外にもいくつか「発展の法則」に言及したものがあがるが、それはそのつど指摘したい。

では宇野の「資本主義の成立と農村分解の過程」における主張をみよう。資本主義にはつねに資本家的商品経済を進化拡大しようとする経

(203) 宇野、①「資本主義の成立と農村分解の過程」、初出は『中央公論』1935年2月号、のち『農業問題序論』、1947、改造社、『増補 農業問題序論』、1965、青木書店、に収録。②「農業問題序論」、前掲『農業問題序論』および『増補 農業問題序論』に収録。③『恐慌論』、岩波書店、単著のなかの一節。④「日本資本主義の特殊構造と農業問題」、東畑精一・宇野弘蔵編『日本農業の全貌第四巻 日本資本主義と農業』、1959、農林省農業総合研究所、のち前掲『増補 農業問題序論』に所収。ただしここではいずれも『宇野弘蔵著作集』、⑧〔農業問題序論〕、1974、岩波書店、より引用する。

経済的運動が存在する。いいかえれば社会を商品経済的に純化しようとする性格がある。条件さえあればそれをとらえていわば商品経済の筋をとうそうとする。その動きは資本主義の発生期、発展期においてそうであったように商品経済の運動が既存の障害物を突破して発展しようとする。資本主義はこの運動そのものを後進国の条件や帝国主義段階への転化による障害をうけながらも、いわば忘れないのである。そのことを論じたのが宇野のこの論文である。その結論部分でこういっている。「かくて後進諸国の資本主義の成立は、その必然的前提となるべき農村の分解を、部分的にはむしろその発展の結果として種々なる形を通して、政策によってあるいは促進的にあるいは停滞的に一般的には慢性的過程として実現してゆく。勿論それぞれ特殊の国においてこの過程自身は特殊の形態をとるのであるが、しかしそれは資本主義そのものがおのおの特殊の法則によって発展するという意味にとってはならない。資本主義はイギリスにおいても戦前のロシア、ドイツにおいてもまた日本においても同様なる発展の法則をもって発達するのであって、それが阻害され、歪曲されるところに各国の特殊性があるに過ぎない。また実際なくなければ、これを経済学的に分析

することは不可能であり無意味であるであろう」⁽²⁰⁴⁾ と。念のためにいえばこの「発展の法則」はいつでもそのまま貫徹するというのではなく、資本主義の爛熟期においては阻害されながらも作用しているといういみなのである。またイギリスより遅れて資本主義の成立をみたドイツや日本ではイギリスにたいする後進国として農産物（ドイツは小麦、日本は米、繭、生糸）を輸出したのであって、それはそれで後進国の資本主義の発生の型なのであった。それは一般的に後進諸国が資本主義の発生期にとる方法なのである。イギリスは世界最初の資本主義の発生国として農産物（羊毛）も工業製品（毛織物）も輸出し、金銀財宝を手に入れたのであった。そして資本主義の発展期は農産物（綿花、食糧）を輸入して、工業製品（綿織物）を輸出するという資本主義の典型的な発展を実現したのであった。いずれにしても資本主義の発展段階によっては「発展の法則」は阻害されることもあるが、つねに作用しているといういみなのであって、そのいみでは原理論の諸法則と同様に歴史貫通的法則だというのである。この「発展の法則」は1948年公開のさきにみた『日本における農業と資本主義』（1948）という討論会の記録においても語られているし⁽²⁰⁵⁾、『宇野弘藏著

(204) 宇野、前掲、『宇野弘藏著作集』、⑧、41ページ。

(205) この書の第二部「論争点の究明」の一「農業を動かすもの」のはじめのほうでつぎのような興味深い討論がおこなわれている。「宇野 農村なり農業なりの問題も資本主義の中で農村がどうなっているかということに中心があるのであつて、資本主義全体の発展の問題でしょう。農村を資本主義から離して農村固有の問題としてしまつたり、或は独自の発展の問題としてしまつては、問題の点が全く偏つた考え方になつて来る。例えば農村独自の発展を保障するというのが政府の政策としても、それがどういう目標を有しどういう結果となるかは、農村固有の或いは独自のものとして扱うことは出来ない。だから大内（力——犬塚）君のいわゆる資本主義の影響にしても、之をある程度緩和しながら、資本主義に適応したものにしようということになつたとしても、それは農業の発展には之を阻止する方の影響が強くなつて来るということにもなる。しかもそれは又同時に動かすもの自身が実は分解を促進するという結果を齎すことにもなる。／大内 むろんそういう面もあるでしょう。いかに農民の分解をチェックしようとしても、他方ではともかく商品経済に農業を適応させてゆかなくてはならないわけですから、そうなれば分解を促進することにもなるのは当然です。それは矛盾には違いないけど、事実の矛盾なんだからしょうがない。／宇野 だから分解が行われてゆくということも決して単独の過程としてではない。これは農村と都市の工業を比較すると、それは受動的な面が非常にあるけれども、それに対応して分解して

作集』別巻の未定稿「農地制度改革は何故行われるか」⁽²⁰⁶⁾ においては政策提案として主張さ

いるのだから……全体の資本主義の発展進化からいえるとしても分解せざるを得ないというところに意味があると思う、日本の農業もそういう点では資本主義に対応した過程をとっているのだから、受動的といえれば農業全体が受動的だともいえる。之を動かすものは日本の資本主義だということにもなる。／大内 大体今までの日本の農業政策そのものなるべく資本主義から農業を切断して小農を維持して行こうという考え方だった。少くともイデオロギー的にはそうだ。しかし実際には、政府がそのつもりでやっていることが案外反対に小農を分解させている場合もむろん多いでしょう。むろんうまくチェックしえた場合もあるかもしれないけれど。／宇野 そういう場合もやはり資本主義的な分解を促進している面が必ずある。／大内 それはたとえば東畑先生のいわれている国家がウンターネーマーであるという一つの証拠としてたとえば品種改良というような事業、これは農事試験場が専らやっている。そういう意味で新しい生産力をつくるべき力は国家がもっているという考え方だと思うのです。そしてこの新しい生産性の高い品種を農家に用意させれば、農家の経営が少くとも一時的には立ちなおつて、小農維持の目的は達せられるでしょう。しかしその新しい品種を農家に押しつけて経営のなかに入れば、商品化がますます進む。そういう意味ではやはり一方では農村は分解する。／宇野 農村がある程度資本主義の下で分解するというのは、これはむしろ資本主義自身の発展の法則じやないですか。それを農村なり、農業だけを別にして動かすもの、動かされるもの、というものを決めることはちよつとむずかしいのじやないかと私は思う。まあしかし資本主義に対して受動的な面のあるということはいつていいでしょう。一般的にいえば、……。そしてまた政府の政策としても、これも受動的な面である点を緩和するという方で農村の対策が立てられている。こういうことはいえるので、それが果たして農業問題、農村問題を解決する途であるかどうかということとは非常に疑問になつてくる。／大内 一般的にいって、いままでの農本主義者はいうまでもないのでけれども、それ以外の考え方でも……殊にたとえばマルクス主義的な経済学者の考え方でも農村というものを切離してしまつて、農村の内部だけでもものを考えるという傾向は非常に強い。／宇野 どうしても日本の農村を考える場合に資本主義の中の一つの農村、農業、というふうに考えなくちゃならん。こういう結論になると思うですね。しかし問題はそれから先きにあるわけで、日本の資本主義が特殊の歴史をもつて発達して来ている、そのために農村の分解も特殊の性格をもたざるを得ない。此処でも亦農村の特殊性から資本主義の特殊性を規定するという考え方もある（同書、154～158ページ）と。以上の討議をあげたのは、日本資本主義が小農制をかかこんでいるのは、日本資本主義が資本主義としてなお発展していることを前提にしたうえのことであることを明確にしたいためであるが、この引用のなかで、宇野と大内とのちがいがいわば視角のちがいでもあることがうかがわれる。すなわち大内にあっては日本の農民層の分解は阻害はされているがそれでも分解そのものは展開されていることが強調されているのに対して、宇野にあってはその両極分解の動きそのものはあるが、それが阻害されている点が強調されている。大内が原理論に偏った見方をしているのに対して、宇野は段階論的視角から規定しているわけである。大内の考え方からは、直接農民の保護政策の必要性がでてくるが、宇野の考え方からは一方では農民を保護しつつ他方では分解をすすめる政策をとるといふ、一見矛盾する二方面政策をとるといふことになる。この点はまたのちに問題にする。

(206) 宇野、『宇野弘蔵著作集』、別巻、未定稿Ⅰ「一 農地制度改革は何故行われるか」の最後につきの文章がある。「この問題（農地制度改革の問題——犬塚）も単純に国内問題として考えることは、真にその解決を求める所とは言えないであろう。寧ろかかる世界史的意義を明確にし、その方向に解決が求められて始めて、外部から与えられた問題としてでなく、国内問題としても正しい方向を探り得ることとなるわけである。この観点からすると例えば八千万の人口を有する我が国が、従来の外地を失った今後の経済において、その食糧をいかにして自給達成するかという方向が、果たして正しいか否かは甚だ疑問である。少なくともかかる目標を予定してかかることは、いわゆる農本主義に陥る危険を免れないであろう。勿論、今後の日本の農業或いは食糧問題をいかに解決するかを放置してよいというのではないが、世界経済に参加する型態とその実質的關係とは、まったく不明確なるままで、今後の方向を決定するのは、一層無責任と言わざるを得ないであろう。／したがって農地制度改革も、現在のところは他の諸問題と同様に、例えば財閥の解体、或いは労働運動の解放と同様に、従来の封建性

れている。そこでは宇野独特の見解が表明されている。食糧自給説に反対しているのであるが、その根拠にこの「発展の法則」がおかれているように思われる。

宇野はさきほどの引用につづけてつぎのようにいっている。「後進諸国が資本主義化を開始したときイギリスの資本主義そのものは、……そのメダルの裏側を明らかにしていた。しかし後進諸国にとっては外面的にはこの方法を輸入しない限り資本主義国の農業国となってその分解を受けなければならなかったのであって、それは善いことか悪いことかの問題ではなかった。それかといってこれを学校教師ふうにしてその短所を棄てて長所をのみとすることは許されなかった。また内面的にもかかる輸入をなし得る国として多かれ少かれすでにその準備を有していたのであって、それは旧社会の崩壊と同様の必然性でもあった。それと同時にその移植はそれぞれ特殊な形態をもってしばしば顛倒された順序をもって行われ、農村の分解はその最も極端なる形態を強制されるのであった」⁽²⁰⁷⁾。この「後進諸国が資本主義化を開始したときイギリスの資本主義そのものは、……そのメダルの裏側を明らかにしていた」というときの「メダルの裏側」とは後進諸国が先進工業国にたいして農業国の位置にあることをさしている。それにたいして後進国は先進国から綿工業機械を輸入することなくしては農業国の地位から脱却することができない。しかしそのことは農民層の分解を前提にして資本主義が成立するという本来の順序からは「顛倒された順序」を踏まざるをえなかったことを意味する。その

結果、後進諸国では農民層を多数残したまま資本主義が成立することになったというわけである。これも資本主義の「発展の法則」の後進国における現れである。宇野は日本資本主義の特殊形態の究明の前提として「一般に後進国としての規定を明らかにする」必要があったのであって、「それは資本主義が種々なる歪曲を受けながらも自己の発展法則を貫徹するものであるということを理解するために、必ず先ずなされなければならないからである」⁽²⁰⁸⁾ といって筆を擱くのである。

(2) 宇野「発展の法則」論の展開

「周知の通り十九世紀中葉の『世界の工場』としてのイギリスは、大陸諸国を農業国にすることによって実現せられたのである。さらにまたこれらの諸国が工業国化した十九世紀後半には、世界的に植民地的農業国がその農産物をもってこれを補充したのである。われわれはかかる過程の内に資本主義の発展が、農業自身をいかに処理して来たかを知ることが出来る。それは決して資本主義の内部における根本的解決を与えるものではなかった。難点は常にこれを外部に押しやることによって片づけられて来たのである。／勿論、資本主義は、農業におけるその発展を実現しなければ、一社会制度としての自己を主張し得ないというのではない。工業における資本主義の発展と共に、農業もまたその工業を失うことによってその旧来の社会関係を維持し得ないものとして、むしろ資本主義の発展に即応した変化を示さざるを得なかったのである。資本主義的工業はその国内に農産物を

格の払拭という消極的改革に主眼があるものと考えなければならない。なお著しく不明なる今後の方向を予定してかかることは、反ってこの主要問題を曖昧にすることともなるのである。少くとも壘余の方策はこの線に沿って展開せられ、制約されるものでなければならない」(前掲、『宇野弘蔵著作集』、別巻、426ページ)。ここで宇野は工業・農業を復興させつつ、工業品輸出、農産物輸入の政策を提唱していた。

(207) 宇野、前掲書、『宇野弘蔵著作集』、⑧、41～32ページ。

(208) 同、42ページ。

十分に得られなければ、国外にこれを求めて発展するということが、何らの困難を有するものではない。実際また一般的にいて国内工業の発展は外国農産物の輸入を必至とするのであった。……特に機械的大工業の発達、手工業の場合と異ってその原料を外国に求めざるを得なかった。イギリスの羊毛工業が問屋制度乃至マニファクチュア制の下にあっては、国内に羊毛を生産し得ることがその発展の有力な根拠となったのに反して機械工業の下に発展した綿工業がその原料を外国に求めたのは、決して偶然のことではなかったのである」⁽²⁰⁹⁾ という文章は、宇野弘蔵がさきにみた「資本主義の成立と農村分解の過程」につづいて1947年に発表した「農業問題序論」の最初の部分にある文章である。1947年といえは農地改革がその緒に付いたばかりの年である。

ここでまずつぎのような疑問がうかぶ。自己を工業国とし、他を農業国として資本主義は発展するという宇野のいわゆる「発展の法則」がここでは先進国イギリスを例にとつてのべられているが、その限りではなんら疑問をはさむ余地はない。そのことが「それは決して資本主義の内部における根本的解決を与えるものではなかった」とはどういう意味なのか、このかぎりではよくわからない。その根拠がここではしめされていないからである。事実、さきに引用した宇野の文章にあるようにイギリス資本主義の発展は「発展の法則」によって説明できる。イギリス資本主義発生期の羊毛工業は半ば農業と結合していた手工業としてその原料たる羊毛はこれを国内に求めざるをえなかった。これにたいして農業から完全に独立した綿工業においては工業的生産の自立的発展が可能となった。農業においては資本主義的経営が可能であってもその生産力は工業のばあいとは異なつて小生産

者たる小農の生産力との格差は、とくにその初期においてはそれほど大きくはない。それに加えて農業生産には農繁期と農閑期とがあつて、資本主義的経営には不向きな性質がある。個別資本にとってはすべての分野を資本主義的生産をもって支配しなければならないという義務はない。より利益があがる分野を選択していいのである。あえて小農と無用な競争をする理由はない。イギリスにおける資本主義初期の農業保護政策は農業生産者の保護というよりは土地所有者の利害にもとづくものであつた。こうしてイギリスにおける資本主義の発展期は、自己を工業国とし、他を農業国とする関係を通して展開されたのであり、またすでにわれわれがみた日本の戦前における植民地、朝鮮と台湾からのそれぞれの総督府による米の無関税移入政策の真意もまたそこにあつたからである。

そして宇野は同じ趣旨のことを後進資本主義国の発展過程についてもものべている。すなわち「後進国の資本主義は、イギリスの繊維工業において完成されたものを輸入したばかりではなかった。新たに鉄工業を中心とするいわゆる重工業をその基礎としたのであつて、産業における株式会社制度を極度に利用するものとして行われた。高度の資本の有機構成を有する産業が、比較的容易に採り入れられたのもそのためであるが、それがまた農村の分解をイギリスのように徹底的に実現することなくして済むことになつたのであつて、農業問題はいわゆる自由主義によって経済的過程に放任することを許さないものがあつた。それと同時に資本主義自身も株式会社制度を基礎とする金融資本によって新たな展開を示していた。例えばドイツにしても農業人口が十九世紀八十年代には、今日の日本と同様に四〇パーセントを占めていたのであつて、十九世紀初期にすでに一〇パーセン

(209) 宇野、『宇野弘蔵著作集』、⑧〔農業問題序論〕、12～13ページ。

ト台に過ぎなかったといわれるイギリスとは、非常な相違を示している。関税その他のいわゆる農業保護政策が、どの程度農業一般は勿論のこと小農自身にも有利に役立ったかは別としても、少くとも外国、とくに米大陸その他の全く異った条件の下に生産される穀物が比較的安価に輸入される限り、暫時的にでも彼らの生産の現状維持に役立つものと考えられたのは当然である。かくて、鉄関税その他のいわゆるカルテル関税と共に採用された穀物関税その他の政策は、当時のいわゆる帝国主義的政策を特徴づけると共に、他方では農業恐慌として現われた異常の状態を緩和する手段とされたのであった⁽²¹⁰⁾。だがそれにもかかわらず農業恐慌は解決されなかった⁽²¹¹⁾。ドイツではイギリスとは異なって穀物の生産は減少しなかったのであり、さらに東欧からの安価な穀物が穀物関税を飛び越えてドイツに流入してきたのである。ドイツの農業問題は「工業の発展と共に労働力の不足という形で現われた。勿論、地方によって種々その事情を異にしはするが、一般的に言ってそれは大経営における賃銀労働者にのみ限られるものではなかった。小経営もまた労働力の工業への流出によってますます家族労働力依存に追いやられることになったのである。そしてそれはまた農業の機械化を阻害することとならざるを得なかった。今世紀(二十世紀——犬塚)に入ってから価格の恢復が、前世紀末の恐慌状態をやや緩和したことは事実であるが、しかしそれはなお一層困難なる問題を準備する期間に過ぎなかったのである。/ 第一次大戦中米大陸その他の農業生産の拡大は当然のことであるが、戦後において欧州諸国の復旧と共に、農産

物は世界的に過剰状態に陥らざるを得なかった。多くの国々は戦後の需給関係に適応した調節をなしえなかったのである。しかもこの過剰状態は、単に穀類に留まるものではなかった。十九世紀末の欧州の農業恐慌に対応して現われた例えば酪農、糖業等への発展自身も、大戦中に他の新たな諸国によってその地位を脅かされることとなったのであって、農業部門にあつてはすでに二九年の大恐慌以前に、世界的規模における恐慌状態に陥りつつあった。農業問題はもはや個々の国々の問題ではなくなって来たのである」⁽²¹²⁾。こうして19世紀末以後、ドイツでは自己を工業国とし他を農業国とする「発展の法則」は歪曲されて現れ、第一次大戦以後はその歪曲は世界的に拡大され、世界農業問題となったのである。

日本の農業問題も大正末期以後、世界農業問題の一環として現れた。いまや資本主義の発生、発展は世界的な現象となり、資本主義諸国はその発展とともに、農業部門を互いに外部に迫いやろうとして、それを果たせず、農産物過剰は世界的な広がりをもせるようになった。もはや資本主義諸国は自国農業構造の改革を工業製品の輸出のみをもっては解決しえないところに追い込まれるにいたっていた。日本についていえば小農的、過小農的農業の資本家的農業への転化が課題になっているともいえるのであるが、いまや小農制農業そのものが危機に面しているのである。小農制農業が危機にありながら解体もできず、発展もできない状態に追い込まれているのである。およそこうした問題をどう位置づけるかということについて、宇野はつぎのように説いている。「わが国の農業問題も、

(210) 宇野、前掲書、14 ページ。

(211) エル・イー・リュボシツ『農業恐慌理論の諸問題』、農業問題研究会（代表者 村上保男）訳、1952、農林統計協会、73 ページ以下を見よ。常盤政治『農業恐慌の研究』、1966、日本評論社、134 ページ以下を見よ。

(212) 宇野、前掲書、15 ページ。

……世界的の問題と切離されてあるわけではない。わが国資本主義がいかに特殊な事情の下に発展して来たとしても、依然として資本主義的發展の一般的原则に支配されているのと同様に、農業問題も世界的農業問題の特殊な表現に外ならない。農業問題を資本主義發展と切断して論ずることはすでにしばしばその誤謬を指摘されて来ている。しかしまたそれは単に一国の資本主義の特殊の事情によってのみ理解し得られるものでもない。……/資本主義が例えば衣料生産部門を支配的に把握するということは、それが全衣料生産でなく、その一部門にしてもその重要な部門であれば、全部門にわたる支配的地位を獲得しうるのと同様に、農業に対しても、これを単に生活資料の一部分が商品として買入れられるに過ぎないという関係に置くものではない。商品經濟が生活資料部面に侵入することだけでもそれはすでにほとんど革命的变化をとともなわずにはいないのであるが、農業自身の労働力をなんらかの関係で吸収しながら農業と結合されて行なわれて来た工業が資本家的に經營されることになる、その影響は決定的になる。……農村の生活資料自身がこれによって商品經濟化するとはいえなかった。資本主義的生産が始めてこれを実現したのである。/それと同時に農村においても中世紀的、封建的生産関係はその基礎を失うことにならざるを得ない。少なくとも一国の經濟の重要な基本的生産部門が資本主義的に經營せられるためには、これを阻害するがごとき旧封建的关系をそのまま留保することは許されない。實質的に新たなる資本家的生産関係が直ちに他の部面をも支配するというのではないが、しかし形式的にはその部

面にもこれに適応した形態を認めざるを得ない。實質的には中間的な、過渡的な、あるいは過去の生産様式が残存するにしても、形式的にも同様の遺物があるとはいえない。いい換えればそれは直接的にかつ積極的に新たなる生産方法の展開に障害となるがごときものとしてあるわけにはゆかない」⁽²¹³⁾と説いて、つぎのように展開する。「小農經營が単に商品經濟に接触するというだけでなく、その依って立つ基礎を資本家的工業によって奪われるということは、多かれ少かれその労働力自身をも資本主義のために自由に使用し得る形態におかざるを得ないものにする。それは勿論、直ちに資本家的生産関係の下に賃銀労働者化するとはいえない。しかしまた土地所有関係もかかる事情の下にあっては旧来の封建的なものに留まることは出来ない。勿論、これも資本家的經營に対応した新たなる形態を実現するとはいえないが、少なくとも小農經營にかかる転化を許すものにはならなければならない。土地商品化の一般的必然性もその意味において始めて理解され得るのである」⁽²¹⁴⁾という。小農經營にいかなる転化が現実に残されているかについてはここでは語っていないが、ただ「わが国農業の生産力がいかなる要因によって決定されるかは非常に重要な問題であるが、しかしそれは決してわが国資本主義と無関係に考えらるべきものではない」⁽²¹⁵⁾というヒントを与えている。いずれにしても「わが国資本主義を通して世界的な農業問題の特殊の表現ともなつて来ているのである。いわゆる昭和農業恐慌は、決してわが国のみに限られる現象ではなかったのである」⁽²¹⁶⁾といったのち、つぎの「結語」をもってこの「農業問題

(213) 宇野、前掲書、16～17ページ。

(214) 同、17ページ。

(215) 同、17～18ページ。それに関連する宇野の論文には「自小作農形態の特殊性」(『宇野弘蔵著作集』、⑧、所収)と未定稿Ⅱ「農業の構成」(『宇野弘蔵著作集』別巻、所収)がある。

序論」という論文を結ぶのである。「要するにわが国の農業問題もまた世界資本主義が処理し得なかった問題を特殊の形で問題にして来たものとして理解しなければ、真にその解決を求め得る方向にあるとはいえない。それは資本主義がみずから解決し得ないままに、そのいわば外部に押しやって来ただけに、資本主義自身の矛盾を最も深刻に包含しているものといえるのである。社会主義が農業と工業との結合を主張する点もそこにあるといえよう」⁽²¹⁷⁾。

われわれがさきにだした問題、「それは決して資本主義の内部における根本的解決を与えるものではなかった。難点は常にこれを外部に押しやることによって片づけられて来たのである」とは字野にあっては問題提起ではなかった。結論の予告だったのである。現実には有力資本主義諸国のそれぞれが自己を工業国とし、他を農業国としてのみ発展しえたのであって、資本主義諸国は当然のことながらついに農業問題を世界的なものに転化せしめて⁽²¹⁸⁾、みずから解決しえないものにしたことをこそ結論として最初に提示していたのであった。農業を外部にだすことはけっして解決ではなく、解決からの逃避でしかなかったのである。個別資本にとっては

それを解決する義務はないとしていたのであって、下部構造としては解決しえない問題であり、世界的政治の問題になったのである。主要有力資本主義諸国はかくてみずからの内部に危機に陥った小農的農業を、イギリスにあっては資本家的農業でありながら危機に陥った農業を、抱えこみながらなおかつ他を農業国として自己の勢力圏のもとにおこうとして争うことになったのである。それはもちろん農業問題の根本的解決の道ではなかった。

(3)「発展の法則」と外国貿易

イギリスにおける資本主義の成立が現実にはイギリス一国のみで自立的に実現されたものではないことを字野はつぎのようにいっている。イギリスが「純粹の資本主義社会を形成する方向に進みつつあったということも、実はイギリス自身を工業国とし他の諸国を農業国として、その工業品の輸出に対して農産物を輸入することによってイギリス自身の資本主義化を、農業自身の資本主義化を含めて、実現したというのであって、決して他の資本主義的にはなおおくれた国々との貿易関係を通して結ばれた社会的な関係なくして得られたものではな

(216) 字野、前掲書、20 ページ。

(217) 同、20 ページ。

(218) 農業をも資本家的生産として展開させているほとんど唯一の国としてのイギリスにおいても、森建資によれば、「イギリス政府が現代的な意味での農業政策を始めるのは、ドイツの潜水艦作戦によって食糧輸入途絶の危険にさらされた第一次大戦中からである」が「農業にたいする国家の介入が本格化するのには、第二次大戦の勃発を待たなければならなかった。開戦後、政府は基幹的な農産物の価格を公定し、それらの販売に責任を持ち、牛乳やバターなどの配給を開始した。こうした政府の政策は戦時経済運営を根幹から揺るがしかねない重大な難点を含んでいた。政府は生産費を上回る生産者価格を保障するといった形で食糧増産を図ろうともくろんでいたが、生産費中最大費目であった労務費が増大していったのである。そのために、農産物の生産者価格は絶えず上方に修正されることになった。小売価格を抑制する必要に迫られていた政府は、生産者価格と小売価格の差額を補填するために膨大な財政支出を迫られた」という（森建資『イギリス農業政策史』、2003、東京大学出版会、「序」、ii～iii ページ）。第一次大戦後資本家的農業経営も政策的支えがなければ維持しえない状況に追いこまれたのである。小農制農業をかかえた他の資本主義諸国と比べるならば、イギリスにおける農業問題の発生がだいぶおそく、いわゆる国家独占資本主義体制への転化の時期になってからだといえよう。この時期に農業問題は世界農業問題になったわけである。

い」⁽²¹⁹⁾。そしてそのことが、原理論で外国貿易を捨象しなければならないことと密接な関連があるというのであって、「それは簡単にいえば、資本主義社会が対外関係と同じ原理をその社会の原理としているということである」⁽²²⁰⁾ という。もともと商品経済は社会と社会との間に発生するものであって、社会の内部から発生するものではない。商品経済は「いわば社会にとって異質的なものとして、いい換えれば他の社会との間に生ずる関係をその内部に或る程度反射的に採り容れることに外ならなかった。……商品経済の滲透するにしたがって、その社会は一方では本来商品経済を目的とするとはいえない生産過程における生産力をも増進しつつ、他方ではまたかくの如き生産過程に対応した政治的、宗教的等々のいわゆる上部構造にも変化を齎さずにはいないのであるが、生産力の増進によってその社会の基本的関係が資本主義的に変化せしめられる方向をとらない限り、商品関係は異質的なものとして留まらざるを得ない」⁽²²¹⁾。このばあい資本主義を確立した工業国が、いまだその確立をみないが下部構造が上部構造による支配から脱出している後進国から食糧や綿花などの農産物を輸入するならば、後進国はそれでえた貨幣をもって先進国から工業品を輸入することができるわけであって相互に利益がもたらされる。もっともそのばあい後進農業国においては農業生産力が余剰をだしうるぐらいの高さになっていることが前提されるのであるが、こうした交易関係を通じてその生産力の上昇が促進されることにもなる。このことは宇野がいうように唯物史観が確立される根拠と

もなるのである⁽²²²⁾。

中世、近世を通じて西ヨーロッパ大陸を中心として長期の商品流通の時代がつづき当時その辺境に位置していたブリテン島で、16世紀以来商品経済がようやく生産過程をとらえつつ発展したとみていいであろう。もともと封建社会の中心からは辺境の位置にあり、しかも島国であったイギリスで商品経済が生産過程をもっとも早くとらえたというのはその封建制が緩いものであったことが封建制の解体を相対的に早め、そのことが新たな生産力を生みだし、資本主義への転化をもっとも早く、かつ典型的なものとしたとみていい。商品流通というその当時の本来の生産関係とは異質の生産関係が新たな生産力を生み出したわけである。かくて「資本主義社会がその社会の基本的原理を商品経済をもってするということは、他の社会との関係を商品経済をもってしながら、自らはそれと異った原理をもってする社会と異なって、一方では自らの社会の経済的過程をそれ自身に動くものとして純粋な形で取扱うことを可能にすると同時に、他方では実際上は対外的な商品交換の関係をもって発展しつつあるにも拘わらず、その社会の全面的な資本主義化の傾向を基礎にして、全社会の資本家的商品経済化を想定し得ることになる。対外的な商品関係が、もはやその社会の原理と異質的なものではないからである」⁽²²³⁾ ということになる。このことがなにを意味するかといえば、「十九世紀中葉のイギリスにおいて工業品に対して輸入される農産物は、イギリス自身において資本家的に生産さるべき農産物に代って工業品が生産されるという

(219) 宇野、『宇野弘蔵著作集』、⑤〔恐慌論〕、1974、岩波書店、36ページ。『恐慌論』の序論の「二 恐慌論と外国貿易」にある文章である。

(220) 同、37ページ。

(221) 同、同ページ。

(222) 同、同ページ。それは生産力の増進が生産関係の一定の変化を前提にしているということである。

(223) 同、38ページ。

ことになる。それはただかかる対外的商品交換関係が資本家的に有利に行われるからに過ぎない」⁽²²⁴⁾。かくて外国貿易がイギリス国内に与えた作用は外的関係という商品経済的関係を内部化し、これまでの封建制度にかえて商品経済を基本的原理とする資本主義社会に転化するという結果をもたらしたのである。

こうした外国貿易の作用は原理論では捨象しうるし、また捨象しなければならないが、歴史過程の分析にはもちろん捨象してはならないものである。外国貿易は「イギリスの資本主義がいかなる過程をもって発展したかという、いわば質的規定を決定するものではなく、一定の資本主義に特有な発展の過程をいわば量的に拡大するものとしてに外ならない。……しかしそういう具体的過程の内部には、しかもそういう色々異った影響力をもった外国貿易によって拡

大せられながら、資本主義発展の法則性が貫徹されている」⁽²²⁵⁾。これは「イギリスはかかる外国貿易によって当時の資本主義的發展を実現したのには相違ないが、それは決して資本主義発展の法則と異った要因を加えたわけではない。……それは全く当時のイギリス資本主義を代表する綿工業を中心として、その発展を起動力として展開されているのである」⁽²²⁶⁾。それゆえ「外国貿易はむしろ、かかる綿工業の発展自身によって規定されるものに外ならなかった」⁽²²⁷⁾。こうしていかなる資本主義国も自己を工業国として他国を農業国とする関係を通して発展することになるのである。ただし厳密にいうとこういう関係を典型的に推進して工業国になったのはイギリスのみであって⁽²²⁸⁾、他の資本主義諸国は多かれ少なかれ国内に小農層を抱えこんだまま工業国になったのであって、ドイツ

(224) 同、同ページ。

(225) 同、39 ページ。

(226) 同、同ページ。

(227) 同、同ページ。

(228) イギリスは資本主義の発生期における主要工業としての羊毛工業においても、原料としての羊毛はスペイン、ドイツから輸入していた。とくにスペインからが多い。吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の成立』、1968、御茶の水書房、153 ページの表4による（1791～1821の時期）。井上巽稿。

なお小林茂によれば、『Cobden や Bright が穀物法反対同盟の資金集めのためのランカッシャー製造業者たちを説得した論法はこうであった。すなわち『穀物法が外国の小麦の買入れを阻止しているから、小麦生産国はイギリスから工業生産物を購入することができないのである。だから穀物法を撤廃してヨーロッパの農業国から小麦を輸入すれば、それだけイギリス製の工業生産物は輸出されることになる』と。この論法は、綿製品の輸出に依存する度合いの強いランカッシャーの業者たちに説得力を持ち、多数の寄付が集ったと言われている』（小林茂『イギリス農業と農政』1972、成文堂、55 ページ）。穀物法は1846年に廃止されたが、それはイギリス農業の黄金時代を出現させたのである。それは、イギリス綿業の輸出による発展、工業賃銀労働者の増大、農産物輸入による農産物価格の低下、農民層分解の進行とそれに伴う農民層のいっそうの減少、農業者の両極分解の進行、農業資本主義化の発展、という論理の展開によって理解することができるであろう。これをさらに具体的にいえば、この時期に「穀物作と飼料作の輪栽というノーフォーク方式の原型に羊や肉牛などの肥育をバランスよく結合させた農法」（小林、同上書、59 ページ）である「混合農業」が発展した。「この混合農業は東部と南部の乾燥した砂質壤土地帯においては特に有効であり、小麦価格の下落を畜産価格の上昇によってカバーし、高い収益を確保することができた。畜産物価格の好況にささえられて、大型農業経営が育成された。だから、イギリス農業の黄金時代を支えたのは、小麦価格の上昇ではなくて、畜産物価格の高騰による収入増大であると言える。したがって、この黄金時代を通して、イギリスの農業は穀作中心の農業から畜産中心の農業へと展開する情勢を作り出したとすることができる」（小林、同上書、59～60 ページ）という。

は第一次世界大戦後の1930年代に東欧諸国から政策上農産物を輸入したが、それをまた他に輸出しているのであって、本来輸入する余裕は

なかった。したがってかかる後進諸国では多数の小農民層を抱えこんだまま帝国主義段階にはいることになったわけである⁽²²⁹⁾。こうして発

(229) カウツキーは帝国主義段階のドイツ農業を対象に『農業問題』を著したが、その第7章「資本主義的農業の限界」において大農業経営の優越性は否定できないとか、しかし小経営は没落しないと、あるいはするとかいつて明確ではない。たとえば「統計の示すところによると、農業的小経営が大経営の前に急激に消滅するといふことは、イギリスに於いて資本主義的大経営が広大な程度においてその進撃を始めて以来、即ち大体（十九世紀一犬塚）五十年代以来、イギリスの模範にならつて大陸に於いても期待され、恐怖されたるものであつたが、実現しなかつた。否な、所によつては寧ろ、その土地面積の小なる経営の増加の傾向すら存在する」（カウツキー『農業問題』上巻、1946、向坂逸郎訳、岩波書店、229ページ）といってドイツの1882年から1895年にかけての統計をかかげて、5-20ヘクタール層の経営がもっとも多く増加していることを指摘している。そうかと思うと、「小経営の没落の過程が錯雑を極め、これに多様の反対傾向が交叉し、或はその没落を妨げ、或はこれをのばし、所によつては、その反対にねじ曲げたりする、が、何処に於いても実際にはこれを止め得ないものであるといふことを証明するだけである」（246-247ページ）といったりする。また「東エルベ地方の大農地は、それと並んで小農民経営を作り出して縮小された。それは、決して、小経営が大経営に勝るがためではなくて、従来の農地面積が粗放的経営の欲求に適合してゐたがためである」（259ページ）といったりしている。いずれにせよ、結論が不明確であることは否めない。

問題はさしあたり二つある。一つはおそらく西部ドイツの事実であろうが農民層の分解形態が5-20ヘクタール層という中間層に集中する形になっているのであって、これは直ちに両極分解とはみなしえない。両極分解としてもその特殊形態である。日本でいう中農あるいは小農標準化傾向という事実に対応するものであろう。この事実をどう理解するのが問題である。もう一つは小経営農民は大経営の賃銀労働者であって、小地片所有の半プロレタリアなのではないかということである。問題はなにゆえ小地片所有者という形をとるのかということであるが、農業には農繁期と農閑期とがあつて、大経営では農閑期においても何らかの農業関連の仕事はあるはずであつて、農場経営者からその仕事を命ぜられるはずであるが、しかしその仕事が与えられないものは自己の小地片を利用して何らかの農作業を自己のためにするということになるのではない、あるいは半農（自家農業）半プロレタリア（農業日雇労働者）ではないかと推定される。いずれにせよイギリスにみられたような資本家的借地農業経営ではなく、ユンカー的地主資本家経営に雇われている日雇農民ではないかと思われる。19世紀末になるとドイツ農業にも発展の法則を歪める動きがみられるようになったわけである。

他方19世紀末にはイギリスにおいても農業の意味はかわつてきた。19世紀末にはアメリカの大量の穀物と畜産物がイギリスに輸出されるようになったが「このことは、イギリス農業の最盛期の終末を意味した。海外の新しい穀倉は、ますます多くの食糧を国内市場へ向けて放出しつつあつたので、凶年ももはや高価格によって償われなくなった。やがて他の諸国も、イギリスの産業人口に供給するために農業を行うようになった。まもなく冷蔵装置（の発達）は缶詰肉の小貿易を冷凍肉の大輸出に転換せしめ、ニュージーランド、オーストラリアおよびアルゼンチンが、アメリカ、カナダとともにイギリスの穀物および畜産物市場への大攻勢に加わつた。約四〇年前の穀物法撤廃はついに効果を發揮することになった」（C. S. オーウィン『イギリス農業発達史』三澤嶽郎訳、1978、御茶の水書房、90ページ）。19世紀前半のドイツはイギリスにたいしては農業国の位置にあつた。「全体として農産物の市場状態は、三〇年代以後、良好であつた。農産物にたいする需要は、広い意味での工業内部で働く人口の増加とともにたえず増大した。それはただドイツの内部だけでなく、国際的規模においても作用した要因であつた。イギリスへの、とくに東エルベ地域からの穀物輸出は、イギリスの穀物輸入を妨げていたいわゆる穀物法が撤廃される以前の1846年からさへ増大し始め、その後はさらに増加した。輸出のこのような増加はともかくも五〇年代には小麦について現われたが、この頃ドイツは最初、大麦と燕麦および家畜で、供給国のなかではトップにたつていた。/この姿は六〇年代も、農産物のイギリスへの輸出がなお増加するかぎり変化しなかつた。

展の法則の作用はさまざまに阻害をうけるのであるが、一方的にうけるというのではなく、発展の法則とのかかわりようでジグザグの道をとるのではないかと思われる。

要するに「外国貿易からその国の資本主義的關係にとっていわば外部的要因としてでなく、全産業が資本主義化され、あらゆる生産物が資本主義的に生産される過程を、部分的に非資本主義的な産業の生産物をもって自国の資本家の生産物に置き換えるという関係にある限りにおいて、抽象しうるのである」⁽²³⁰⁾ が、それは現実には外国貿易も視野に入れて個別資本が与えられた条件のもとで最大の利潤率をあげようと考える産業を選んで投資した結果が実現するものである。外国貿易がそうした働きをなしうるのは、それぞれの国で資本主義の発展期にいたるまでの時期にタイムラグがあるからなのであって、先進国においては工業の資本主義的

発展度でも、農業の資本主義的発展度でもそれぞれ後進国より高いのであるが、工業と農業との発展度の格差は先進国のほうが大きいのであって、貿易関係においては先進国はその格差を利用して工業製品を輸出して農産物を輸入することが有利になり、後進国もまた同様の理由で農産物を輸出し、工業製品は輸入することが有利になる⁽²³¹⁾。そこには権力による強制関係は本来ないのであって、それゆえに自由貿易関係になるのである。

しかしそのことが結果的に自由主義段階の終焉と帝国主義段階の到来を生むことになった。後進国ドイツはこの間に重工業生産力を実現することになるが、それは後進国ドイツが産業資本を形成するときに株式会社形態を採用することになったのであって、その生産関係が重工業生産力を形成させたのであった。そしてその重工業を基礎にしてドイツは先進国に転化する。

もちろん海外農産物の競争は、ドイツの輸出の増加テンポの鈍化に感じられ始めていた。小麦の供給国としてとりわけドイツは、ロシアとアメリカ合衆国に比べて、イギリスの輸入においてはその意義を失った。というのもこれらの国々にたいして、あらたな交通手段——鉄道と汽船運航——の伸長が、西ヨーロッパとついで中央ヨーロッパの穀物市場への道を開いたからである。そのことは三〇年代、四〇年代、五〇年代の全般的上昇に続いて、六〇年代に畜産物価格はそうではなかったが、ライ麦・および小麦価格の軽微な下落が生じたことにも、現われている。だがこうした事実も、産業革命期に全体として農産物市場が拡大したことを、何ら否定するものではない。この拡大は農業生産が広がるための重要な原動力であった。それは、ブルジョア革命がさらに貫徹して、農業の生産諸力の展開の重大な障害を徐々に除去したとき、それだけ一層効果的となった」（ハンス・モテック『ドイツ経済史 1789-1871』、大島隆雄訳、1980、大月書店、150ページ）。

(230) 宇野、前掲書、43ページ。

(231) このことを基礎づけた学説がリカードの比較生産費説である。簡単に説明するとこうである。いま先進工業国における農産物1単位の生産に要する労働量を90とし、工業製品1単位の生産に要する労働量を80とする。後進農業国のそのそれぞれを100と120としよう。先進国は工・農両生産物で後進国より労働量はともに少ないが、両国内それぞれで農工産物をくらべると、先進国では相対的に工業製品のほうが労働量が少ないが、後進国では農産物のほうが少なくなっている。このことが重要なのである。いま両国間に自由貿易がおこなわれているとすると、先進国は工業製品1単位を後進国に輸出して現地で農産物と交換すると $120/100 = 1.2$ 単位の農産物がえられるが、先進国内で交換すると $80/90 = 0.89$ 単位の農産物しかえられない。同様に後進国は農産物1単位を先進国に輸出して現地で工業製品と交換すると $90/80 = 1.125$ 単位の工業製品がえられるが、国内で交換すると $100/120 = 0.83$ 単位の工業製品しかえられない。結局先進国は後進国に工業製品を輸出して、その代価で後進国の農産物を輸入すれば、国内で交換するよりは多くの農産物をがえられ、後進国は農産物を輸出して、その代価で先進国の工業製品を輸入すれば、国内で交換するよりは多くの工業製品を手に入れることができるのである。

しかもその資本は従来の産業資本的蓄積様式では処理しえない金融資本的蓄積様式を生むことになって、あらたなる資本主義の段階を出現させることになる。日本はそのドイツよりさらに後れて資本主義化した最後の主要資本主義国になったといっているが、西ヨーロッパから遠くはなれた東アジアにあって周囲に直接競争する資本主義国が存在しなかったということもあって、イギリスとドイツとの中間的な性格をもつ資本主義として発展することになった⁽²³²⁾。

(4) 「発展の法則」と日本の農業問題

宇野弘蔵は「日本資本主義の特殊構造と農業問題」⁽²³³⁾という論文の始めの方でこうしている。「先進国イギリスにおいても、農業の資本主義化は、長い期間にわたる資本家の工業の発展の過程のうちに、さらにまたかかる資本家の工業の発展にともなう外国貿易の伸長の影響の下に、具体的にいえば工業原料品の輸入によって、ようやく完成されたにすぎなかった」⁽²³⁴⁾。原蓄期において領主権力によって農奴が追放されたあとの土地が牧羊業者に貸しつけられて、事実上の近代的土地所有が発生したのであるが、そこで生産された羊毛を原料として手工業者による毛織物が生産され、それが西ヨーロッパに輸出されたのであった。これがイギリスにおける原蓄期であるが、その長期にわたる原蓄期をへて19世紀初頭に綿工業機械化を基軸にして産業資本が確立した。それは原料としての綿花をインド、アメリカから輸入して綿糸、綿織物を輸出するという貿易関係を基礎とする資本主義の確立を意味していた。いいか

えれば「イギリスの資本主義が羊毛工業を出発点として、後に綿工業の機械化によってその確立を見、農業の資本主義化がようやく十九世紀中葉の穀物条例の廃止によって、外国貿易に補完されつつ完成せられる」⁽²³⁵⁾ ことになったのであって、自国を工業国とし他を農業国とする関係を基礎としていたのである。

この比較生産費説のいみを明確にしておきたい。資本主義国にとっては資本家的に生産された工業品をもって農産物をえたということは、しかもそのばあい権力関係もちいずに自由貿易をもってえたということはその農産物も資本家的に生産されたものとみなしうるのである。そうすると農業国においては農産物も工業品も小生産者の生産物であって、その販売価格には通常利潤部分は含まれていないと考えていい。あってもいわゆる萌芽的利潤である。工業国の工業品のみ資本家的生産物なのであって、それがこの比較生産費説の根幹をなしている。その工業品のみ労働力商品を前提とする生産物なのであって、他は小生産者の生産物なのである。したがって工業品と農産物とでは労働の質が異なっているのであって、先進国の工業品は労働力の商品化を前提とする生産物であるのにたいして後進国の農産物は小生産者の自家労働の生産物である。その農産物には食料品ばかりではなく工業の原料としての綿花もふくまれている（インドのばあい）。したがって先進国の工業品価格は生産価格であるのにたいして後進国の農産物の価格は費用価格でしかないということになる。もっともアメリカ産の綿花は奴隷労働を基礎とする生産物であるが、これはアメリカ

(232) この日本資本主義成立の仕方は産業資本段階の性格と帝国主義段階の性格とをあわせもつ特殊性を形成したといっている。ドイツよりいっそう複雑な性格をもつ資本主義になったのである。

(233) 東畑精一・宇野弘蔵編『日本農業の全貌 第四巻 日本資本主義と農業』, 1959, 農林省農業総合研究所, 所収。のち『宇野弘蔵著作集』, ⑧〔農業問題序論〕, 1974, 所収。

(234) 宇野, 前掲, 『宇野弘蔵著作集』, ⑧, 152 ページ。

(235) 宇野, 前掲書, 153 ページ。

の特殊性によるものとしなければならないであろう。こう考えてみると比較生産費説はいわばイギリス地方を中核として世界的な商品経済圏における商品経済の長期にわたる発展が十九世紀初頭において農業の資本主義化をふくむ資本主義社会として結実するまでの歴史過程を対象として生まれたものといいうるであろう。事実十九世紀1846年には穀物法が撤廃されて、イギリス農業の資本主義化もこの過程を通して完成をみたのである。

こうして「封建社会の崩壊に伴う土地所有の近代化は、イギリスにおいても、極めて長期にわたる資本主義の発展の過程の内に準備せられた農業自身の資本主義化とともに、ようやくいわゆる資本家的土地所有を確立することになるのであった。農業自身の資本主義的経営にしても、またそれにともなう土地所有の資本家的形態にしても、それは決して農業自体の発展の結果として実現されたものではない。工業における資本主義の発展の対応物としてにすぎない」⁽²³⁶⁾といえるのである。したがって日本はもちろんドイツ、アメリカ、フランス等のいわゆるイギリスにたいする後進国として資本主義化を開始した諸国では「それぞれに特殊資本家的生産としての機械的大工業の輸入の時期によって、すでにその出発点を異にし、著しく異った様相を呈するのであった。いずれもイギリスのように二世紀にもわたる資本の原始的蓄積の過程を必要とするものではなかった。農村に多かれ少かれイギリスのような徹底的分解を受けないままで、その国の資本主義化を実現したのである」⁽²³⁷⁾。ところがそういう後進国のなかでも日本はいちじるしくおくれた後進国であるが、しかし東アジアにおいて日本のようにいち

早く資本主義化を開始した国はないという欧米諸国とは異なった環境のもとで資本主義化を開始したのであった。「同じ後進国といっても、十九世紀後半の、しかもすでに七十年代以後のいわゆる金融資本の時代の資本主義化であった。それは機械的大工業としてもすでに高度に発達したものであったが、そればかりでなく、ほとんど最初から株式会社形式をもってしたのであって、その資本主義化の過程の農村に及ぼす影響は、極めて特色のあるものとならざるをえなかった」⁽²³⁸⁾。日本は機械制工業を移植するような形で資本主義を開始した。その工業の主要生産物としての綿製品は国内市場を広くもつことができず、ほとんど最初から海外市場を目標として生産されることになったのである。農村は労働力商品の給源にはなったが、その労働力は主として若い女性でしかなかったのである。

「しかしこういう発展をなす資本家的工業にしても、もはや農村に旧来の封建制を許すわけには行かない。工業の発展に必要とせられた労働力は、常に農村の過剰人口を補給源として要請するのであって、それは少くとも封建的な支配服従関係から自由なる農村人口を前提とするのである。一般に資本主義の発展は、直接の生産者の生産手段からの自由と共に、封建的な人身的隷属関係からの自由という、マルクスのいわゆる二重の自由を前提とするのであるが、そしてそれは当然に農民の土地喪失を意味するのであるが、わが国の資本主義化の場合はそうはゆかなかった。勿論、いかなる国の資本主義化もそう簡単にこの農民の無産者化が実現されたわけではない。資本主義の発展の過程の内に種々なる経過と限度とを有するのである。わが

(236) 同、154 ページ。

(237) 同、156 ページ。

(238) 同、156～157 ページ。

国ではそれがいわば最小限度において実現されることになった。いい換えれば制度としての封建的諸関係を廃棄して土地所有の近代的私有制を確立したに留まったのである」⁽²³⁹⁾。その近代的工業の設立過程には莫大な資金が必要とされるのであるが、明治政府はそれを地租改正をもって調達するほかはなかった。地租改正は政府にとっては近代化の財源調達的手段としてはそれしかなかったから行われたのであるが、結果的には近代的土地所有を成立させる手段になったのである。もともと土地所有に合理的根拠は存在しない。賃銀労働者の存在も産業資本の存在も土地所有を前提にしてのみ成立するものである。むしろ土地から切りはなされた無産者の発生という事実が形成されたことがその「前提」としての土地所有を生みだしたのである。結果が前提を生みだしたのである。資本主義固有の倒錯性である。そして日本ではかかる近代的土地所有としての農民的土地所有を明治政府が制度的に作りだしておけば、後は国家権力が高い地租を徴収することによって土地所有を手放す農民が徐々に、しかし少なからぬ量において発生することになる。そのことを通じて資本主義が必要とする労働力商品が供給されたわけである。日本のばあい明治初年におこなわれた地租改正で零細な農民的土地所有が形成され、その直後のインフレ、デフレで土地を手放す農民が続出して、一方では地主制が形成され、他方では農民のプロレタリア化が進行した。農民に留まったもののなかからも綿工業が必要とした女子労働者が多数供給されたわけである。むしろ日本の綿紡績工業は機械の輸入によって成立したものであるから零細農民層の家族をその労働力供給源とすることが都合がよかったのである。イギリスとは異なって日本においては「資

本主義は、もはや農民をその土地収奪によって全面的に無産者化する必要を有していなかった。しかしその発展に必要とする無産労働者の給源を封建的關係によって梗塞されていたはなかった。かくしてわが国では、近代的土地所有制は、農村過剰人口をして常に産業予備軍の特殊形態たらしめる過小農経営を普及せしめることになったのである」⁽²⁴⁰⁾。

こうして日本資本主義の生成・発展期は明治維新からはやくて日露戦後の明治末期、おそくとも第一次世界大戦後の大正初期までの40年もしくは50年の短期間で終了した。その後今日までのほぼ90年は資本主義の爛熟期にあるといっていであらう。この間、大きくいえば20世紀全期を通じて日本農業は工業部門への主要食料品と賃銀労働者と日雇的労働者の主要供給源をなしたのであって、日本工業製品の大きな需要者はこれを海外に求めた。とくに1960年代以降の長期にわたる高度成長とともに、自動車に代表される重工業製品を中心として凄まじい勢いで純輸出を進展させた。その様子は第11表「日本の分類別輸出入額」に示すとおりである。食料品は高度成長の初期にはまだ米の消費が大きかったので食料品の輸入はそれほどではないがその後米の消費が減退して、各種の肉類を始め牛乳、乳製品、卵類、果樹、野菜、油脂類等の消費が増大するのに応じてそれらの輸入が急速に増大した。20世紀末には第12表「主要国の分類別輸出入額」に示されているように日本はドイツを追いぬいて食料の輸入大国になっている。さらに自動車を始めとする工業製品の純輸出額は1995年にはドイツを追い抜いて名実ともに日本資本主義は他を農業国とし、自らを工業国とする関係を実現したのである。その「他」の農業国の主要輸出入品をあ

(239) 同、157ページ。

(240) 同、158ページ。

第 11 表 日本の分類別輸出入額

単位 億円

		総額	食料品	原燃料	軽工業品	重化学工業品	その他
1955	輸出	7238	454	237	6520		27
	輸入	8897	2250	5585	1055		7
	差額	△ 1659	△ 1796	△ 5348	5465		20
1965	輸出	30426	1238	456	9693	18866	173
	輸入	29408	5292	17449	915	5691	62
	差額	1018	△ 4054	△ 16993	8778	13175	111
1975	輸出	165453	2255	1863	21431	137729	2176
	輸入	171700	26147	110699	10433	23750	671
	差額	△ 6247	△ 23892	△ 108836	10998	113979	1505

注) 加用信文監修, 農政調査委員会編『改訂 日本農業基礎統計』, 1977 年, 農林統計協会, による。

1955 年, 65 年は総理府統計局『日本統計年鑑』, 75 年は大蔵省『日本貿易月表』による。

第 12 表 主要国の分類別輸出入額

1995 年, 単位 億米ドル

		計	食料品 飲料 たばこ	非食品 原材料	鉱物性 燃料	化学 製品	工業 製品	機械類 運搬機器	その他の 工業製品
イギリス	輸出	2400	175	42	146	323	357	1025	297
	輸入	2626	248	98	93	272	441	1079	361
	差額	△ 226	△ 73	△ 56	53	51	△ 84	△ 54	△ 64
ドイツ	輸出	5085	239	93	52	664	853	2519	519
	輸入	4432	409	197	284	403	770	1522	661
	差額	653	△ 170	△ 104	△ 232	261	83	997	△ 142
アメリカ	輸出	5830	503	348	107	602	544	2812	621
	輸入	7708	350	223	631	413	948	3576	1291
	差額	△ 1878	153	125	△ 524	189	△ 404	△ 764	△ 670
日本	輸出	4429	16	31	27	293	498	3107	357
	輸入	3361	508	343	540	239	398	757	494
	差額	1068	△ 492	△ 312	△ 513	54	100	2350	△ 137

注) 農林水産省『ポケット農林水産統計』2000 年版による。

1) イギリスはマン島及びチャンネル諸島を含む。アメリカはバージン諸島及びプエルトリコを含む。他の合衆国領との貿易を除く。日本は食料品, 飲料, たばこの輸出は飲料及びたばこを除く。

げると, 第 13 表「日本の輸出先別・輸入元別輸出入品と額」のようになる。小麦, 肉類, 大豆の農畜産物の輸入元はアメリカ, カナダ, オーストラリアであり, 羊毛, 綿花はアメリカ, オース

トラリア, メキシコであり, 原油, 鉄鉱石はイラン, サウジアラビア, オーストラリア, インド, チリである。各種工業製品の輸出先は大半がアメリカであって, あとは中国, リベリア

第13表 日本の主要輸出先別・輸入元別輸出入品と額

(100万ドル)

	品目	1985		1994	
		総額	上位国とその額	総額	上位国とその額
輸出	食料品 ¹⁾	1316	アメリカ 401	2038	アメリカ 312
	合成繊維・織物	2045	アメリカ 202, 香港 230	2009	アメリカ 122, 香港 204
	化学肥料 ²⁾	127	中国 12	106	中国 1
	鉄鋼	13566	アメリカ 2804, 中国 3193	14842	アメリカ 1970, 中国 2250
	船舶	5929	リベリア 614	11517	リベリア 2014
	合板	42	アメリカ 34	15	アメリカ 0.3
輸入	小麦	974	アメリカ 552, カナダ 249	1348	アメリカ 778, カナダ 326
	肉類	1927	オーストラリア 343	7774	オーストラリア 1354
	大豆	1206	アメリカ 1062, 中国 76	1395	アメリカ 1040, 中国 76
	羊毛	670	オーストラリア 429	676	オーストラリア 436
	綿花	1949	アメリカ 427, メキシコ 26	658	アメリカ 343, メキシコ 4
	原油	34599	イラン 2481, サウジアラビア 8103	27634	イラン 2590, サウジアラビア 5975
	鉄鉱石	3045	オーストラリア 1228, インド 429, チリ 148	2898	オーストラリア 1229, インド 356, チリ 100
	木材	3700	アメリカ 1129, インドネシア 136, ソ連 350	9743	アメリカ 3131, インドネシア 408, ロシア 619

注) 『ポケット農林水産統計』1990年版, 1996年版による。

1) は飲料及びたばこを含む。

2) は31類のほかに塩化アンモニウムを含む。

である。輸出入ともにいわゆる農業国というよりはヨーロッパ人が切り開いた新興のアメリカ, オーストラリア, カナダといった大陸諸国なのである。それはちょうど十九世紀中葉にイギリスが自らを綿工業国とし, 新興国アメリカを綿花生産の農業国として資本主義を発展させた関係に比定しうるであろう。あるいは他を一次産品国とし, 自らを二次産品国とする関係の成立ともいえるのであり, したがってそれは帝国主義段階における工業国と農鉱業国との関係とみなすことができるのである。こうしていずれにせよ日本農業の経営規模を拡大できる外的条件は整いつつあると断言していいであろう。

「発展の法則」の作用そのものは資本主義全期を通じて存在しているのであって, いわばすきさえあれば顔をだす。宇野は戦後, 高度成長が始まる直前の時期に, こう断言している。「資本主義の発展が, 農村過剰人口を吸収するだけ

でなく, 小農経営自身をも不可能ならしめるほどに農民を動員するということになれば, 地租改正の確立した土地所有制は, 資本家的土地所有を実現することを阻害するものではない。わが国の土地所有が, いわゆる地主的土地所有として確立され, 永く残存したということは, 決して資本家的土地所有の展開を制度的に拒否するというものではない」⁽²⁴¹⁾ 断言していることはいまから思えば, 注目すべきことであつた。そして事実, 高度成長期がはじまった1960年代以後, とくに20世紀末期以後ともなると, 農地法による制約があるにもかかわらず, 第14表「経営耕地規模別農家数(都府県)」に示すように3ヘクタール, 5ヘクタール以上の大経営が増加するという従来の中農標準化傾向とはその性格がかならずしも同じとはいえない事態が出現しているのである。

宇野は日本の農業問題の本質はどこにあるか

(241) 宇野, 前掲書, 「日本資本主義の特殊構造と農業問題」(1959年発表), 『宇野弘蔵著作集』, ⑧, 158ページ。

第 14 表 経営耕地規模別農家数（都府県）

(1000 戸)

	合計	販売農家							自給農家
		計	～0.5 ha	0.5-1	1-2	2-3	3-5	5～	
1985	4119	3215	804	1182	883	234	93	19	905
1995	3363	2578	633	925	682	201	101	36	785
増減数	△ 756	△ 637	△ 171	△ 257	△ 201	△ 33	8	17	△ 120
95/85	-18.4	-19.8	-21.3	-21.7	-22.8	-14.1	+8.6	+89.5	-13.3

注) 『ポケット農林水産統計』, 2000 年版による。

を問い、それは一般的には資本主義の金融資本段階に多かれ少なかれあらゆる国々に共通に現れる農業問題の特殊形態であるという。それは何かといえば、「資本主義社会にあってその商品経済に支配せられながら、農業自身は資本主義的経営をなしえないという点にある」⁽²⁴²⁾ といい、それは結局「経営困難な農家にとって農業問題を決定的に解決不能の問題たらしめるのは、資本主義経済の中にありながら、小農的経営の確立を求めざるをえないという点である。土地価格は、多数の小作、自小作農にとっては、高率小作料によって決定される以上に騰貴する傾向にあるのであるが、しかも土地購入が不断の目標となってくる」点にあるという⁽²⁴³⁾。「小農的経営の確立」のためには経営規模のあるていどの拡大と自作農化が営農の目的となり、結果的に自小作中農を目指さざるをえない点にあるというのであって、その運動の主目的も「単なる小作料の軽減にあったものとはいえない。それはまたさらに根本的には資本家の経営として解決されえないという点に問題を有していたのである」⁽²⁴⁴⁾ と結論する。そして「戦後の農地

改革が土地問題を一応は解決したとしても、問題解決の途を拓くものとはいえないのも、この点にあるものと考えられる」⁽²⁴⁵⁾ といい、最後に「それは単に農業の問題として、農業自身において解決されるものではない。日本資本主義自体の問題である。いい換えれば日本資本主義自身が、かかる解決困難な問題をもつ農村をみずから形成しながら、これによって確立されているという点に問題があるのである」⁽²⁴⁶⁾ といって筆を擱くのである。

ここでは日本の農業問題の基軸が資本主義的農業経営が形成されえなかったところに求められているが、その原因は結局日本資本主義自体の性格にあるとされている。具体的には日本の農民層の分解が「一町内外の経営をなす自小作農を中心とした過小農経営」⁽²⁴⁷⁾ を生みだすという形でしかおこなわれないうところに求められている。その基礎には日本の農民層が構造的な過剰人口層という形で存在していることが重視されなければならないと思われるが、この最後のところでは宇野は一言も語らない。しかしわれわれがさきに宇野の文章を引用した注(239)

(242) 前掲書, 162 ページ。

(243) 同, 163 ページ。

(244) 同, 同ページ。

(245) 同, 同ページ。

(246) 同, 同ページ。

(247) 同, 162 ページ。

の文章のあとで「わが国では、近代的土地所有制は、農村過剰人口をして常に産業予備軍の特殊形態たらしめる過小農経営を普及せしめることになった」⁽²⁴⁸⁾と語っているし、さらにそのすぐあとで「いわゆる地主的土地所有が、高率の現物小作料を基礎にして成立し、それに付随して旧来の封建的な慣行等々を永く残存せしめたということは、わが国の資本主義自身が要請した、特殊な産業予備軍としての農村過剰人口によるものにほかならない」⁽²⁴⁹⁾といているのである。したがって日本資本主義自身が形成した農村過剰人口の構造的存在こそ、日本の農業問題の中枢を形成するといっているのである。

だが日本資本主義は第二次大戦後高度成長を展開し、20世紀末ともなればさきの第12表「主要国の分類別輸出入額」でみたように、「食料品、飲料、たばこ」、「非食品原材料」「鉱物性燃料」の純輸入がドイツをぬいて世界トップクラスになったこと、純輸出では「化学製品」ではドイ

ツに一籌を輸しているが、「工業製品」、とくに自動車を主体とする「機械類・運搬機器」の純輸出がドイツの二倍以上に達しているのである。まさに自己を工業国化し、他を農業国化する関係がこの時期に著しく発展したのである。まさに晩年の大内がいうようにこの20世紀末に「日本が世界を相手としたグローバルな貿易国家に変わってきたこと、その意味で一九世紀のイギリス、二〇世紀のアメリカ、の後を追って、日本が世界の貿易国家になりつつあった」⁽²⁵⁰⁾といっているのである。

こうしたことの結果、第15表「主要産業別賃銀と農業臨時雇賃銀の比較」にあるように工業、流通部門の賃銀が1985～95年の間に3～6割の増加を示し、農業臨時雇賃銀も3割以上上昇していることも注目すべき点である。こうしてまさにこの時期に日本は自らを工業国化し、他を農業国とする関係の世界的拡大によって安定的成長を実現したしたのである。そのことによ

第15表 主要産業別賃銀と農業臨時雇賃銀の比較

(1日当たり円)

年次	産業別労働賃銀（男女総合）				農業臨時雇賃銀	
	常用労働者				男	女
	調査産業計	建設業	製造業	卸売・小売業・飲食店		
1985	14,545	13,432	14,129	12,120	5,981	4,586
1995	20,443	21,564	19,727	16,725	7,926	6,004
95/85	140.6	160.5	139.6	138.0	132.5	130.9

注)『ポケット農林水産統計』1985年版、1995年版による。

産業別労働賃銀は、日本標準産業分類でいう、農業・林・漁業以外の産業について調査したものであり、常用労働者30人以上の事業所における1人平均月間現金給与総額を月間出勤日数で除したものである。農業臨時雇賃銀は、実際に被雇用者に支払われた賃銀の現金部分と現物支給の評価額を加えた賃銀であって賄い費はふくまれていない。

(248) 同、158ページ。

(249) 同、同ページ。

(250) 大内、『大内力経済学大系』、第8巻〔日本経済論〕、下、2009、東京大学出版会、101～102ページ。

て工業をはじめとする非農業分野での賃労働者化が著しく進展し、それが農民をもまきこんで、農民個人ばかりではなく、農家も減少し、上層農家のみ増加するというこれまでにみられなかった構造的変化がもたらされたのである。もともと農地総面積は原則として一定であり⁽²⁵¹⁾、農家数が減少しないことには一経営当たりの農業経営面積は増大しえないのである。そして資本家的農業経営の成立はその経営面積が小生産者の家族労働力で経営しうる面積以上であることを原則として前提にしていることはいくまでもないことである。今後、日本農業がどのような形に着地するかは予想の限りではないが、これまでにみられなかった新しい動きがみられるようになったことは事実である。もともと資本主義は「発展の法則」によって成立したのであり、発展もまた同様なのである。そのことは一國資本主義は成り立たないことを意味している。そしてかりに一國社会主義が成りたつとすればそれは農工両全でなければならないことを意味している。

(5) 「発展の法則」と価値法則展開の動力

宇野の『価値論』⁽²⁵²⁾は序論の「Ⅱ 価値論の対象と方法とにかんする二、三の注意」の「三」で「価値法則展開の動力」を論じている。その動力とは現実においてはいかなるかたちで現れるかをここで明らかにしたい。資本主義社会になると小生産者による商品の生産から資本家による商品の生産に転化してくるが、それとともに自己労働にもとづくものとして認められてき

た所有の原則は、所有にもとづく所有として認められるという新たな展開をしめすことになる。この間に労働力そのものが商品化するという歴史的転換が生じているのであって、それを基軸にして自己労働による所有の原則が労働力商品による商品の生産ということを基礎として所有が所有を生むという原則にかわるのである。「しかしかかる変化はけっして商品生産の基礎条件たる私有財産制を否定するものではない。むしろその必然的帰結である」⁽²⁵³⁾。賃銀労働者はみずからに労働力という商品を所有しているものであり、資本家はその労働力を商品として購入し、それを所有している生産手段と結合させてえられた生産物を商品として販売し利潤を獲得する。「個々の個人の間の所有関係としては、なんら形態的には（小生産者による商品生産のばあいと——犬塚）変換なくして行われる社会的関係の実質的変化なのである。それは商品所有者として何らの不正も違反もなく行われうるものであり、たんなる掠奪や詐欺によって行なわれることを必要としないのである」⁽²⁵⁴⁾。

このばあいもっとも重要なことは資本家が利潤を手に入れる過程は労働者の労働による生産過程を、資本家買った商品=労働力の消費過程とみなし、その消費の結果得られたものを商品として売って、利潤を手に入れるという $G-W \cdot W' - G'$ 形式とみなしうることにあ

(251) 田畑計の耕地面積は1965年の600万4千ヘクタールから毎5年間ごとに2~3%程度減少している。それも75年までが比較的高い減少率で、以後は、といっても1999年までの数字であるが、減少率は低くなっている。99年で486万6千ヘクタールになっている。農水省『ポケット農林水産統計』、2000年版による。

(252) 宇野、『価値論』、初版、1947、河出書房、再刊、1965、青木書店、のちに『宇野弘藏著作集』、③〔価値論〕、1973、岩波書店、に所収。

(253) 同、162ページ。

(254) 同、同上ページ。

とは生産物商品であり、 G' とはその売上金である。それは実体とは異なっているが、商品流通形態としては論理的なのである。「労働者による生産過程」を「購入した商品の消費過程」とみなしているところが、いいかえれば人間の労働力をモノとみなして商品化しているところが、歴史貫通の実体と異なっているのであって、それが誤りの核心をなしているのである。商品の生産が商品の消費とみなされているのであって、商品交換とその消費のみで生産物が生産されるというのである。内容的には小生産者のばあいの「労働」が「労働力商品の消費」になっているところが異なるだけであるが、これが実質的变化である。この点について宇野はこういっている。少し長くなるが、大事なところなのであえて引用する。「元来、物の生産は、人間の自然にたいする関係を基礎にして行なわれるものであって、人間が自然に働きかけて、物を自然から自己の使用に役立つものとして獲得する過程にはかならない。自然にたいして働きかけるこの作業は、しかしけっしてたんなる等価物の交換の過程ではない。一日の労働が、一日働く力を確保する程度にすぎないものとすれば、人類の歴史的発達はずべて否定せられることになる。それは事実と反する。人間の生産力は、つねに自己の生活を維持する以上のものであることは、何人にも疑いえないことである。しかるに商品経済は、この生産過程そのものにも等価交換の商品関係を想定する。経済学者が自然と人間との間のこの過程にまで商品交換の原則を適用しようとするのは、商品関係そのものを絶対的なものとして、この根本的事実をも見失うものにほかならない。商品経済は、しかしこの根本的事実を基礎にしてこれにその関係を適用するためには、所有の原則に上述のごと

き変容をあたえざるをえなかった。形態的にはなんらの変化なくしてしかも実質的にはまったく異なった原則を展開せざるをえなかったのもそのためである」⁽²⁵⁵⁾。もともと $G-W-G'$ は一つの市場圏内では成り立たない。「かかる商人資本は、安く売る者と高く買う者との間に入って、いわば社会と社会との間に割込むことによって利潤をあげる」⁽²⁵⁶⁾ のであって、もっとも原始的な資本形態である。しかし資本主義が世界的規模で発展していても、工業が農業より相対的に発展している国と農業が工業より相対的に発展している国があるかぎり、自己を工業国とし、他を農業国とする関係は存続する。その関係自体は、その進展とともに工業国においては農業部門において技術革新が発展する傾向が生まれ、農業国においては工業部門に技術革新が発展する傾向が生まれるといいであらう。事実ドイツは当初イギリスに小麦を輸出していた農業国であったが、のちに工業に資本家の経営が成立して工業国に転化した。日本はそのドイツより後れた後進国であったが、繭・生糸と米を輸出しつつ機械を輸入してかろうじて資本主義を確立した。帝国主義段階になると新たに資本主義国に転化するのは困難になるのであって、日本はかろうじて資本主義国に滑りこんだわけである。

もともと小生産者による商品生産が行われているばあいには価値法則も十分にその展開をみるということにはならない。じつは小生産者のみによる社会は経済過程のみでは自立しえない社会なのである。その社会に商品経済が自由に入ってきて各自自由に商品生産をすることが許されるならば、そこに生産力格差が生じ、小生産者は上下に分解してその小生産者社会は崩壊する。共同体的土地利用制度が維持できなくな

(255) 宇野、前掲『宇野弘蔵著作集』、③、226～227ページ。

(256) 宇野弘蔵『経済原論』、1964、岩波全書、『宇野弘蔵著作集』、②〔経済原論Ⅱ〕、32ページ。

るからである。そのため資本主義に先立つ諸社会においては共同体規制という政治的組織による規制が存在し、商品経済の無制限な侵入は抑えられていたのである。したがってじつは小生産者社会は経済過程のみでは社会として存在しえない社会であって、共同体規制という上部構造と結合して初めて存立しうる社会なのである。「資本家的商品関係はこれに反して一社会を支配し、その基本的社会関係、いいかえれば人間が自然からその生活資料を獲得する際にその相互の間に形成する社会関係をも商品関係として確立するのであって、これを全面的に普及することになる」⁽²⁵⁷⁾。こうして商品の販売者ないし購買者として市場に現れるものは、小生産者のように自己労働によって商品を生産するものではなく、「他人の労働によって生産されたものを商品として販売する者と、自らは直接に商品の生産にあたりながらその生産物自身をも商品として資本家から購入しなければならない労働者ということになる」⁽²⁵⁸⁾。かくて価値法則の展開の動力とは抽象的にはまさに労働力商品化にあるのである。したがってまた資本主義の発生、発展、爛熟の歴史過程はこの労働力商品の発生、確立、爛熟の過程にはかならないということになる。

この労働力商品化の歴史段階的変容においていまや問題になるのは資本主義の爛熟期の労働力商品化である。それは一方的に阻害されるわけではない。労働者の階層分化もすすむが、そ

れだけに労働力商品化そのものは一方的に停滞するわけではない。爛熟期とは発生期の一面と発展期とが合体したものと考えることができるであろう。一方に労働力商品化が沈滞することあれば、他方では自己を工業国とし、他を農業国とする関係そのものが世界的規模にまで拡大するのに応じて進展することもありうる。帝国主義諸国は農業国を自己の勢力圏に入れようとして対立を生み、二度にわたる世界大戦を引き起こしたのであった。まさに「発展の法則」こそ価値法則展開の現実の動力であった。畸形化した労働力商品化をいよいよ自己を工業国化し、他を農業国化することによって発展させようとしているのである。

こうして類型的に言えばつぎのようにいうことができる。資本主義の発生期は封建的権力が倒されるとともに領主層や小生産者層、前期的商人層が解体されつつ資本家、賃銀労働者および近代的土地所有者の三大階級が形成される過程であって、端的に言えば没落しつつある小生産者的商品経済によって阻害されながらも資本家的商品経済が発展する過程である。資本主義の発展期は前者の運動が消滅しつつ後者の純粹資本主義化の運動が発展する過程である。そして資本主義の爛熟期はいわば発生期の運動の逆向きの運動と発展期の運動とが合成された運動が展開される時代である。いわば発展期の運動が世界的な発生期の運動を特殊にとりこむ過程の時代である。

(257) 同、228 ページ。

(258) 同、同ページ。